

## 令和4年6月定例会会議録（第1号）

令和4年6月7日 火曜日 午前10時00分開会  
議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	高橋富美子	議員
17番	佐藤卓也	議員	18番	小野周一	議員

### 欠席議員（1名）

8番 庄司里香 議員

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀

監査委員	大場隆司	監査委員局長	津藤隆浩
選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 局長	岸 聡
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 局長	横山 浩

### 事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主任	笹原佳子
主任	小松真子	主事	秋葉佑太

### 議事日程（第1号）

令和4年6月7日 火曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 4 報告第3号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 5 報告第4号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第5号令和3年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第6号令和3年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

（上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 8 議案第31号財産の取得について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 9 議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第33号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案及び請願の常任委員会付託

（上程、提案説明）

- 日程第13 議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第30号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

## 開 会

**高橋富美子議長** 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。欠席通告者は、庄司里香さん1名です。

これより令和4年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときはジャケットをお脱ぎいただいても構いません。

### 日程第1会議録署名議員指名

**高橋富美子議長** 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、八鍬長一さん、小嶋富弥さんの兩名を指名いたします。

### 日程第2会 期 決 定

**高橋富美子議長** 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

（佐藤卓也議会運営委員長登壇）

**佐藤卓也議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果に

ついて報告いたします。

去る5月31日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和4年6月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和4年6月定例会日程表のとおり、本日から6月17日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

このたび提出されます案件は、報告5件、補正予算2件、議案4件、請願1件の計12件であります。

案件の取扱いにつきましては、本日、報告5件のうち議案第29号から議案第30号までの補正予算2件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月17日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第31号の議案1件につきましては、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第32号から議案第34号までの議案3件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後に総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をしていただきます。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は5名であります。したがって、1日目3名、2日目2名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいますよ

うお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月17日までの11日間にしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月7日から6月17日までの11日間と決しました。

### 令和4年6月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	6月7日	火	本会議	議場	午前10時	開会。報告(5件)の説明。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(3件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の常任委員会付託。補正予算(2件)の上程、提案説明。
第2日	6月8日	水	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤悦子、小嶋富弥、山科春美の各議員
第3日	6月9日	木	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤卓也、山科正仁の各議員
第4日	6月10日	金	休会			本会議準備のため
第5日	6月11日	土	休会			
第6日	6月12日	日	休会			
第7日	6月13日	月	常任委員会	産業厚生(議員協議会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第8日	6月14日	火	休会			本会議準備のため
第9日	6月15日	水	休会			本会議準備のため
第10日	6月16日	木	休会			本会議準備のため
第11日	6月17日	金	本会議	議場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(2件)の質疑、討論、採決。

### 分の承認について

日程第3報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処

**高橋富美子議長** 日程第3報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、令和4年度に限り、商業地の宅地のうち価格が上昇する土地の課税標準額の上昇幅の上限を2.5%とする改正を行うとともに、必要な条文の整備を行うものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** ただいま説明のありました報告第2号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) ただいまの説明で、固定資産税、都市計画税について、上昇幅の上限を2.5%にするということでした。2021年度は固定資産税の据置き措置を行ったと聞いておりますが、それを取り払って、国民にとって増税となるやに聞いていますが、新庄市についてはどうでしょうか。

**佐藤 隆税務課長** 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** おはようございます。

上昇幅は現在も設定されてございます。5%に設定されておるものなんです、これを2.5%に圧縮するという改正でございまして、税額にしますと安くなるという改定になります。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 固定資産税の評価が、土地評価額の見直しなどで評価額が上がった場合、土地や商業地の一部は課税標準額が上がり、増税になるとも聞いております。それで、2021年度はその据置き措置を、固定資産税の増税になる部分に据置き措置を行ったと聞いておりますが、新庄市においてはどうだったのか。

そして、日本全体としては増税になると聞いていますが、新庄市の場合は具体的に増税に本当にならないのか、お願いします。

**佐藤 隆税務課長** 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** ただいま申し上げましたとおり、現在のところの取扱いですと上昇幅をこれまで5%としております。5%が上限ということで取り扱ってございます。それを商業地の宅地のうち価格が上昇する土地の課税標準の上昇幅の上限を2.5%に圧縮するものでして、影響額としますと6万6,000円、税額としては安くなっておる改正でございます。

以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 5%、本当は上昇しなければいけないところを2021年度の据置き措置を取り払ったと聞いております。2021年度に比べて2022年度の固定資産税が6万6,000円安くなると解釈していいのでしょうか。

**佐藤 隆税務課長** 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 影響額は、筆数にしますと55筆でございます。6万6,000円安くなるということでございます。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** まずは、最初の第22条の2、寄附金税額控除のところなんですけど、内容、今回の令和4年第1号の改正の中にはこの条項の部分が載っておりませんでした。その載っていないところで、根拠の法律を見ますと、公益法人の制度について、当時、平成20年度の改正であったかと思えます。公益法人関連三法の中で、民法法人が公益財団もしくは公益社団に移行していくと。その移行に平成20年度から5年間の経過措置を取ってありました。

しかし、私にとっては、この措置自体が9年を経て今回削除になるという背景がちょっと納得できないところがありまして、そちらの部分、担当課にどのように総務省から来ているのか伺いたいと。

これに伴って、市内においては該当する法人がどの程度あるのか、またはその法人が、影響される法人があるのかどうなのか、その点も伺っておきたいと思っております。

次に、法人市民税の申告納付のところなんですけど、法律で定める法人がe L T A X（エルタックス）を活用するということの義務づけ、この変更で、それは改正されているんですけども、これに伴って新庄市においては該当する法人が何社、どの程度あるのか。

そして、今後、この法律というのがもっと中小企業まで拡大をされていくのではないかと考えております、e-Tax（イータックス）と同じようにですね。そうしますと、自治体として、新庄市として、この啓蒙、準備というのが行われていかなければいけないことになってい

くのではないかと推察されております。その点をどのように考えていらっしゃるのか、これをお伺いしておきたいと思いました。

そして、第39条に対しては、もしその該当する法人が電子情報処理組織の手続でやらない場合、何らかのペナルティーがあるのではないかと、そういったペナルティーはどういったものがあるのか伺っておきたいと思えます。

次に、第9条ですか、固定資産税、先ほど質疑がありました。上昇幅2.5%、課長の答弁の中で、新庄市としては55筆、そして今年度に限り6万6,000円、全体として安くなると。これが当初予算のところに、この発出を見ますと、当初予算の編成時には発出がなかったかなど。当初予算の中で、固定資産税、土地に関しては3,900万円ですかね、金額が載ってありますが、ここから減額というところをどうやって、どのように見ていらっしゃるのか。

そして、新庄市のホームページを見ますと、今年度、令和4年度に限りの暫定の法律でありますけれども、ここの2.5%、商業地に対しての額について2.5%減少するということの説明がなかったように見受けられます。そういった情報の発信、啓蒙をどのように考えていらっしゃるのか、その点について伺いたいと思えます。

**佐藤 隆税務課長** 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 質問が何点かございました。

順番にお答えしていきたいと思えます。

初めに、第22条の2の改正についてでございます。民法の経過措置を取り扱った部分でございますが、これは、税条例につきましては総務省から準則というものが示されてございまして、その準則にのっとっての改正でございます。国の準則についても、その改正、こんなふうに改正しなさいよということが示されてございまして、それにのっとってこのたびの改正となったものでございます。

それから、申告納付、法人の申告の状況について影響があるのかないのかという御質問がございましたけれども、基本的に国ではエルタックスでの申告を進めてございます。今後、ますますその活用が図られるものと理解してございます。特に現在のところペナルティーとかは設けられてございませんが、たしか私の記憶にあるのは、追って、申告する際にどちらの方法を選ぶのかみたいな方法が取られるのかなと記憶してございますが、なお特段の影響はないと私は考えてございます。

それから、ペナルティーがあるのかという御質問がございましたが、特にペナルティーはないと考えてございます。

ホームページに説明がないという御指摘をいただきまして、ありがとうございます。早急に、条例改正を専決処分いたしましたものですから、早急に載せてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** まず、固定資産税の部分について、今年度に限り2.5%に減縮した部分について対応してくださるということです。よろしく願いいたしたいと思っております。

それに付け加えてなんですけれども、今般の改正の中で、昨年度、令和3年度の固定資産税について……、少々お待ちください。15か月間の……、失礼しました。

今般の改正に伴って、令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例について、こちら新庄市は対象があるでしょうか。もしありましたら伺っておきたいということと、これについては、令和3年度の納付通知書を、例えば令和3年4月8日に納付書を、昨年です、ね、もらった場合、受け取った場合、その金額に申立てができる、審査の申出ができる期間を延長して、15か月間という延長になっているか

と思います。

他市を見渡してみますと、今回、4月1日に改正になった内容で対象者があるのだと思うんですが、4月1日付でホームページに記載されている、もしくは6月1日付で記載をしているという自治体が多く見受けられますが、新庄市においてははないなど。そうしますと対象者がないのかなと思ったんですが、その点いかがかなというのを1点伺いたいということ。

そして、もう一つ、すみません、ちょっと戻りまして、第62条の2の固定資産税課税台帳の閲覧の手数料の部分なんです、重要なのが同条第1項ただし書の内容であるかなと思います。このただし書に該当する方の人権であったり守っていくと。そういった場合、この方法、国の何ですかね、報告というか、通知ですと、ざっくりとして、ざっくりとというか、個別具体的な方法でどのようにして守っていくのかということが記されていない。新庄市としては、どのような方法でその情報を集め、得て、そして提示していくのか、その方法はどのようになっているのか伺っておきます。

**佐藤 隆税務課長** 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 価格に関してなんです、今のところ、令和3年度の価格について疑義があるというお話は頂戴してございません。

それから、その後ございました第62条の2の改正の点におきましては、DV関係ということでございますけれども、DV関係ですと、今現在、例えばこの人はDV絡みでというデータがありますと画面に表示するような仕掛けになってございます。例えばそのような場合にお申出が、関連の方から閲覧等があった場合には例えば住所を消して開示するとか、そのようなことを考えてございます。以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。



**2 番（叶内恵子議員）** まずは最初に、そうしますと固定資産税の審査の申出については、上昇した対象者がいないという理解でいいのか。もし、あってもなくても、例えばあるのであればなおさら、審査の申出の方法について知らないでおります、多くの市民、ほとんど皆さんだと思えます。じゃあ市報にそれが書いてありましたかといいますと市報にもなかった。そうしますと、どういう方法でこの法律を広めていくのか、市から発信しなければ何も広まっていきません。もう6月です。そうしますと、通知をもらった去年の段階、通知をもらってから15か月間、もう期日がありません。そうしたらその機会というのを奪うことになります。それについてどう考えていらっしゃるのか。速やかに対処すべきかと思えます。

そして、先ほどのDVがあったりした方、そういったところについては適切な情報の管理ということをしていかれると思えます。また、機会を見てどういった方法でされていくのか。国というか、登記所の手続を含め、もう少し具体的に説明していただけるのであれば説明をお願いしたいと思えます。

**佐藤 隆** 税務課長 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 先ほど申し上げましたが、令和3年の価格の上昇がなかったわけではないと理解してございます。たまたま相談が今のところない、上昇した件について疑義があるという御相談がないということで理解してございます。

広報の方法については、今後、御意見を参考にさせていただきたいと思えます。至急、取り扱いたいと思えます。

それから、DVに関しては、DVのお申出がありますと市民課でデータを入力するという仕掛けになってございます。そのデータについては連携してございまして、注意喚起、その方のデータ、注意の申出があった方のデータを開き

ますと画面上に注意喚起が出るような仕掛けに今なっております。先ほど申し上げましたとおり、そのような方については取扱いを慎重にいたしてまいります。以上でございます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第2号についてはこれを承認することに決しました。

#### 日程第4報告第3号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

**高橋富美子議長** 日程第4報告第3号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 報告第3号新庄市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市国民健康保険税条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** ただいま説明のありました報告第3号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 端的に言って、国民健康保険税は課税限度額が上がる増税なのかということをお聞きします。

それから、対象人数、対象世帯ですか、そして総額はどのぐらいになるのか、お願いします。

**佐藤 隆 税務課長** 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆 税務課長** 課税限度額が現在の99万円より3万円上がって102万円になるという改正でございます。

令和4年4月1日のデータでの試算をしてみましたところ、150万5,390円、税額が上がりました。税額が上がるという改正でございます。

11世帯に影響があるようでございました。

以上でございます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第3号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第3号についてはこれを承認することに決しました。

## 日程第5 報告第4号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

**高橋富美子議長** 日程第5 報告第4号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 報告第4号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同協会の令和4年度事業計画及び予算について議会に報告するものであります。

令和4年度事業計画及び予算につきましては、同協会の令和3年度第4回理事会におきまして議決されたものであります。

令和4年度の予算といたしましては、別冊の令和4年度事業計画書・予算書の1ページ目にありますとおり、本市のスポーツを振興し、市民の体力向上と健康の増進並びにスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、スポーツ振興事業を一層充実させるとともに、指定管理者として市民ニーズに対応できるようスポーツ施設を適正に管理し、施設利用者の安全確保とサービス向上に努め、公益法人として安定した法人運営を図るため、総額1億7,748万円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、別冊の事業計画書・予算書を御覧ください。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告とさせていただきます。

**高橋富美子議長** ただいまの報告は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

### **日程第6報告第5号令和3年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

**高橋富美子議長** 日程第6報告第5号令和3年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 報告第5号令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月定例会におきまして、令和3年度予算の一部を令和4年度に繰り越して使用することができる経費の限度額を御決定いただきましたが、これらの事業に関し繰越額が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。2款総務費のマイナンバー制度に係るシステム改修事業や8款土木費の道路長寿命化事業など計6事業であります。いずれも関係機関との協議に時間を要したことや、施工に当たり不測の日数を要したことなどにより、繰越しとするものであります。

繰越額は8,018万9,200円で、財源につきましては、国・県支出金は、社会保障税番号制度システム整備費補助金、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金であり、地方債につきましては、地方道路等整備事業債、道路長寿命化事業債、防雪整備事業債であります。また、一般財源は前年度繰越金を充当するものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

**高橋富美子議長** ただいまの報告は地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

### **日程第7報告第6号令和3年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

**高橋富美子議長** 日程第7報告第6号令和3年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 報告第6号令和3年度新庄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

新庄市下水道事業において、建設改良費の一部を令和4年度に繰り越す必要があるため、公営企業法の規定に基づき、議会に繰越計算書を報告するものであります。

令和3年度下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。繰越しをいたしますのは、1款資本的支出1項建設改良費のトウメキ地区汚水管渠布設工事の1事業であります。本事業につきましては、入札の結果、不調となり、令和3年度内に契約締結に至らなかったため、繰越しとするものであります。

繰越総額は1,806万円で、財源につきましては、社会資本整備総合交付金、下水道事業債、当年度損益勘定留保資金を充当するものであります。

以上につきまして、公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

**高橋富美子議長** ただいまの報告は地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でありますので、御了承願います。

## 日程第8議案第31号財産の取得 について

**高橋富美子議長** 日程第8議案第31号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第31号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、小型除雪車を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

取得する財産は、国の更新基準を超過している1.3メートル級の小型除雪車であり、国の助成を受けて更新するものであります。

契約方法は、指名競争入札による物品購入契約とし、本市に本店または営業所を有する業者及びこれまで本市で納入実績のある業者を含む5社を指名し、入札を行った結果、山形市大字十文字1128番地の1、昭和建機株式会社から2,274万8,000円で取得するものであります。

以上であります。

**高橋富美子議長** お諮りします。

ただいま説明のありました議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3番(新田道尋議員)** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3番(新田道尋議員)** ここに記載されているのは小型除雪車ということで、内容、どういうものか把握できないんです。メーカーとか型式とかあるはずだよね。ロータリーじゃないかなと想像しているんですけども、具体的にどういうものですか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** このたびの取得した財産ということで、具体的な内容ということで御質問いただいたところです。

今回取得した小型除雪車につきましては、小

型ロータリー除雪車ということで、1.3メートル級ということで、一般的な道路、市道の除雪を行うためのロータリー除雪車でございます。

以上でございます。

**3 番（新田道尋議員）** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3 番（新田道尋議員）** 今、課長が説明してくれたから分かったんですが、1.3メートルなんていったって何だか理解できないですよ、普通の人、素人では。私も分からなかった。だから、ロータリーならロータリーと書けばいいんじゃないですか、分かりやすい。想像でそうだろうと私は感じ取ったので、もう少し分かりやすく、何も無い、1.3メートルなんていったって、ドーザーだか何だかさっぱり分からんじゃないですか。もう少し丁寧に分かりやすく提示してください。以上。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号財産の取得については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

## 議案3件一括上程

**高橋富美子議長** 日程第9議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第11議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を会議規則第35条の規定により一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、本年11月に予定しております各種証明書等のコンビニ交付の開始に伴い、新庄市印鑑条例について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨を新たに規定するとともに、登録者本人が市役所窓口において印鑑登録証明書の交付を申請する場合において、印鑑登録証に代えてマイナンバーカードを提示することができることとするものであります。

施行日は令和4年11月1日といたします。

次に、議案第33号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、本年11月に予定しております各種証明書等のコンビニ交付の開始に伴い、新庄市手数料条例について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、コンビニエンスストア等の多機能端末機により各種証明書等を交付する場合の手数料を新たに設定するとともに、必要な規定の整備を行うものであります。

この手数料につきましては、市役所窓口における各種証明書等の交付に係る費用を勘案し、窓口で交付する場合と比較してそれぞれ100円低い金額とするものであります。

施行日は令和4年11月1日とします。

次に、議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に属する第1号被保険者の保険料の減免を行う場合の申請書の提出期限の特例の対象となる保険料の納期限について、令和5年3月31日まで延長するための改正を行うものであります。

施行日は公布の日とし、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** ただいま説明のありました議案3件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第34号についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免を行う場合の申請の提出期限に関する特例の対象となる保険料についてということで、減免の内容はどのような内容なのか、市民に分かりやすくお話ししていただきたいと思っております。

**佐藤 隆** 税務課長 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆** 税務課長 介護保険料のコロナウイルス関連の減免についての御質問でございます。

減免の申請方法、申請書等の具体的なことに

つきましては、当初賦課がまだなものですから、当初賦課の段階でホームページ上に掲載、さらに市報等に載せていく考えでございます。

具体的な減免につきましては、令和3年度の減免の方法と何ら変わりはありません。

以上でございます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

**1 5 番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**1 5 番（小嶋富弥議員）** 議案第32号と第33号なんですけれども、デジタル化の時代を迎えて、マイナンバーカードをもって利便性を図ると。大変進んだなと私は評価するんですけども、ただし、なかなか、今、国では「誰一人取り残さないデジタル化」というような標榜をしておりますけれども、残念ながら我々年いった者はなかなか使い方がちょっと心配だな、不安があるんですけれども、その使い方というような周知方法、市としてね、皆さんが使って利便性を享受するような、そういう使い方とか方法というのも親切にやってもらわないと、なかなか、カードは持っているけれども使いこなせないという心配があるんですよ、私ばかりじゃないと思うんですけれども。その辺を、機械を導入してやりなさいということはないでしょうけれども、どうやって使ってもらって享受できるような、行政ではお考えか、ひとつ分かれば教えてもらいたい。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** 機械の操作の周知ということになります。広報なりホームページ等でお知らせするところ、1点、それから窓口でも御案内ができるような形で今後検討をしたいと思いますと考えております。以上です。

**1 5 番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**1 5 番（小嶋富弥議員）** まさしくそうだと思う

んです。例えば出前講座とかなんとかある場合には教えますよというようなことも大切だと思うんですね。

そして、使ってみて、便利でよかったなということを広めていくとマイナンバーカードの普及というのもさらに進むと思うんです。マイナンバーカードの普及率は全体の50%っているんですか、その辺、マイナンバーカードの普及に絡めて、今現在、マイナンバーカードはどのぐらいの申請があるか、お願いいたします。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** マイナンバーカードの交付率、5月1日現在ですが、新庄市37.3%ということで、まだまだ県内の平均には届いていない状況でございます。以上です。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番(小嶋富弥議員)** そうすると、今の数字、3分の1しか市民はまだ取得してないと。そして、その制度をせっかく導入して、使う分にはその3分の1の人だけしか利便性が図られない。これではせっかく導入しても、ちょっとな。やはり早くその利便性を市民の皆さんに理解していただいて、そしてマイナンバーカードをして利便性を図って、市民の多くの皆さんがよかったと享受するような施策をもう少し、ホームページ云々はいいですよ、市の窓口。でも、その利便性を市民の皆さんが理解するような施策が、少し努力が、私から見ればですよ、やっていると思うんですけれども、足りないと思うんです。だから進まないと思うんです。その辺もう一回、どういうふうに進めるか、ひとつお願いしたいと思います。それをやらないと、せっかくお金を導入しても意味をなさないという気がするものですから、その辺もう一度伺います。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** マイナンバーカードの普及策についてですが、コンビニ交付の導入といったことも大きく後押しをすると考えております。また、今回、手数料の見直しということで、コンビニ交付は100円安いよということで提案をさせていただきました。県内でも鶴岡市が400円のところを200円でコンビニ交付の手数料を設定しております。やはり大きな反響があったということで、これも一つの方策と考えております。

さらに、今度参議院選挙もございますが、そういった人の多く集まる場所でマイナンバーカードの取得についてPRを進めてまいりたいと考えております。また、事業所、それから地域への出張申請、こういったところも今準備を進めておりまして、マイナポイント第2弾の申込みに合わせて、皆さんが漏れなくマイナンバーカードを取得できるような環境をさらに推し進めてまいりたいと考えております。以上です。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

## 日程第12議案及び請願の常任委員会付託

**高橋富美子議長** 日程第12議案及び請願の常任委員会付託を行います。

議案及び請願の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表により所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

## 令和 4 年 6 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議 案 ( 3 件 ) 請 願 ( 1 件 )	○議案第 3 2 号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について ○議案第 3 3 号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について ○議案第 3 4 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について ○請願第 1 号沖繩戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画 の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを 求める意見書の提出についての請願

### 議案 2 件一括上程

**高橋富美子議長** 日程第13議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から日程第14議案第30号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算2件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から議案第30号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算及び議案第30号令和4年度介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第29号令和4年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億3,562万7,000円を追加し、補正後の予算総額を189億4,220万8,000円とするものであ

ります。

4ページの第2表におきましては、国庫補助金の内示等に伴い、地方債の金額を変更するものであります。

7ページからの歳入についてであります。15款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金や補助金を増額するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るセーフティネット強化交付金を増額補正しております。

さらに、18款寄附金におきましては、企業版ふるさと納税寄附金として4月に頂いた1億円を新たに計上しております。

10ページからの歳出では、2款総務費に旧看護師養成所建設用地を土地開発基金から買い戻す費用を計上しております。

3款民生費では、令和4年度、新たに住民税非課税となった世帯を対象とした住民税非課税世帯等臨時特例給付金、子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための費用をそれぞれ計上しております。

また、12ページ、4款衛生費では、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に必要な費用を補正しております。

6款農林水産業費では、当初は市が実施する予定であった事業について、県事業に振り替えたため、減額補正しております。

13ページ、7款商工費は、地域経済の活性化



及び地元商店の事業継続を支援するため、市独自の地域経済活性化商品券事業に必要な費用を新たに計上しております。

新型コロナウイルスの追加支援策も含め本市の今年度の事業が効果的に展開できるよう、国・県の動きに呼応するなど適切な対応を要する補正内容としておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、17ページ、議案第30号令和4年度介護保険事業特別会計補正予算について、介護報酬改定などに伴うシステム改修に要する経費の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては財政課長に説明させますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

(荒澤精也財政課長登壇)

**荒澤精也財政課長** それでは、議案第29号一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億3,562万7,000円を追加し、補正後の総額は189億4,220万8,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、4ページ、第2表地方債補正でございますが、国の補正によりまして令和3年度に前倒して行った事業分の減額や、国庫補助金の内示額に合わせた減額などによりまして、県営土地改良事業負担、その他の地方債の変更を行っております。

続きまして、7ページからの歳入について御説明申し上げます。

初めに、15款国庫支出金でございますが、1項2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費

負担金につきましては、4回目のワクチン接種事業に要する経費の増額補正に合わせまして負担金の額を増額するものでございますが、これにつきましては2項3目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金も同様の理由となるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出で御説明いたします地域経済活性化商品券事業の財源として、地方創生臨時交付金を充てるほか、8ページの県支出金2項5目商工費県補助金の地域消費喚起推進事業費補助金を合わせて充てることとしております。

7ページに戻りまして、2項2目民生費国庫補助金につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を増額補正するものであります。また、子育て世帯生活支援特別給付金事業費に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金につきましても増額補正しております。

2項5目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減額につきましては、国の内示に合わせまして減額補正しております。

8ページ、16款県支出金でございますが、2項4目農林水産業費県補助金の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金につきましては、当初は市が実施する予定であった事業について県事業に振り替えたため、減額補正しております。

18款寄附金につきましては、市内の企業から企業版ふるさと納税として1億円の寄附を頂いたことにより、新たに予算計上するものであります。

19款繰入金につきましては、寄附金を頂いたことによる財源調整として1億円を減額補正するものであります。

20款繰越金につきましては、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして、前年度繰越金8,214万2,000円を補正しております。

続きまして、10ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、2款1項6目財産管理費につきましては、旧看護師養成所建設用地を土地開発基金から買い戻す費用のほか、手数料として埋設物の処分に係る経費、不動産鑑定に必要な経費を計上しております。

続いて、3款1項1目社会福祉総務費につきましては、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯などに給付する住民税非課税等臨時特別給付金5,000万円を新たに計上しております。

11ページ、3款2項1目児童福祉総務費につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯分を給付するための事務費のほか、保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金を新たに補正しております。

続いて、3款2項2目児童母子措置費につきましては、令和4年4月分の児童扶養手当受給者などに給付する子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯分2,500万円を新たに補正しております。

また、3款2項6目子育て世帯生活支援特別給付金給付費につきましては、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和4年度住民税非課税の世帯などに給付する子育て世帯生活支援特別給付金、独り親世帯以外分3,150万円を新たに補正しております。

12ページ、4款1項1目保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費5,940万5,000円を補正しておりますが、4回目の接種に必要な経費を増額補正するものであります。

続いて、6款1項5目農地費の県営土地改良事業費につきましては、地方債の部分でも御説明申し上げましたとおり、国の補正によりまして令和3年度に前倒しで行った事業分を減額するものであります。

13ページ、6款2項1目林業振興費の林業・

木材産業成長産業化促進対策交付金につきましては、歳入の県支出金の部分でも御説明したとおり、当初は市が実施する予定であった事業について、県事業に振り替えたため、減額補正しております。

続いて、7款商工費でございますが、1項5目新型コロナウイルス対策費におきましては、全市民に3,000円の商品券を配付する事業と数量限定でプレミアム付商品券を販売する事業の2つを合わせて、地域経済活性化商品券事業として1億2,626万8,000円を新たに計上するものであります。

なお、これにつきましては、歳入でも申し上げましたが、国の地方創生臨時交付金のほか、県の地域消費喚起推進事業費補助金を活用して実施するものでございます。

14ページ、8款2項3目道路新設改良費の3つの事業及び15ページ、8款6項2目の桧町地区流雪溝整備事業費につきましては、歳入で申し上げましたが、国庫補助金の内示額に合わせ、減額するものであります。

なお、14ページ、8款5項1目住宅管理費の定住促進住宅改善事業費につきましては、国庫補助金の内示を受けて新たに計上するものであります。

続きまして、15ページ、10款5項3目公民館費の地区公民館運営事業費でございますが、これにつきましては、当初予算で計上しております八向地区公民館改修工事に併せ、エアコンの設置工事を追加するものでございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

17ページを御覧ください。

議案第30号介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出それぞれ60万5,000円を増額し、補正後の予算総額を37億9,364万8,000円とするものでございます。

20ページの歳出では、1款総務費に報酬改定

などに伴うシステム改修業務委託料を計上する  
ものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の  
説明を終わります。

御審議いただきまして、御可決賜りますよう  
よろしくお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算 2 件につ  
きましては、会議規則第37条第 3 項の規定によ  
り、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第29号から議案第30号までの補正予算 2 件  
については、委員会への付託を省略し、6月17  
日金曜日、定例会最終日の本会議において審査  
をいたします。

## 散 会

**高橋富美子議長** 以上で本日の日程を終了いたし  
ました。

明日 6 月 8 日水曜日午前10時より本会議を開  
きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 1 1 時 0 8 分 散会

## 令和4年6月定例会会議録（第2号）

令和4年6月8日 水曜日 午前10時00分開議  
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（15名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	新田道尋	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（2名）

2番	叶内恵子	議員	8番	庄司里香	議員
----	------	----	----	------	----

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀

監査委員 大場 隆 司  
選挙管理委員会会長 武 田 清 治  
農業委員会会長 浅 沼 玲 子  
農業委員会会長 横 山 浩

監査委員局長 津 藤 隆 浩  
選挙管理委員会会長 岸 聡  
農業委員会会長職務代理 笹 行 也

### 事務局出席者職氏名

局長 武 田 信 也 総務主査 笹 原 佳 子  
主任 小 松 真 子 主 事 秋 葉 佑 太

### 議事日程（第2号）

令和4年6月8日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問  
1 番 佐 藤 悦 子 議員  
2 番 小 嶋 富 弥 議員  
3 番 山 科 春 美 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和4年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤悦子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍で増えている生活困窮者の命を守るために、生活保護受給について問う</li> <li>2. 気候危機は、地球規模で深刻になっている。打開のために、省エネ、再エネで、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロの新庄市にしよう</li> <li>3. 物価高騰から生活を守るために</li> <li>4. エコロジーガーデン道の駅の駐車場用地購入は、やめるべき</li> </ol>	市長 教育長
2	小嶋富弥	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政組織について</li> <li>2. 新庄まつりと情報発信について</li> <li>3. 学校と地域について</li> </ol>	市長 教育長
3	山科春美	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災について</li> <li>2. 若者の投票率について</li> </ol>	市長 教育長

## 開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名です。

欠席通告者は、叶内恵子さん、庄司里香さんの2名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着をお脱ぎいただいて構いません。

### 日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は5名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は3名です。

### 佐藤悦子議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表して一般質問いたします。

ロシアによるウクライナ侵略が続いています。皆さん、心を痛めています。

ところが、今の政府は「力には力を」「敵基

地攻撃能力を持つ軍事費は2倍に増やす」「核兵器共有化」というような話をし、憲法第9条も変えるという立場に立っています。

力対力、軍備対軍備、このことが続けば、本当に日本が、集団的自衛権の行使を含む法律も持っている日本が戦争に巻き込まれ、そして敵基地攻撃をやれば必ず日本本国が、沖縄が狙われることになってしまいます。そんな日本が戦争に巻き込まれる道は絶対に避けなければならない。

そのために、私たち日本共産党は、ロシアに対しては「侵略をやめろ」、そして「国連憲章を守れ」、こう言って国際社会が団結することを呼びかけています。そのために、憲法第9条を生かした平和外交を進める日本になることが日本国民の命を守る、戦争に巻き込まれない、平和な日本を守る、大事なことだと私たちは訴えていきます。軍備拡大になれば暮らしが壊されます。消費税増税、社会保障の削減にもつながります。そういう意味で、今回のこの問題に対する態度は、国民の平和を守り、暮らしを守るのは誰なのか、そしてそのために私たちは政治を行う者として訴えなければならない、そう思っています。

このたびの一般質問は、市民の暮らしを守るためにということで質問いたします。

第1に、コロナ禍で増えている生活困窮者の命を守るために、生活保護受給について伺います。

①として、新型コロナ禍で生活困窮となる方が激増しています。対応する貸付けとして社会福祉協議会による貸付総額が多額になっていますが、返済できるのかが問題となっています。困窮が広がっているのに生活保護の利用者数は伸びていません。その原因はどう見ておられるでしょうか。周知の不足、生活保護制度に対する、受ける側の忌避感の強さ、さらに制度運用に問題などはないのでしょうか。

②として、生活保護が権利であるという継続した広報が重要ではないでしょうか。ポスターの作成と掲示、相談窓口への掲示、ホームページでの説明はどうでしょうか。

③として、厚生労働省は、昨年3月の事務連絡で扶養照会について「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合はその理由を丁寧に聞き取る」と柔軟な運用を指示しました。そこで、扶養照会は扶養義務の履行が期待できると判断されるものに対して行う、暴力、虐待を受けた場合には扶養照会はしないという新しい運用を盛り込んだ内容に改善してはどうでしょうか。

④は車の保有について、令和3年4月現在で鶴岡市では37件認められています。交通事情もあります。通勤や通院、独り親世帯の子供の保育園の送迎などケース・バイ・ケースで認めるべきではないでしょうか。

⑤として、灯油高騰で「冬期加算だけではまるで足りなかった」との声がありました。福祉灯油を生活保護世帯にも支給すべきではないでしょうか。

⑥として、今年の夏、高齢者の熱中症が心配されます。エアコンの設置について、新しい受給者だけでなく、必要な、今まで受けている方々も受給できるように支援すべきではないでしょうか。

⑦として、個々の市の職員は住民のためにいい仕事をしたいと頑張っています。しかし、相談や申請、受給者への丁寧な対応するには経験や研修が必要です。ケースワーカーが件数を多く持っているると市民に寄り添った対応ができません。人を増やすべきではないでしょうか。

大きな2つ目は、気候危機は地球規模で深刻になっています。打開のために、省エネ、再エネで2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロの新庄市にしようということについてです。

①として、2022年1月末現在、598自治体、人口1億1,500万人の住む地域で2050年CO<sub>2</sub>

排出ゼロ目標を掲げています。本市でもそれを宣言し、実現する計画を策定すべきではないでしょうか。気候危機を打開すると同時に地域の光熱費支出を抑え、お金の地域還元、雇用拡大、地域発展につながるものです。

②として、プラスチックごみによる地球環境・生物汚染が大きな問題となっています。廃プラスチックの焼却ではなく、資源化を前提にした計画に抜本的に見直すべきではないでしょうか。プラスチックの大量生産、流通、消費をなくすことが最大の課題ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大きな3つ目です。物価高騰から生活を守るために提案いたします。

①として、厚生労働省の毎月勤労統計によると、1996年と2021年の比較で1人当たりの実質賃金が平均で61万円下がっています。一方、急激な物価高が起きています。原因は、新型コロナ、それからウクライナ侵略だけではありません。異次元の金融緩和による円安という国策によるものです。そこで、消費税5%緊急減税、インボイスの中止こそ、市として国に要望することが必要ではないでしょうか。

②として、市独自の子育て支援として、給食費ゼロ負担、18歳までの医療費無料化を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目ですが、エコロジーガーデン道の駅の駐車場1,700平方メートルの土地の購入はやめるべきだということです。

①として、交通渋滞や交通事故などが起きているようですので、それは防止のため、道の拡幅整備、信号機の設置など、ぜひやっていただきたいと思っています。しかし、200台もの駐車場が必要なのは多くても年16日だけです。不足するトイレも臨時駐車場も今の市が持っている土地の活用でできるのではないのでしょうか。

②として、高額な土地代になる、それから莫大な盛土整備費がかかる、そして除雪費を含む



維持管理費1,000万円と市は見込んでおりますが、それらが市の財政を圧迫すると考えます。仮にイベント時に利用料負担を求められるようになれば、利用者が減るのではないのでしょうか。できれば利用料無料で続けられるようにしていただきたいと思います。以上です。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、生活保護に関する御質問であります。まず生活保護の申請者数が伸びていないことへの質問ですが、コロナ禍の前後で申請件数に大きな変化はなく、数字が伸びていない原因としては様々な要因が考えられますが、令和2年以降、国・県、市において様々な経済対策を実施してきたことも一因ではないかと捉えております。

次に、生活保護に関する継続した広報が重要との御質問でございますが、制度の周知につきましては、民生児童委員の日頃からの個別訪問や社会福祉協議会、生活自立支援センターもがみなどの相談機関での情報提供が主となっております。これらの関係機関と連携し、困窮者に関する情報を共有しながら、必要と思われる方には保護申請の相談を実施しているところですが、さらに今後はホームページへも掲載するなど広報の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、扶養照会についての御質問でございますが、厚生労働省より令和3年2月に、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等についての通知が発出され、その中に扶養義務者への照会を省略できる場合が記載されております。

本市におきましても、これを踏まえた対応を

行っており、夫からのDVを受けていた事例など照会を不要としたケースもございますので、今後とも相談者の状況に応じた対応を行ってまいります。

次に、被保護者世帯の自動車保有についての御質問ですが、被保護者が所有する自動車については処分指導が原則となっております。ただし、例外として、通勤や通院に使用するなど、やむを得ず必要な場合には処分指導を保留することが制度上可能となっております。本市におきましても、この基準に基づき、適切な運用に努めてまいります。

次に、福祉灯油を被保護者世帯にも支給すべきとの御提案でございますが、本市では山形県低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金を活用して灯油購入費助成を実施してまいりましたが、御指摘のとおり、被保護者世帯は給付の対象外となっております。被保護者世帯には冬期加算や期末一時扶助があるため、その他の低所得世帯との均衡を図ったものであります。

しかしながら、今後も燃料費の高騰傾向が長引くようであれば新たな経済対策が必要になってくるかと思われますので、今後の社会経済情勢や国の動向を注視してまいります。

次に、エアコンの設置についての御質問でございますが、現行の制度では、保護開始時や長期入院後に新たに単身居住を開始するとき、災害に遭った場合など限られた場合にのみ冷房器具購入の補助費が認められており、該当する被保護者について扶助を行っているものです。御理解くださるようお願いいたします。

次に、ケースワーカーの人員を増やすべきではないかとの御質問ですが、国では被保護者世帯の数に応じてケースワーカーの標準数を定めております。本市の被保護者世帯は6月1日現在272世帯あり、これに対応するケースワーカーの標準数は3名となっているところですが、本市においては4名のケースワーカーを配置し

ており、数としては充足しておると考えております。

次に、気候危機の打開と脱炭素についての御質問であります。2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、国が示しているパリ協定に基づく長期戦略において、地域は再生可能エネルギーを最大限に利用し、省エネルギー、廃棄物のリサイクル、森林や里山の保全など様々な取組を総合的に進めながら目標を達成するとしております。

その大きな目標の一つが再生可能エネルギーの普及であり、本市においてはバイオマス事業もその一つであります。この事業を地元企業が行えば雇用創出と産業創出につながる可能性があると考えます。また、電気の消費者が再エネルギーを設置した場合、光熱費の支出を抑えることが可能となります。事業者が行う太陽光・風力・水力発電に関しては、自然環境や景観の保全、農作物への影響なども勘案する必要があります。家庭や事業所が行うものとしては太陽光利用が一般的ですが、新庄市の気象条件では必ずしも有利とは言えず、また設置費や維持管理費などに高額な支出を伴う面もあります。

このようなことから、市では地域の事情や費用的な課題を総合的に勘案しながら進めてまいりたいと考えているところです。

脱炭素化社会に向けた取組につきましては、市の現状を含め様々な方向から検討を重ね、より実効性のある、取り組みやすい形で市民の皆様にお示ししたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

続いて、プラスチックごみに関する問題についてであります。今年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法において、市町村ではプラスチック廃棄物の分別収集、再資源化、再商品化を進めることが求められております。

本市におけるプラスチック廃棄物のリサイクルについては、ペットボトルは容器包装リサイ

クル協会を通じ、また食品トレーについては新庄最上方式によるリサイクルシステムにより再資源・再商品化しております。それ以外のプラスチック廃棄物を焼却せず、どのように再資源化、再商品化に努めていくかが課題であり、現在、最上広域市町村圏事務組合及び新庄最上定住自立圏協議会と連携して方向性を模索しているところであります。

議員おっしゃるとおり、脱炭素化社会の構築に向けて、プラスチックの流通、消費、廃棄量全体を減らすことは大きな課題の一つと捉えております。

国は、製造者に対し、設計、製造の段階からリサイクル可能な製品とし、またはプラスチック以外の原材料に切り替えるなどの対応を求めています。

市といたしましては、消費者である市民の方々にリサイクル可能な商品を購入、使用するという取組を働きかけ、廃棄については適正な分別やリサイクルへの協力を呼びかけてまいります。

次に、物価高騰から生活を守るために、消費税減税とインボイス制度の中止を国に要望することが必要ではないかとの御質問であります。消費税は御承知のとおり令和元年10月から10%課税となり、併せて軽減税率が導入されました。また、令和5年10月1日から消費税の仕入額控除の方式は適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に変更されます。

インボイス制度は、消費税率が複数存在するため、請求書や領収書に必要事項を記載する方式です。これは国において取引の明確化を図る制度ですので、市として消費税の5%減税とインボイス制度の中止を国に要望する考えはございません。

次に、市独自の子育て支援についてですが、学校給食費につきましては教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

では、18歳までの医療費無料化についてであります。現在既に担当課に制度設計を指示しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、エコロジーガーデン道の駅に関する御質問ですが、昨年度から一体型の道の駅整備に向け、国との協議を進めてまいりました。今年度から国土交通省の事業化が決定され、現在は一体型の整備に関する協定書を締結するための協議を進めているところであります。

1点目の不足するトイレや駐車場について、市有地の活用でできるのではないかと御質問ですが、これまでも御説明申し上げてきたとおり、駐車場が狭く、大型バスの乗り入れができないことや駐車場への渋滞が発生すること、屋外トイレが不足しているといった課題を解決する施設機能の拡充を多くの利用者から要望されてきたことから、エコロジーガーデン周辺道の駅整備計画におきましては、国道に隣接する用地を確保し、国との一体型での道の駅整備を進める計画としております。国としましても国道利用者の休憩機能は必要であるとの認識であり、双方ともに利用しやすい施設となるよう整備内容の協議を進めているところであります。

2点目の整備費、維持管理費に関する質問ですが、国との一体型の整備を行うことで、国の道路利用部分とそれ以外の部分を国との協定により負担区分を決定することになります。市の整備部分につきましても、補助制度などの活用や費用の圧縮を含め、関係機関と協議しているところであります。

施設や広場などの利用料金につきましては今後の検討事項となりますが、施設の利便性を向上させることで今以上に御利用いただく方が増えるよう、より効果的に整備を行ってまいります。

エコロジーガーデンに道の駅を整備すること

により、道の駅としての情報発信機能を活用した、全国的にも珍しい、登録有形文化財を活用した道の駅を全国に発信し、交流人口や関係人口の拡大につなげるため、今後も国と連携して整備を進めてまいります。

給食費については教育長が答弁しますので、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 おはようございます。

それでは、小中・義務教育学校の給食費について、無償化してはどうかという御質問にお答えします。

本市では、経済的に困窮した世帯については就学援助費の中で給食費を全額支給しております。また、令和2年度からは、保護者の経済的負担の軽減を図り、本市の子育て支援を推進するため、給食費1食につき小学生15円、中学生20円の補助金を交付しております。加えて、学校給食衛生管理基準に基づき、一定条件で2週間以上保存する必要がある保存食や食物アレルギーの代替食などの経費の負担も行っております。

現在、全国的に食品などを含む物価上昇の長期化が懸念されております。学校給食食材の取扱業者からは昨年度末に価格改定の通知が届いており、多くの食材が値上がりしておりました。現状把握のため、物価高騰による学校給食実施への影響について学校から聞き取りを行いました。現時点において特に問題はないと聞いております。

しかしながら、今後も物価高騰が継続することが予想されるため、引き続き動向を注視し、子供たちに質や量を減らすことなく今までどおりの給食を提供できるように、必要に応じた手だてについて検討してまいります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 順序いろいろありますが、市長のお答えの中で、18歳までの医療費無料化の問題について、担当課に制度を検討させているというお話だったように思いますが、最上8市町村で医療費無料化が中学生までというのは本市のみです。ほかは皆18歳までとなっています。どういうことでこういうことになっているのか、この違いはなぜなのか伺います。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、  
加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 県内他市の状況など、これまでの市町村の取組事情というところがまず考えられるのではないかと考えております。

最上地域におきましては7町村が既に実施されているということではありますが、町村におきましても償還払いから現物給付に変えられるというような状況がございます。また、他市におきましても多くの市が取り組んでいるところがございますが、13市中7市が取り組んでいる中で、入院、外来を高校生まで無償化しているという状況、そして1市が入院のみということで、それぞれの市町村におきまして取組体制というのが異なっていると思います。それぞれの事業費等も、多額な事業費を要することからそれぞれ差が生じているものではないかと考えているところです。以上です。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**高橋富美子議長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** 医療費の部分でございますけれども、県内の市町村で大きなばらつきがあるというのも事実であります。実態としましては、子供の数によって導入しているかどうかというところで大きな開きがありまして、13市の状況を見ても、人口の多いところはなかなか導入し

づらい現状にあるというところが今の子供の人数ということになるかと思えますけれども、それが現状かなと思います。そこが一番大きな要因であると考えているところであります。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 今の副市長のお話によれば、最上8市町村で新庄市は子供の数が多いのでなかなか簡単にはできないんだというお話だったような感じがしますが、子供を持つ親の立場から見ますと、不公平というか、差別というか、新庄市は住みづらいというか、そういうことの一つになっていることは間違いないと思います。「ほかの町村はいいなあ」という声がよく聞かれます。そういう意味ではなるべく早く18歳までの医療費無料化で子供の健康を守るように進めていただきたいということを要望したいと思います。

給食についてなんです。先ほど教育長から就学援助費でということもありました。様々補填もやってきたということで、これは敬意を表する内容だなどお聞きしたところです。

年間の世帯収入ということで見ますと本市は県平均よりも低く、全国平均と比べると年35万円も少ない状況です。憲法では給食費も含めて義務教育は無償とすると明記されております。教科書と同じように無償に向けてやるべきでないかなと思います。

給食のお金というのは、私の調べによりますと小学校で年間5万4,813円、これは少し違いかもしれませんが、その前後、中学校では6万1,000円となっています。これは子供が2人いれば11万5,000円から12万円にもなります。3人いる方もおられるわけで、17万円もの負担になります。先ほど言った収入は全国平均より少ないのに給食費の負担は決して少なくありません。むしろ多いのが新庄市の現状です。

そういう意味では、小中とも無償にしていく、

給食費無償、憲法第26条に沿って、義務教育費は無償という立場から、子育てを支援する新庄市にということからも、給食費の無償化に向けた負担軽減、親の負担軽減に本気になってやるべきじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

先ほどの教育長の答弁にもございましたが、現在無償化については経済的に困窮する世帯への支援ということで全額支給を行っております。

実際、学校給食法におきましては給食費につきましては受益者負担が原則となっておりますので、その観点から行っておりますけれども、現在、子育て支援の推進の観点におきまして補助金という形で全員に1食につき定額の補助を行っているところでございました。

今後、そういった部分の状況をしっかりと注視しながらでございますが、まずは安全安心な給食という部分を第一に優先しまして、調理器具や施設の充実をまずは優先しながらやってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 2022年3月の子どもと教育・文化を守る京都府民会議の調査では、2022年現在で161の自治体が小中の給食無償化に入っております。確かに学校給食法はそのとおりですけれども、その上にある憲法では義務教育は無償としているわけです。だから、そういった自治体が増えていることも憲法の立場に立っているわけです。

それから、韓国では小学校の95.6%、中学校の78.3%が給食の無償化をやっています。ソウル市は2021年度から100%、小学校、中学校、

高校で無償とし、しかも有機オーガニックの給食を実現しました。首長選挙の争点ともなったそうです。

そういう意味で、日本には憲法第26条があるわけですから、義務教育は無償とする立場に立ってやってもいいんじゃないかなということで、質問しても多分同じ答えだと思うので、これは要望ということで終わらせたいと思います。

次に、インボイスの問題についてです。

今、物価が上がりまして、物価高騰の状況はすごいことになっているわけですが、皆さんも感じておられるとおり。ガソリンが22.2%、それから食パンが8.2%とかその他、灯油も上がっておりますし、ポテトチップスも上がるということで、さらに今後も値上がりが続くと言われております。

そういうところに政府は年金を6月から引き下げ、医療費の負担を2倍に上げようとしています。生活苦に追い打ちをかける政治となっています。ここで物価を下げるために消費税減税になれば、全部の、全員の、物価高騰で苦しんでいる人々が、家計を温め、中小企業を守る最も効果的な対策ではないかなと思うんですが、これについてお考えをもう一度お聞きします。

**佐藤 隆税務課長** 議長、佐藤 隆。

**高橋富美子議長** 税務課長佐藤 隆さん。

**佐藤 隆税務課長** 私からお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、政府で出しております月例経済報告などを見ても、物価が上昇しておるといのは間違いないことのようにございます。

ただ、消費税を引き下げると生活が楽になるか、物価が下がるかどうかは、その辺は分からないところでございまして、現在制度としてございます消費税につきまして、当市として国に意見を申し上げるという考えは今のところ持っておりません。以上であります。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） これは市民の誰に聞いても、消費税が下がったらうれしいなというのはみんなほとんど共通していることで、消費税、今10%になっているのが緊急に5%になれば、みんな市民として喜ぶことは間違いないと思うんです。

それから、インボイスのことについてですが、先ほど説明がありましたが、これの影響を受ける方は様々な業種で売上げ1,000万円以下の方、それからインボイスで影響を受ける方は人口にすると1,000万人とも言われております。農家とか建築の下請とか貸家とか、中でもシルバー人材センターの会員も影響を受けることになると言われておりますが、インボイスでシルバー人材センターの会員はどうなるか御存じですか。

佐藤 隆税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 シルバー人材センターにインボイス制度の対応について確認してございます。シルバー人材センターでは、いろいろな消費税を転嫁する方法がある中で検討した結果として、会員の配分金が現在より下回らないように、仕事を依頼したお客様へ上乗せした形で請求させていただく形を取りたいと考えているとお聞きしております。以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 市民に今まで求めなかったシルバーの人件費にプラスして消費税分ということで、10%上乗せで請求することになるという話を今しているという話でした。

ということと同時に、シルバーの会員そのものもインボイスの課税業者として登録をしなければならなくなると聞いております。そして、僅か平均40万円ぐらいの年収のシルバーの会員の方が、税務署にインボイスに関係する課税業者として登録しなければならないし、さらにそ

ういった領収書を発行しなければいけないし、それを7年間保存しなければならないというような手間暇などから、シルバーでは「そんな手間暇をやるんだったら会員になるのは嫌だな」みたいなことになって会員が減ることになるなども心配されています。また、1つのシルバー当たり1,500万円の消費税を払わねばならないことになるということも言われており、シルバーの関係者からは「インボイスはやめてほしい。中止してほしい。一生懸命、今、運動しているところなんだ」というお話を伺いました。

それらはシルバーだけに限らず、今まで免税業者のように言われていた方々あるいは市民そのものに消費税が増税して負担となってくる、消費税の税率を上げないでも消費税を上げることになる、負担が増える、そういう今の物価高にさらに追い打ちをかけるような内容がインボイスだということです。

そういう意味では、国に対して減税やインボイスの中止を求める考えはないという木で鼻をくくったような答えではなく、やはり学ぶというか、聞き取るというか、そういった姿勢が必要ではないかと思いますが、どうですか。

佐藤 隆税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 インボイス制度につきましては、令和5年10月1日から始まる制度でございまして、今後、制度の運用、細部にわたっての説明が税務署等からあるとお伺いしております。

当市におきましても、税務署と協力して広く制度の周知に努めていきたいと考えておる所存でございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、エコロジーガーデン道の駅の駐車場用地購入についてお聞きします。

高額な土地代になるのではないかとということ

です。10アール当たりの田んぼの売買価格、この間会った方から聞くと35万円と言われました。前は100万円もしたのが、これでも高いほうなんですけれども、そういう金額だったということでした。10アール当たり35万円とすれば、この面積では600万円弱になるのではないのでしょうか。

ところが、4,000万円という根抵当権が一部に設定されていました。市は土地購入で根抵当権を設定されたところの売買の経験が過去にあるのでしょうか。高額な買物になるのではないのでしょうか。どうですか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** エコロジーガーデン道の駅の土地の確保、購入についての御質問だと思います。

ただいま御質問をいただきました内容について、土地の代金につきましては、議員がおっしゃっております10アール当たり35万円ということにつきましては、農地の売買の基準というか、価格ではないのかなと考えております。

現在、新庄市でも土地の売買価格について適正な金額がどのラインなのかということで不動産鑑定業務を委託しているところでございますので、価格についてはそちらの結果を踏まえて進めていきたいと考えているところです。

また、土地の権利者の内容につきまして、抵当の関係があるということで御質問をいただいたところでございますが、市といたしましても各土地の権利者の方々の状況などにつきましては事前に調べさせていただいているところでございまして、そういう方の土地についても中にはあるということでは認識しているところでございます。また、抵当権のある土地の取得につきましては、当然、地権者に抵当権の抹消についてお願いをしてから取得ということが原則であると認識しておりますので、その内容で進

めさせていただきたいと思っております。

また、これまでに実際に取得した経験があるかということでございますが、残念ながら私個人の経験といたしましては土地の購入ということは初めてでございますので、現在のところその辺につきましては経験がないということで回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 私は根抵当権設定の問題のある土地について相談を受けたことがありまして、弁護士からお話を伺ったことがありました。弁護士が言うには、そういった関係のところだということを知らないで住んだということはちょっと残念だなと言っていて、根抵当権設定が解除になるにはその根抵当権を設定されているところからいっぱい話を聞かなければいけないという話がありました。だからかなり厳しい交渉になるという雰囲気でした。また、別の方は全額それを払われたと言われております。

こういうことから、根抵当権設定があるということは、かなり本当の元の土地として買う場合以上に大きな土地代になるということで、私としては、市民の税金を使うものでありますから、そういうことも含めて、このような高額な土地代になるようなところはやめるべきでないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 根抵当権の抹消は大変だということで、議員が調査された内容かと認識しております。

当然、新庄市を含めて公共事業の用地買収ということを考えますと様々な土地を取得するという場面があるかと思っておりますので、中にはそういう土地の状況であったところもこれま

でもあったのではないかと認識しております。

いずれにしても、当然抵当権がある土地であればその抹消に向けての手續をしていただいた上で行政が取得するということが原則であろうと考えておりますので、その内容につきましては、現在の地権者、権利者、また抵当権者の方々について、処理をしていただいた上で取得することになるかと認識しております。

また、抵当権があることによって土地の価格が上下するということにつきましては、市としての考え方としては、別に、当然その土地の評価ということも鑑定も依頼しておりますので、その評価を基にした取引ということになるだろうということも認識しておりますので、その辺は基準になっているものを基にしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 次に、莫大な盛土整備費というふうに私は質問したわけですが、盛土整備費についてはどうなりますか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 次に、盛土の整備費用ということで御質問をいただいたところです。

これまでも説明させていただいてきているところでありますが、取得しようとしている予定地につきましてはハザードマップ上50センチ未満の浸水区域ということもございますので、浸水区域にならない程度の盛土は必要であると認識しております。そのための費用ということでございます。

宅盤から50センチ程度の盛土については想定の中ということでもありますけれども、こちらの盛土につきましては、現在国土交通省から河川改修の土砂の処理だとか道路事業における発生土の処理などということでの受入れ要請なども

来ておりますので、そちらにつきましては盛土材に利用できるかどうか調査をさせていただきながら協力態勢を取って、できるだけ盛土材の利用につきましても協力をしながら進めていければと考えております。あわせて、そのことで盛土材の費用負担の軽減につながればなおありがたいということでも考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

### 小嶋富弥議員の質問

高橋富美子議長 次に、小嶋富弥さん。

(15番小嶋富弥議員登壇)

15番(小嶋富弥議員) マスクも大分、取れというけれども、私ちょっと滑舌が悪いもんですから、マスクを取らせてもらったの発言、お許しただけないでしょうか。

高橋富美子議長 はい、許可いたします。

15番(小嶋富弥議員) ありがとうございます。御了承を得ましたので取らせていただいて、ねっつぐ質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年新庄市議会6月定例議会の2番目に一般質問をさせていただきます。議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。どうぞよろしくお願いいたします。

新庄は、田植を終わり、新緑が一層深まり、青田に風が吹く、快く感じるよい季節となりましたと申し上げたいところですが、季節が春の



初めに戻った、ここ二、三日の天気であります。天候不順が心配されるわけであります。

さて、それでは通告の順に従いましてお伺いいたします。

最初に、市の行政組織についての質問です。

市役所は、申すまでもなく我々市民生活にとって最も身近なところであり、いろいろな行政サービスの提供、日常における市民の暮らしを支えておる公共団体であります。そのために、将来にわたって持続可能な行政運営を求められ、市民の役に立つところである任務が求められるのではないのでしょうか。

昨今はICTが普及し、インターネットで世界が結ばれるなど、市民生活はもとより、行政に求める住民ニーズの多様化が進み、行政の事務総事業、新しい施策が年々増しておるのが現状だと認識しております。

職員の働き方改革としてこれからも今後限られた人材で市民満足度を高め、おのおのニーズに十分な満足を満たすためには大変厳しい状況と感じられますが、いかがでしょうか。

また、時代の流れが予測できなくなりました。長引くコロナ禍にあり、ロシアのウクライナ侵略戦争、それらの影響による物価高、果ては異常気象等々課題山積中であります。

しかし、市民の安全安心を守るのも市役所です。そのとりでの橋頭堡であるべき職員の働き方改革を含め、行政運営全体のスクラップ・アンド・ビルドはどのように捉え、どのように考えておるのかお尋ねいたします。

次に、行政組織についての2つ目の要旨についてお伺いいたします。

政府は、今月1日に地域活性化策、デジタル田園都市国家構想なる基本構想を公表し、2027年度までに高速インターネット通信ができる光ファイバー以外的高速通信、第5世代移動通信システム5Gを99%の世帯に普及させ、デジタル基盤を活用し、生活利便性を向上させ、全国

どこでも快適に暮らせる社会を目指すとの政府方針が出されました。

当新庄市においても、令和4年度の行政が始まり、これらについて市の広報4月号に「歴史と文化、そしてデジタル化が織り成すまちづくり」を目指すことを標榜しております。持続可能なまちづくりを進めるため、新庄市デジタル化推進計画に基づき、市民サービスの利便性の向上、行政の効率化、地域の活性化を柱とし、これらに取り組み、そして広報5月号の表紙には「デジタル化元年」とあり、「デジタルの力で住みよさを形に」とうたっております。

国では、各自治体が連携可能なデジタル化、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を着実に進め、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現に向かっております。これらの具現化を図るべき人材の手当てはとても大切だと思います。これらにつきまして、市のお考えをお聞かせください。

次に、発言事項の②新庄まつりと情報発信についてお尋ねいたします。

2019年12月、中国武漢市からコロナ感染症が報告されてから僅か数か月の間に世界的な流行となり、我が国もコロナ禍による感染防止のため、いろいろな行事、催事等が取りやめ、自粛、各地のイベントや夏祭りの火が消えそうになり、一時は消えました。しかし、今年は各地で感染予防に配慮しながら平常開催を模索しております。

調べてみますと全国で30万件のお祭りがあり、世界一のお祭り大国とも言われておるそうです。また、祭りでの年間消費額は約2.8兆円、延べ参加人数は約1億7,000万人とされております。

そこでお尋ねいたしますのは、当市の最大イベントの今年の新庄まつりを関係機関の実行委員会の事務局として市ではどう図られるのかお伺いいたします。

また、祭りの経済効果は、地元に住む人たち

に生きがいや文化の継承にもなるし、観光での活用も図られると思います。あわせて、域内における経済効果をどう捉えておるのかもお尋ねいたします。

それでは、次の質問をさせていただきます。

第166回直木賞受賞作家で当市の観光大使の今村翔吾氏が、去る5月14日に新庄開府400年記念事業キックオフイベントのトークショーで来新し、市民プラザで本人の新庄に対する熱い思いに、参加者の多くの市民は今村さんの「持てる全てで新庄を応援します」との言葉に感動と勇気をもらいました。

この席で、直木賞受賞のお礼を果たすために、5月30日から47都道府県の書店、学校などを特別仕様車で、自身の顔写真がラッピングされたワゴン車で、うちに帰らず、118泊119日の「今村翔吾のまつり旅」で訪れ、9月24日の最終ゴールを何と新庄市とすることを明らかにいたしました。何とすごいことではないでしょうか。

「羽州ぼろ鳶組シリーズ」でデビューした作家今村先生のすばらしい企画をビッグチャンスと、市の情報発信の好機と捉え、最大限盛り上げるために、雪と祭り、新庄まつりの山車とお囃子でゴールをお迎え、歓迎すれば、先生のみならず、全国の今村ファン、注目するマスメディアにも新庄のイメージを高める意義ある情報発信の機会と思いますが、いかがでしょうか。また、これとは別に「今村翔吾のまつり旅」の新庄ゴールの企画がございましたら、お聞かせ願えればありがたいと思います。

次に、発言事項の3番目、学校と地域についてお伺いいたします。

平成27年度開校の小中一貫・施設一体型義務教育学校の萩野学園に次ぐ明倫学園が昨年開校し、今年度は環境整備工事が進捗中であります。旧沼田小学校の解体も済み、広大な空間地となり、旧明倫中学校本校舎、体育館の建物がすっかりシートで覆われ、重機も入り、解体工事に

着手、総合的な教育環境整備が図られ、よりよい学園の完成を期待いたすわけですが、その前に、学校隣接地に住んでおります地域の方々に、グラウンドの整備の内容、工期、外構の仕様、雪投げに使用しておる用水路は現状維持がなされるのか疑問等々がございます。これらの理解を得るために、要望、希望等、そしてまたごみステーションの置場は現在のまま確保が図られるかどうかの説明はなされたのでしょうか。

また、あわせて、大切なのは、工事中の安全安心を進めるために、地域住民の理解、協力はどのように図られたのかお聞きいたすものであります。

以上をもちまして、私が通告いたしました質問ですので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、行政組織に関する行政経営のスクラップ・アンド・ビルドについてどのように考えているかという御質問であります。議員おっしゃるとおり、行政に求められているニーズが年々多様化、複雑化し、様々な要望が増え続けている中、限られた人材や財源で各種事業を将来にわたって持続するには様々な課題があると捉えております。

これらの課題に対応するために、本市においては、行政評価の手法により、市が実施している事業について期待したとおりの成果が上がっているかを測定し、事務事業の改善に努めているところであります。

しかしながら、この行政評価だけでは事業の効果や優先度を客観的に比較することが難しく、事務事業の効果的な見直しにつなげていくという課題があります。

新たな事業をしていく上ではスクラップを含めた事業の見直しは不可欠でありますので、引き続き行政評価による効果的、効率的な事業の選択と集中が可能となる仕組みや予算と連動する仕組みを考え、持続可能な行政運営に努めてまいります。

次に、デジタル推進における人材活用についてお答えさせていただきます。

本市のデジタル化推進につきましては、「広報しんじょう」4月号及び5月号に3月に策定いたしました新庄市デジタル化推進基本計画の内容を掲載し、市民の皆様幅広く計画の概要とデジタル化の方針を周知させていただきました。

また、庁内的には令和3年度に事務事業のデジタル化の機運を高めるための職員研修を行い、デジタル化推進に対する意識の醸成を図ってきたところであります。

これを受けまして、令和4年度は各種証明書のコンビニ交付の導入やAIによる議事録作成システムの導入、バスロケーションシステムの導入などの各種事業を進めているところであります。

デジタル化を進めるに当たっては、AIやRPAなどのデジタル技術を活用した地域課題の解決や、組織改革などにおいて専門的な人材の優れた知見を生かした外部からの意見やアドバイスなども大変有効であると考えております。

このような中、国においては令和2年度に意欲と能力のある民間のデジタル人材を地方公共団体に派遣するデジタル専門人材派遣制度が創設されており、県内においても複数の自治体がこの制度を活用してデジタル化の推進に取り組んでいるところであります。

本市のデジタル化推進におきましても、運用面や財政面など様々な課題がございますので、この制度の活用を含め、国・県、他市町村の動向を注視しながらデジタル化のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでの情報社会の進展の流れを見ていると、先進的に取り組む技術者はいますが、一般的に普及するにはかなりの時間が経過しております。さらには後発の利が非常にあるというのもAIあるいはデジタル化の大きな流れだと。当初はワープロというものがありましたが、あの厚い雑誌を見ても誰も理解できない、先進的な人を実情で見たほうが早く分かるということもあったと記憶しております。それでパソコンの世界になっても「このエンターキーを押すと消えるのではないか」という心配が。若い人はそれは消えなくてどんどん残っていくと。まさしく後から学ぶ利がデジタル化にあると聞いております。

国の仕組みもどんどんと変わり、新しい方法がどんどんと生まれてくるということもあります。それらの流れをしっかりと捉えながら職員の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、今年の新庄まつりの開催についてでございますが、これまで新庄まつり実行委員会において、正副会長会議、各専門部会を開催して意見調整を行い、開催規模に関する基本的方向性を協議してまいりました。既に報道で御承知と思いますが、5月30日開催の新庄まつり実行委員会において通常開催の方針を決定したところでございます。

新庄まつりの歴史的背景を踏まえますと、祭りの開催によって新型コロナで疲弊した市民の方々を勇気づけることは新庄まつりの起源に通じるものがございまして、祭りの継承という観点と、2年にわたって祭りに参加できなかった子供たちのためにも祭りの開催をぜひ実現したいと考えております。

加えて、経済効果につきましても、コロナ禍以前ですと祭り準備や当日の消費行動、観光客の消費行動合わせて26億円程度の経済効果があると試算しておりましたので、地域経済を回復する契機として通常開催を行うことが市として

も必要であると考えております。

また、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を万全に行い、国県のガイドラインを踏まえつつ、新庄まつり実行委員会を通じて通常開催に向けて関係団体と協議を重ねてまいります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により催事の規模縮小等も予測されますが、現時点におきましては通常開催の方針で新庄まつり実行委員会を通じて準備を行ってまいります。

次に、直木賞作家今村翔吾先生のまつり旅についての御質問であります。議員おっしゃるとおり、5月14日に開催いたしました新庄開府400年記念事業のキックオフイベントにおきまして御講演をいただいた今村先生から、書店への恩返しと全国の読者にじかにお礼を言う機会をつくるため、全国47都道府県の書店を回る「今村翔吾のまつり旅」を行うこと、また5月30日にお住まいの滋賀県からスタートし、9月24日のゴールは第二のふるさとだとおっしゃる新庄市にすること、さらには新庄開府400年記念事業を全面的にバックアップしたいというお話をいただきました。今後、令和7年に開府400年を迎えるに当たり、大変ありがたく、そして心強く感じております。

「今村翔吾のまつり旅」のゴールを新庄市とされたことを新庄開府400年を市内外にアピールする絶好の機会と捉え、新庄観光大使であり、記念事業の総合アドバイザーでもある今村先生を市民と共に盛大に歓迎したいと考え、既に検討のための庁内プロジェクトチームを立ち上げております。

内容としましては、歓迎セレモニーやレセプションなどを考えておりますが、やはり新庄といえば新庄まつり、議員がおっしゃる山車や囃子での出迎えなども検討しているところであります。具体的な企画についてはこれから詰めてまいります。市民を巻き込んだ形での事業を展開したいと考えております。

今後、プロジェクトチームには市民委員も参加いただき、また議員の皆さんからも御意見を頂戴しながらつくり上げてまいりたいと考えておりますので、逐次御報告させていただきます。

学校と地域に関しましては教育長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**高橋富美子議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** それでは、明倫学園建設事業に関する御質問についてお答えします。

明倫学園につきましては、令和3年5月に校舎棟、令和4年2月に体育館棟が完成し、並行して旧沼田小学校、旧明倫中学校の解体工事も進めてまいりました。

初めに、地域住民の皆様に対するこれまでの周知などの経過について御説明申し上げますが、建設工事着工前の令和元年10月、周辺住民の皆様や保護者の方々を対象にした説明会を開催し、全体スケジュールや工事概要などについてお話をさせていただきました。

しかしながら、令和2年度以降は本市においてもコロナウイルス感染症が拡大したため、説明会という形ではなく、職員が感染防止対策を講じた上で、各工事の進捗状況などに合わせ定期的に周辺地域の皆様の御自宅を訪問し、直接情報提供や説明をさせていただいているところであります。

御質問のグラウンド整備工事などに関しましては、5月上旬、今後のスケジュールや工事計画等について書面でお知らせをいたしました。さらに、コロナウイルスの感染も落ち着きを見せていることから、グラウンド整備工事の着工前に周辺住民の皆様を対象とした説明会を改めて実施させていただく予定です。グラウンドや駐車場などの敷地レイアウト、今後の工事の進め方などについてお話しさせていただくとともに、住民の皆様からも建設工事や学校施設など

に関する御質問や御意見などをお伺いしたいと考えております。

教育委員会としては、地域に根差した学校づくりを推進していく上で、地域の方々の御理解、御協力が非常に大切であると考えております。引き続き丁寧な情報提供に努め、地域住民の皆様様の御理解、御協力をいただきながら明倫学園建設事業を進めてまいります。以上であります。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

それでは、学校と地域住民に関して、コロナ禍でできなかったということは理解できます。今後、落ち着いてきたからということで、非常に前向きだな、ありがたいなという御答弁です。

それで、一つ、あそこは今、旧三本橋から柵間道みたいな、今の明倫の通りに行くのに、あそこは昔、都市開発でなかったんですね。なかったんですけども、その名残の道があるんです。そこを学校のグラウンドになるから止めますよということを地域住民から聞きました。近道で、回覧板とか大型スーパーに行くときは便利だという年配者の方々がいるんですけども、その住民の声をどのように、説明会がないからやむを得ないんでしょうけれども、そこを止めては困るというんだけど、その問題はどういうお考え、見解かなど。

あともう一つ、用水路、あそこは昔、明倫も沼田も田んぼだったんですね。小学校を取っ払って、こんなに大きいかなと思うぐらい大きい、そこにグラウンドを造成してやるんですけども。その農業用水を利用して近所の人々が雪投げする、水路活用、その辺はどうなるんだべなど。例えば、土管が入っているところがあるんですね、用水路、流れの。そうすると、ここは農業用水の流れですから、萩野明辺りから田んぼの方々がまだ耕作しているから、草を刈った水が流れてきて、雨がいっぱい降ったとき土管に詰

まって、大変地域の住民が難儀して取っておると。私も以前、ここを何とか改良してくださいということでお話を伺ったんですけども、新しい学校ができるからその節にというようなことをお話しした経過があります。そうすると、聞いたそうです。その水路を移転するのかなと言ったら、「土管はどげなっかな」と聞いたなら「このままだ」というお話で、非常に困っておった。そういったことは地域の住民とお話しなさって、要望を聞いてやっていただきたいなど。その辺をどういうふうに、今後お話しするということですからそれはそうでしょうけれども、せつかく私も市民から選ばれた、負託を受けた議員として地域の声を届けるのも仕事かなと思ってこの場に立って発言しております。

あともう一つは、ごみステーション、あそこは工事するから、従来のごみステーションは邪魔だよと、寄せでけると言われて、どき置いたらいいかなという悩みがあるそうです。それで、この前話し合ったんですけども、あそこの区長と衛生組合長と、そのときにこんなことを、私はその場になかったんですけども、ごみステーションは学校のところに置いて悪いと。なぜかという、環境整備のために、そういうものを置いているところはねやだと、見学とか何か来たときにめくせえから、そんなもの置がねみたい話を伺ったと私は聞きました、その場にはいないから分かりませんが。私はそんなことを言う職員はいないなと思っているんですけども、その問題、どういうことだったかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 議長、平向真也。

**高橋富美子議長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 明倫学園の建設事業に関する様々な御質問をいただきました。

最初に、三本橋に渡る通路についての御質問でございますが、現在、グラウンド整備工事の先行解体工事ということで、工事エリアについてシートで覆っているような状況で、通れないということでございます。こちらは6月末までの工期で行います。

その後、グラウンド整備の本体の工事がありますので、そちらの安全確保のためシートで覆わざるを得ないということで、工事区分もそこで明示しなくてはいけないということがございますので、工事期間中はなかなか通り抜けできないのかなと考えてございます。

ただし、議員おっしゃいましたように、古くから地元の方が使われている通路でもあるということでございますので、敷地と民地との境界にも位置する場所でございますので、完成後については現状のまま残すような形で考えてございます。

それから、2点目の用水路の件でございますが、こちらは地元の方々からも管理しやすいような形という御要望をいただいているところでございますが、議員おっしゃったように農業用水が入り込んでおりますので、よく草も詰まるという状況になっていると。こちらについては、土管でなくて、しっかりしたU字溝で整備をし直しまして、水の流れをよくしまして、清掃の際も管理がしやすいように、蓋をかけて、工事をやっていきたいと考えてございます。

それから、3点目のごみステーションにつきましては、現在、北側の市道に面した部分の敷地内に2つほどごみ集積場があります。この設置場所についても、地区住民の方々、衛生組合長、区長からいろいろな御相談も受けておりますので、工事期間中、それから工事完成後に、なるべく地元の方々の御意向に沿うような形で協議してまいりたいと考えてございます。

以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

教育長もさっきおっしゃいましたけれども、地域に根差した学校ということをしていかないと、職員の皆さん、担当の職員は定年とか辞めてしまえばあと終わりなんですけれども、あそこに住んでいる人はずっと住み続けて、生活の拠点なもんだから、そういったこと、大変前向きにお考えいただいたということで、これ以上申し上げることはございませんけれども、そういった意味で地域と一体となって今後とも学校経営をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

環境課長、ごみステーションというのは景観の邪魔なんだから、景観にそぐわないものなんだべが。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** お答えさせていただきます。

ごみステーションが景観に邪魔だというのは、その地域の方々がどのように考えるのかというところが大きいなと思っております。

ただ、現在のステーションに関しましては、工事車両が行き来する状況にありますし、それからごみを捨ててに行く方々、町内の方々の交通安全にも配慮しなければいけない、これが優先事項なんだなと考えております。工事終了後の置き場所につきましても、地域の方々の御意見等を参考にしながらみんなで決めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

ごみステーションを学校の脇に置いていて、通りに置いていて、きれいにしていると子供たちの勉強やねや、邪魔ものじゃなくて。ああ、きれいにしているな、ごみステーションを活用しているな、大きくなって自分も家庭を持った

ら、こういうふうにきれいに出して、きれいにすねねなということだから、決して見えるところさ置いて悪いなんていうことはねえわけです。いいんです。分かりました。

ひとつそういった意味で、地域の声を十分活用して、まず新しい学校のところの検査して、格好悪いもんだらよ、「おめだち、市で錢を出すから、半分ぐらい出して新しいな造れ」という案もあんだんべ、ねがす、知恵絞ったらいいんねがす、ひとつよろしくお願いします。

次に、新庄まつりの件、委員会の決断は私も大変よかったなと思っています。全国のお祭りもいろいろ感染防止しながらやっていますけれども。

今年は18町内が山車を作って、新庄まつりまた頑張るということでやっているんですけども、心意気、情熱を燃やしているんですけども、その中で「今年コロナなもんだから大変だや」と。何が大変だかという、花もらいが難しいなんねがと心配しているんだよ。ある町内の人から、覚えた人から俺さ電話が来て、こういうことがあんだよ。どげだことやと聞いたら、山車を作れば町内の人たちに皆お願いするわけだ、寄附金ということで、浄財というか。そうすると、コロナだから、町内の人には「もう来るな」「来てけんねど困る」というぐらいせっぱ詰まっているという声があんの。だから、自分の町内からもらわないと、半分以上もらわないとなかなか成り立たないんだな、実際、町内によって様々あるんですけども。ましてやコロナ禍で、各町内から来るのは、若連から来るのは、困った、今年まず無理してやっても、赤字になれば、財政がいなければ来年やめるわという心配事があんだよ。心配しながら行くのもいいんですけども、すぐお金お金と、去年は100万円出していただいて、若連も頑張って引っ張るといって、今年50万円という予算組みの中で、これ何とか、商工観光課長、新庄市の

事務局を預かっているから、各町内の若連の方々に本当にどのぐらい財政が厳しいのかとか、そして各町内の若連と山車連盟の代表あたりと話合いの場を持って、その意見、まとまった意見をまつり実行委員会の会長あたりに意見具申して、そして行政にこれだけしてもらいでなど。そうすると祭りが終わってから、赤字になったから、これだけ補填じゃなくて、これから制作しているわけだ、若い、一生懸命。その間、そうするとやはり心強くて、また一つの励みにもなるんねがなと、持続可能な新庄まつりの山車になんなんねがなと思うんですけども、課長、その辺いかがお感じになるか、ひとつお答え願えればありがたいな。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** ただいま議員からおっしゃられた内容については耳にしておるところでございますが、現在、まつり実行委員会でも部門別の専門部会におきまして様々コロナ対策を講じた上での開催に向けた協議を行っているところでございます。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、なかなか経済的に制作費が楽でないというお話は直接私の耳にも入ってきておりますが、まず山車運行につきましてはまつり運営部会におきまして今後の具体的な検討がなされていくものと思っております。

私から言うまでもございませんが、新庄まつりの山車制作・運営につきましては、大手企業からのスポンサー支援を受けずに、市からの負担金とそれから市民の方々の花代等々で、いわゆる花代で成り立っておりますので、市民総出による手作りの祭りとなっていることが新庄まつりの新庄まつりたるゆえんであるとともに、新庄まつりの誇るべき姿、本来のあるべき姿だと考えております。

しかしながら、ただいま議員がおっしゃられ

た内容につきましても十分承知しておりますので、山車連盟、それから各若連等々と相談させていただきながら今後の検討策を協議してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** あのお祭りは、今言ったように目的はお金もうけでねやね。町の人に喜んでもらって、無事にいろいろな儀式を終えて最後終わるのが一番だと思うんです。

でも今、このお祭りは観光とびたつと結びついている。新庄市の場合、どうなんだ、誘客が何ぼで、経済効果が何ぼだかと。これはその時代の流れでやっていて、そうなったのは、ユネスコもそうだし、国の重要文化財指定を受けたのも、何も「立派だ」だけでなく、いかにその地域に住んでいる人たちと手を携えてやってきたかということが本来の、ユネスコもそうだし、国の重要文化財の目的だよ。だから、前に文化庁の方々が来たときに、京都の祇園祭の垂れ幕1つだけで、ペルシャじゅうたんだけで何千万円だかするんだけど、本当ならばねなど。地域といかに密着しているかが国の重要文化財のお祭りの価値だと、ユネスコもうたっているから。

花もらいだって文化だから、何も悪いわけではない。花もらいするのは悪いわけではないけれども、もらい方のルールとかいろいろあるわけで。

このために新庄市だって100年の大計をつくっているわけです。100年の大計の中で、今、第3期が終わります。2013年から2022年までの100年の大計が終わって、第4期をおつくりなんでしょう。その10年スパンの考え、世の中は変わってくるものですから。

今、中学生の問題、高校生、中学生、昔は電線上げなんていうのがあった。今は電線上げがない。低くして、規制を受けた。そうすると、中学生、高校生は何のお金もないもんだから花

もらいに行く、花もらい。そういったものの在り方も次の100年の大計あたりに組み込んでもらえばありがたいと思います。

課長から若連のそういう実情を酌みながら話しして、そしてまつり実行委員会の親方に行って相談するというのを、はっきりは言わないけれども、してもらえんなべ、してけっぺ。ぜひひとつそういうことで、早くしてけんねど、困っているから、若い人たちは。お願いします。ありがとうございます。

あと今村先生の話、市長の答弁はよかったなと思います。本当にビッグチャンスだ、今村先生。山形新聞の6月4日の社説にも「新庄開府400年と今村翔吾さん、絆を生かし、若者と協働」と。今村先生は子供たちのことも非常に大事にしているわけで、ひとつこういったものが、新庄市ですねごんだら皆逃げでいぐ、あっちこっちからいっぱい声かかってんだ。滋賀県のあそこだって自分のところでしてなだと、出身地だから。新庄にあれが来るとというのは。

あともう一つ、せっかくですから、ラッピングカー、動画を毎日見ていると、どこそこ行ったと。すごいフォロー。そして、あの車、ラッピングカー、新庄さ来て、新庄さけるったなや。んねが。はっきり俺は分かんないけれども、けるみたいだけれども、確約、本当だかそうでないかまず教えてくれ。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**高橋富美子議長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** そのラッピングカーというか、先生が今お乗りになって全国を回っている車に関して、本当に頂けるかどうかというのは、確約はいただいてないところでございますけれども、頂けるのではないかというお話は頂戴しているところです。確約ではないです。よろしく願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。



**山尾順紀市長** 先日、明倫学園での講演会の後、見送りの際にマネジャーから「最終日は新庄になるけれども、どうしましょうか」と。どうしましょうかとはどういうことでしょうかと。「持って帰ることはできない」というようなお話をいただき、新庄市は広いので、どこかに置いておけますと。言えばエコロジーガーデンですけれども、あそこなどに展示するという一案があるというお話をさせていただき、終わってから相手が本当にそれを履行してくれるかどうか分からないんですけれども、相談はマネジャーから「新庄市に置いていきたい」というようなお話をいただいたところであります。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番(小嶋富弥議員)** 本当だな、市長が言うもの。

今村先生は「羽州ぼろ鳶組」でデビューしてんなよ。その前にいろいろな本を書いているわけよ。だけれども、「羽州ぼろ鳶組シリーズ」で作家デビューしたようなことで、非常に発信力としてはありがたくて、先生の「ぼろ鳶」の山車、今飾ってっちゃ、アビエス、駅さ。せっかくだから、8月26日であそこは終わりだけれども、1か月ぐらいあの山車を、歓迎する意味で、恐らく山車をするときにはいろいろ考えているけれども、それも一つ案としていいなんねがなと俺は思うんだけど、課長、どげだ。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**高橋富美子議長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 御提案、誠にありがとうございます。私どももそのような形で進めたいと考えておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番(小嶋富弥議員)** 前向きな答弁であるな、ありがたいな。

あともう一つ、行政の中で評価をしながらというのはあれだけれども、デジタル化は心配だな、俺一人が心配しているのか分かんないですけれども、今の人材、国では早くしろと言って人材を外部から引っ張ってくる、国で面倒を見るというんだけど、どうも……。

今、電通とかって一生懸命アプローチしている。そういった手法を使って早く、そして分かりやすくするように専門的なものを応援して導入してけっといいんねがなと。ほかの市町村では2人か3人ぐらい入ってデジタル化を進めているんだけど、そういった人材確保というようなことが私から見ると一歩二歩引っ込んであるみたいな気がするけれども、そういった人材を外部から、民間からでもいいし、引っ張ってくる、引っ張ってくるという言葉は悪いですけども、お願いして進めるといったお考えをお持ちになってもいいんねがなと思うんですけども、いかがでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 小嶋議員から外部の人材活用についてということで、これまでも過去に小嶋議員からデジタルに関する質問を数回頂戴していただき、その都度、人材の活用についてということで今お話あったとおりに御心配をおかけしているのかなと感じているところです。

そのような中、本市におきましては、昨年のデジタル化推進基本計画を受けまして、今年度、職員の各職場において具体的にどういうAIを活用するとか、あとはRPAというロボット化になりますけれども、そういったものを活用しながらどういうことができるかという具体的なアクションプラン、行動計画を策定することで準備を進めています。そういった中で、なかなか外部にそういった進捗が目に見えてないという部分があって御心配をおかけしているところは反省すべきところかなと感じておりま

すが、まずはそういった計画をつくっていくことで進めていると。

そういった中で、人材の部分につきましては、昨年、提携いたしました山形大学と株式会社Ec（イーシー）というベンチャー企業でございますけれども、そちらと協議をしながら、様々な内容を協議している最中でございます。昨年は山大の職員研修等で活用してきた実績がありますけれども、協定を締結している株式会社Ecとはなかなかこれまで具体的な協議というか、進めてきていないというところがございます。国の人材派遣制度があるのは承知しておりますけれども、まずはそちらの協定を締結している株式会社も相当なノウハウや技術を持っている方がいらっしゃいますので、そちらと協議しながら、国の制度の活用も含めまして包括的に検討していきたいと考えているところでありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

**高橋富美子議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

なお、午後より農業委員会会長が欠席のため、会長職務代理笹 行也さんが出席しておりますので御了承願います。

### 山科春美議員の質問

**高橋富美子議長** 次に、山科春美さん。

（7番山科春美議員登壇）

**7番（山科春美議員）** こんにちは。

6月定例会、3番目に質問をさせていただきます。議員番号7番、起新の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

防災については、小嶋議員、また高橋議長を含め多くの先輩議員の方々が質問している内容ですが、女性議員の立場として質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、防災についてということで、これからの季節、台風や集中豪雨による風水害等自然災害が起こる季節となってきます。また、全国的に地震も頻繁に起きております。今後、南海トラフ地震や首都直下型地震等が起きるのではないかと予測もされております。

また、我が地域も新庄盆地断層帯の中にあつて、いざというときの防災力の強化が大切であると考えます。自助、共助、公助の下、様々な場で防災力を高める活動が今後一層期待されております。

その中で、5つということで市の現状についてお聞きしたいと思います。

1つ目は、防災情報の周知についてということで、防災の備えの啓発についてということで、個人、会社、企業の備蓄品の備え等についてお聞きします。また、避難情報についてということで、防災行政無線、ハザードマップ、エリアメール等についてお聞きします。

2つ目として、災害時の避難体制についてということで、コロナ禍における市の避難所運営のガイドラインについてお聞きします。災害時の要支援者の避難についてということで、内容と周知と登録方法についてお聞きします。また、独り暮らしの高齢者への見守りについてということもお聞きします。

3番目として、防災と熱中症を重ねてしまったんですけれども、最近、熱中症で搬送される方もいますが、登下校時や独り暮らしの高齢者

への周知も含めて、市としてどのように考えていますか。

4つ目として、防災行政についてということで、災害時の他自治体への職員派遣体制と実績についてお伺いします。また、災害発生時の自治体の枠を超えた相互の支援体制についてお伺いします。

5つ目として、まちづくりに防災を織り込む活動についてということで、自主防災組織率などの進捗状況についてお伺いします。ちょっと間違ってしまったんですが、「まちづくり協議会」じゃなくて「地域づくり協議会」の間違いだったんですけれども、その進捗状況についてもお伺いいたします。

2つ目としまして、若者の投票率についてということです。

2017年の衆院選における18歳と19歳の投票率は山形県が全国トップだったということで、高校生や大学生が政治を身近に感じられるような取組を高校等で行ったことが奏功したという新聞記事がございました。投票率が年々下がっていく中で、中学生に投票することの意義なども含めた政治参加について、どのような教育を行っているのかお聞きいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。投票率につきましては教育長に答弁させますので、よろしく願います。

初めに、個人、企業における備蓄品の備えの啓発でございますが、全戸配付しております市のハザードマップに非常時の持ち出し品のリストを記載しており、市のホームページにも掲載しております。個人だけでなく、企業のさらなる災害に対する備えと備蓄品に関する意識向上を図るため、市のホームページや市報などを活

用し、さらに啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難情報についてでございますが、平常時には自らが避難行動を行う判断材料として市のハザードマップを御確認していただくとともに、災害発生のおそれがある場合は市の防災行政無線による避難情報の確認をお願いしております。台風や豪雨の際など、放送が聞きづらい場合も考えられます。災害のおそれがあるときは、テレビやコミュニティFMなど、ラジオ、携帯電話の緊急速報メールなど複数の情報伝達手段を用いて速やかに避難情報を発信してまいります。

次に、コロナ禍における市の避難所運営のガイドラインについてでございますが、コロナ禍における本市の避難所運営については、令和2年8月に策定された山形県避難所における新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに基づき、感染症対策を実施しております。

具体的には、非接触型の体温計における検温の実施や手指消毒の徹底、マスク着用などの感染症予防対策と、発熱などの症状がある方については一般の方との避難スペースを区分し、保健所、医療機関に速やかに連絡するなどの対応を行います。さらに、避難所の運営事項として、保健師による健康観察、避難所の清掃などの衛生管理、定期的な換気などを行い、感染防止対策を行うこととしております。

また、災害時の要支援者の避難及び独り暮らしの高齢者の見守りににつきましては、災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者などの避難行動要支援者につきましては、本人の同意を得て災害時避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿の作成につきましては、主に民生委員・児童委員の御協力をいただきまして、ふだんの見守りや訪問活動に加え、本制度の周知や情報の収集、更新をお願いしているところであります。

避難行動要支援者の情報は、平時から区長、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関と情報を共有しております。また、必要に応じて町内の自主防災組織や消防団へ情報提供を行い、災害発生時の安否確認や避難誘導に役立てることとしております。

次に、熱中症対策についてお答えします。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温や湿度の高い日が続くこれからの時期に備え、熱中症予防に関する普及啓発や注意喚起が重要であると言われております。

登下校時の熱中症対策として、小学校においては帽子の着用を推奨したり、登下校班や上級生などを中心にお互いに見守り、緊急時は近くの家に助けを求めたりするよう指導しております。また、登下校中の水分補給についても持参した水筒で安全を確認した上で適宜行うなど、各校の実情に合わせた対策を講じております。

中学校においては、夏場や気温の高い日が続くなど季節の環境に応じて制服以外に半袖・半ズボンのジャージで登下校するなど、各自の判断で適切な暑さ対策ができるよう対応しております。

先日、文部科学省から今後のマスクの着用について通知があり、本市においても各校に通知を出しました。熱中症のリスクが高い夏場においては、登下校中は熱中症対策を優先することとしてマスクを外すよう心がけ、十分な距離の確保や会話を控えること等を指導しています。

ひとり暮らしの高齢者への対策につきましては、熱中症に関する注意喚起のチラシを作成し、在宅高齢者基礎調査を基に把握した世帯へ民生委員を通して配付いただくなど、個別に声かけや見守りを行っております。また、地域包括支援センターなどの関係機関とも連携しながら注意喚起を行っております。

今年度も熱中症の危険が極めて高いと予測される際に環境省と気象庁の連携による熱中症警

戒アラートの情報配信が行われております。これからは特に熱中症を未然に防ぐ行動が重要となりますので、適切な熱中症予防対策を効果的に促すため、水分補給や室温調整などの予防対策や、熱中症の疑いがある場合の対応、熱中症警戒アラートの活用について周知を図ってまいります。

次に、災害時の他自治体への職員派遣、相互支援体制についての御質問ですが、職員派遣の実績としましては、令和元年10月に発生した台風19号により被害のあった宮城県大崎市に対し災害援助協定に基づいて10名の職員を派遣するなど、平成30年以降では5件の災害に延べ17名の職員を派遣しているほか、上下水道課においては日本水道協会の要請に基づき随時被災地への給水車及び職員を派遣しております。直近では3月16日に発生した福島県沖地震において、福島県から山形県に対して職員の派遣要請があったことを受け、本市から税務課職員2名を派遣し、福島県相馬市内において被災した家屋の被害認定調査などの業務に従事しております。

このように、自治体の枠を超えた相互の支援体制につきましては、本市が締結している協定に基づくもののほか、国・県や市長会などを通じて派遣要請があった場合には各自治体が職員を派遣する体制が構築されているところであります。

次に、まちづくりに防災を織り込む活動についての御質問であります。自主防災組織の組織率は設立準備中を含め令和3年度末で82.4%となっております。町内会と兼ねて設立される組織が多いことから、今後につきましても町内会を中心に自主防災組織の必要性と設立の呼びかけを継続してまいりたいと考えております。

また、地域づくり協議会の進捗状況ですが、協議会の設立には地域の自主性と主体性の下に中核となる住民のリーダーシップが重要であると認識しております。現在、地域リーダ

一講座の開催や区長への先駆的な事例の紹介などの働きかけを行うとともに、今年度も地域座談会を行うなどの取組を行うこととしておりますが、地域づくり協議会の設立には至っていない状況にあります。

しかしながら、地域の防災力を強化するためには地域の共助が不可欠でありますので、自主防災組織の相互連携や学区単位などの大きな枠組みでの活動なども重要であると考えております。そのため、自主防災組織の活動を地域づくりに生かす取組について、引き続き検討を行ってまいります。

若者の投票については教育長が答弁しますので、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**高橋富美子議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** それでは、中学生への投票することの意義なども含めた政治参加の教育についての御質問にお答えします。

市選挙管理委員会におきましては、選挙の啓発について早い段階からの取組が大切であると考えており、高校生を対象とした出前講座を実施しております。昨年度は県立新庄神室産業高校において選挙の仕組みについての説明や模擬投票などの出前講座を実施しており、本年度も同様に取り組んでまいりたいと考えております。

また、小中・義務教育学校においては、小学6年生の社会科の授業や中学3年生の社会科の公民の授業の中で、国民主権や参政権、選挙の仕組みについて学習したり、議場に出向き、市議会を傍聴したりしています。

選挙の仕組みや流れについては、実際に模擬選挙を行いながら学習している学校や、市の選挙管理委員会から投票箱や投票記載台を借用し、現実に近い状態で模擬選挙を行うことで、生徒の政治への興味関心をより高めている学校もございます。

授業以外でも、特別活動である児童会や生徒会の総会の中で答弁や各委員会の計画の承認までの過程を通して民主主義の基本を体験的に学んでおります。また、児童会の代表や生徒会の代表を決めるときは選挙を行い、投票する意義について学んでおります。

今後も児童生徒の発達段階に応じた学習や体験を通じて政治参加への興味関心を高め、政治が身近なものになるよう指導を続けてまいります。以上であります。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 答弁いただきまして、ありがとうございます。

最初に、防災の備えについてということで、非常品の持ち出しは、ハザードマップ、また市のホームページに掲載されているということ、また市報でもそういうのを載せてくださっているということでお話いただきました。

結構、地域を回っておりますと、一度は防災のための非常時の持ち出しのいろいろなものをそろえたということなんですけれども、どうしても食料品とかは賞味期限が切れてしまって、それから入替えなどをしていないというお話もあって、「今は袋はあるんだけど空っぽなんだ」とか「使ってしまった」みたいなことも言っておりました。

あと簡易トイレみたいなところもあるんですけども、そういったのは全然そろえていないとかということもおっしゃっていて、水が出なくなった場合、若い人とか子供たちは水洗トイレしか使ったことがないということもありますので、簡易トイレというのでも必要であるのではないかなと思ったんですけども、そういった何か起きたときのためのものは、一度、東日本大震災のあたりでそろえたんですけども、そろえていないという方も多かったので、何かあったときの備えの啓発というのでも今後ぜひして

いただきたいなと思います。

一番必要なのが携帯の充電器だとか電池だとか、本当に何か起きたときにスーパーにそういったものを求めて、食料品とかを求めて行ってしまうわけなんですけれども、そういった備えの啓発もぜひお願いしたいなと思います。

意外と聞いてみると「そろえていない」という方が多かったようでした。その点についてどうでしょうか。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** それでは、災害に対する情報、備品関係ですか、備えについてお答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃったこととして食料品の入替えについてあったかなと思いますが、これに関しては国でローリングストック法というものを推奨しております。期限が近づいたものは消費して、その備蓄品を入れ替えるというやり方です。こういったものをまず奨励しているということがございます。

それから簡易トイレ、こちらは実際に避難所を我々が開設したときに市が持っている備品を提供することになるだろうなど。トイレの設備と簡易トイレ、その排せつ処理に係る物品も市が提供するものではございますが、なお御家庭でも用意できればと、御協力いただければと考えているところでございます。

それから、充電器の話もございました。こちらは災害協定に基づきまして、発電車の派遣を求めることができるようになっていきますので、それから電力事業者と、発電装置を持っている車、自動車業者とも災害応援協定を締結しておりますので、そちらの機関から協力をいただく、要請するという形になるかと思えます。

これらの啓発について、特に備品、こういったものをどうやって備えておくんだということについては、市のホームページで啓発をまず図

っていききたいと、あと自主防災組織の出前講座等で啓発していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** よろしく申し上げます。災害協定もあつていろいろなところに要請できるということも聞きました。少し安心いたしました。ありがとうございます。

避難情報についてということで、様々な防災行政無線とかがあつて、ハザードマップがあるということなんですけれども、今本当にいろいろなものがあるというか、防災気象情報の利活用についてということでお伺いしたいんですけれども、自分の命は自分で守るというのが基本ですけれども、ソフト防災の観点から考えて国でもいろいろな観測システムとか情報システムが構築されているようです。

先ほど熱中症警戒アラートというのも今後使っていくというお話もありましたけれども、あと「雷ナウキャスト」、雷を伴う大気の状態が分かるものとか、「キキクル（危険度分布）」ということで、大雨が降っている場所を気象レーダーで把握するもの、土砂災害とか浸水・洪水キキクルとかあるということです。この間、新聞に載っていたんですが、線状降水帯予報というのも今後出てくるみたいな話があるんですけれども、そういった気象情報の利活用について、市としてどのように考えているのかお聞きいたします。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** それでは、気象情報等の利用についてお答え申し上げます。

まずはそういった気象情報が発令された場合は、気象庁もしくは環境省から市の環境課宛てに通知が入る流れとなっております。市がこれを受けた場合は防災行政無線を通じて住民にお

知らせするという形になりますけれども、そのほかに、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送を含みますけれども、こういった媒体ですとか携帯電話の緊急速報メール、いわゆるエリアメールですとかソーシャルメディア等を活用して災害情報の伝達を図ると考えておりますので、よろしくお祈いします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 市でいろいろやってくださるみたいなんです、こういった情報を市民が積極的に見て、「何か危ないな」みたいな、「雷が鳴りそうだな」とか、そういったのもこういう情報があるよということに分かっているとそういったのも積極的にやるかと思っておりますので、そういったこともお知らせいただけるとありがたいなと思ひます。

次なんですけれども、要支援者名簿についての再質問をさせていただきます。

民生委員とか児童委員の方々がいちろいり要支援者名簿を作ってくださいたりしているということのお話を聞きました。

要支援者避難行動支援に関する制度が平成25年に、名簿の作成ということが義務化されたんですけれども、これは東日本大震災の教訓として、障害者とか高齢者、外国人、妊産婦等の方々についての情報提供、避難、避難生活等の様々な場面で対応が不十分だった場面があったということを受けて、名簿の整備、活用ということが必要視されて行われた、始まった制度であるんですけれども、近年の災害においても多くの高齢者や障害者の方々被被害に遭われている状況を踏まえて、災害時の避難支援等が実効性あるものとするために個別避難計画の作成ということが大事だということで、去年、災害対策基本法の改正によって、避難行動要支援者についても個別避難計画を作成することが努力義務とされたようです。

新庄市においても地域を回っていて本当に独り暮らしの高齢者がすごく増えてきたなと思うんですが、今後備えてどのようにこういったことをされていくのかお聞きいたします。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 それでは、個別避難計画についてお答え申し上げます。

議員おっしゃいますとおり、個別避難計画は災害対策基本法において市町村の作成を努力義務としております。市町村が主体となっておおむね5年程度で作成するものとなっております。高齢者、障害者など自ら避難することが困難な要支援者ごとに避難先ですとか避難の方法を計画しておく、平時は本人の同意がある場合は関係者に提供して、発災時には同意がなくても関係機関に提供できるとされているものでございます。

まずは要支援者の名簿の中から特に配慮が必要な方、独り暮らしの方で、かつ自力で避難するのが困難である方ですとか、それからハザードマップにおける浸水区域や河川の氾濫が想定される区域、それから土砂災害警戒区域に該当する方の中から最初に策定していくなどといった手法がまずは考えられます。例えばこういう方法で計画的に進めていくものと考えておりますので、よろしくお祈いいたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ぜひ、本当に危険な方から最初に作成していくということですので、よろしくお祈いします。

ただ、他の自治体の例なんですけれども、兵庫県とかは、ケアマネジャー、介護支援専門員とか相談支援専門員に協力して、平常時にケアプランの作成に併せて個別避難計画をつくるということで、防災と福祉の連携のモデル事業を行っている自治体もあるようですので、そうい

ったこともぜひ参考にさせていただければと思います。そういったことはどうでしょうか。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 個別避難計画の作成について、手法の大変貴重な情報提供を誠にありがとうございます。そのような形で、現在、環境課としましても、福祉担当、介護支援専門員ですとか相談専門員、民生児童委員と連携しながら作成していくべきものと考えておりますので、なお個人情報には十分注意した上で作成していくと考えていますので、よろしくをお願いします。

**7 番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番(山科春美議員)** よろしくをお願いします。

自治体の枠を超えた相互支援体制についてということで、本当にたくさんの支援をされているんだなと思いました。

新庄市は、雪の災害は結構あるんですけども、あまり大きな災害はないと言われているんですけども、市役所の方々がそういった現場に行くことで、もしこの地域に何か起きたときに、必ず行った先で学んだこととかそういったことを市の防災に生かせると思います。ぜひそういった、何かが起きてはいけないんですけども、いろいろな自治体の枠を超えた相互支援体制、これからも頑張っていって、新庄市のために生かしていただきたいなと思います。

次なんですけれども、女性の防災リーダーの育成についてということをお聞きいたします。

地域防災計画を策定するために設置されている地方での防災会議で女性委員の起用が進んでいないとよく言われています。国では女性比率3割を目標に掲げているようですがありますけれども、防災減災、または実際に災害が起きたときの避難所運営において女性の視点から災害に備えるということも大切だと言われています。また、今後、いろいろな意思決定の場に女性が参

画して、防災対策に女性の視点が入るということで、女性と男性の異なるニーズや課題が的確に把握されると思われます。また、結局、高齢者とか障害者とか乳幼児などの介護、介助のケア者はほとんど女性でありますので、ニーズを踏まえた支援もできると思われます。

新庄市において、防災会議の委員の構成がどのようになっているのか、また女性の防災人材の育成とか地域での女性の防災リーダーの育成などはどのように考えているのかお聞かせください。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** それでは、女性の防災リーダーの育成についてお答えさせていただきます。

まずは新庄市の防災会議における女性の割合というか、人数ですけれども、定員30名に対して令和4年は女性の数が3人となっています。こちらは条例でもって市長が委嘱する委員を決めているわけなんですけれども、関係地方行政機関の職員、国・県ですね、それから警察、消防、有識者などとなってございますが、こうした構成員の中で女性の人数が3人ということでございます。

それから、女性リーダー育成の取組としましてですけれども、こちらは議員おっしゃいますとおり、国が男女共同参画基本計画と防災計画において、災害の発災時の場面で、防災、復興に係る意思決定の場に女性の参画を推進するように求めています。

これを受けまして、今年3月に本市が策定しました地域防災計画においても女性の参画について規定しているというところでございます。

まずは男女のニーズに対する配慮ということで、女性専用のトイレですとか更衣室、入浴室、授乳室などとともに、避難所運営への女性の参画の促進ということで、運営リーダーを男女両方配置するように求めているということと、そ



の運営の例えば役員女性の参加など、男性に偏った運営体制とならないように配慮するという事で地域防災計画に規定をしております。

そのリーダーの育成の取組に関しては、様々考えられるんですが、まずは町内の自主防災組織に女性の参画を求めていくということと、国・県が実施する研修会、最近ではZoom（ズーム）会議なんていうことで行われているようなんですけども、その機会の提供と参加の呼びかけなどが考えられるのではないかとということで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ぜひよろしくお祈りいたします。庄内方面とか山形方面でも、防災力を高めようというか、女性の会議もいろいろあるみたいですので、この地域もぜひそういったことをしていただけたらなと思います。

次に、自主防災組織の組織率ということで、令和3年度末で82.4%ということなんです。山形県の平均にはまだ至っていないということもお聞きしました。

その中で、防災教育についてお尋ねいたします。もっと若いうちから、子供のうちから考えていくということで、協働の考え方を持っていただくために防災教育も必要であると考えます。

例えば、自分の命は自分で守ることが大々前提であるんですけども、阪神・淡路大震災において建物が倒壊して、生き埋め、閉じ込めになった際の救助の主体は、97.5%が自助、共助であったという事例があります。また、神戸市内で調査した94か所の火災現場のうち8割の77か所で市民消火活動が展開されたという事例もあります。神戸の長田町の市場の火災では自治会リーダーが呼びかけて200人以上のバケツリレーが行われたとか、倒壊家屋を動かし、延焼を防止したとか、東灘地区の火災では子供

を含む約300人がバケツリレーをしたと。

そういったお話を若いうちから、子供のうちから学んでおく自分たちのまちは自分たちで守るといった考えを持つことができると思います。自助、共助に基づく地域防災力を高める必要性を学ぶことによって自主防災組織の意義も理解できると思いますが、小中学校等での防災教育についてどのようにされているかお聞きいたします。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、現在、小中・義務教育学校において行われております防災教育についてお答えいたします。

東日本大震災以降、避難訓練の重要性がさらに強まりました。「釜石の奇跡」と呼ばれる当時の子供たちの適切な避難などを例に挙げながら、児童生徒には真剣に目的を持って考えながら避難訓練に臨むことの大切さを指導しております。また、避難の知識を得るとともに自ら危機を回避する危機回避能力の育成が重要となっております。実際の場面では、自分で考え、判断し行動しなければなりません。避難訓練を含む教育活動全体を通して、系統的、体系的に取り組んでいるところでございます。

議員のお話にございました児童生徒の地域における防災活動につきましては、児童生徒の貴重な学びの場となるとお考えですので、地域の声にも耳を傾けながら、地域との協働の中で考えてまいりたいなと思っております。

なお、実際、今年度、地域の避難所となっているある学校では、避難場所として期待されている機能とか、または実情について学習するといった計画を立てている学校もございます。現在、市の関係機関と連携しながら計画を進めているという話を聞いているところでございました。以上でございます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

午後1時43分 開議

7 番(山科春美議員) よろしくお願ひします。

「釜石の奇跡」のお話をさせていただきましたけれども、津波が起きたら「津波てんでんこ」ということで、自分で高台に逃げろということで、10年以上、釜石では言われているということなので、釜石の小中学校の子供たちは99.8%が助かったというお話でありますので、自分の命は自分で守る、自分で判断して行動できる力を養うことをいろいろ教育してくださっているようなので、よかったですと思います。

まちづくりに防災を織り込む活動ということなんですけれども、地域の皆さんといろいろ話をする機会があつて、こんなことがあつたらいいねというお話がございました。今、地域のコミュニティーがコロナ禍にあつて結びつきが本当に少なくなっているんですけれども、コミュニティー強化と防災訓練を兼ねて、例えば月に1回、地域の学校に集まる機会を設けたらどうかというお話とかもあります。例えば中学校区ごとに、その日は各町内の高齢者のお迎えのためにスクールバスなんかも運行していただいて、体育館などに集まってもらつて、そして会話を楽しんだり歌を歌つたりとか、また給食体験もしてもらつような企画もあつていいんじゃないかということで、地域の市民の声として話をされておりました。

なぜ防災訓練なのかというと、この日のこの時間にお迎えが来るとなると、みんなが声をかけ合つて同じ行動をすることになつて、学校は指定避難所にもなつているので、いざ何かあつたときにここに集まるんだというイメージもつきやすくなるということでしたので、そういった声も出ておりますけれども、その件についていかがでしょうか。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 では、防災主管課からお答えさせていただきます。

議員がおっしゃつたお話でございますが、まず防災主管課としてはそういった地域の結びつきは日頃から大切だと考えておりますが、一つには新庄市の防災訓練、これが一つのきっかけとか、取組の一つになるんじゃないかなと思います。

学校区単位で毎年防災訓練を行つておりますが、この訓練の中には児童生徒の避難訓練ですとか学校の先生方の誘導訓練、それと地域の自主防災組織、それから地域の方々が一緒に集まつて、避難所の運営ですとか要支援者の対策ですとかこういったものを訓練するようなメニューになつております。

今年、そのメニューについて詳細にどのようにするかは今後検討してまいる次第なんではございますが、こういった機会を議員おっしゃいますような地域の何とか、コミュニティーを育成する、強化する一つのイベントと捉えていただいて、幅広い御協力を得ながら進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番(山科春美議員) 市民の声でもあるので、ぜひ検討していただいて、防災力を高める一助にさせていただけたらと思います。

それでは、若者の投票率についてということに移りますけれども、選挙啓発のための出前講座が農林大学校、養護学校、神室産業高校で行われたということですが、生徒、学生の皆様の感想はどうだったのか教えていただけた

らありがたいです。

**岸 聡選挙管理委員会事務局長** 議長、岸 聡。

**高橋富美子議長** 選挙管理委員会事務局長岸 聡さん。

**岸 聡選挙管理委員会事務局長** 出前講座におきまして参加された学生の皆さんの感想ということですが、まず最初に神室産業高校につきましては昨年度2回実施しております、6月には3年生に対して、2月には2年生に対して、農林大学校については1回実施しております。養護学校につきましては、出前講座ではなく、こちらで使用機器をお貸しして、学校で行ったという形になってございます。

講座が終わりましたら簡単なアンケートを実施しております、その結果をお知らせいたしますと、まず最初に講座の内容についてお伺いしたところ、約8割の生徒が「分かりやすく、よかった」という感想をいただいております。高校生なんですけども、ちょっと気を遣わせてしまったのかなというような、よい内容になってございます。

講座の中で何に興味を持ったかという質問をしております、選択制になっているんですが、若年層の投票率でありますとか投票の大切さを挙げる生徒が多かったというような内容になってございます。

その次に、若年者の投票率が低いことを続けて質問したところですが、こちらは皆さんが「何らかの対策を講ずるべきではないか」という回答が多い状況でございました。

ほかの設問といたしましては、ほぼ全員の生徒が講座の前から18歳に選挙権が下がったことを実は御存じの状態でありまして、皆さん、投票に行きたいというようなアンケート結果になってございました。以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。

いろいろ好評を得て、選挙の意義とかそういったのが分かったということで、よかったと思います。

昨年1月の県知事選挙の前に読売新聞の記事で、今回初めて投票権を得た新庄東高の3年生4人の選挙権や新しい知事に望むことということで座談会の会話が掲載されておりました。昨年1月です。

その中で、「投票に行きますか」ということに対して、「初めてなので、どんなものか単純に興味があるから行ってみる」とか、「自分の意見を投票することは大事」とか、「未知の世界だから親と一緒にいく」という答えが書いてありました。

あと若者の投票率が少ない理由は何なのかということで、「選挙に行って何も変わらないという気持ちがあるのでは」とか、「最初の選挙は好奇心で行くけれども、投票で社会が変わらなかつたら不満がある」「どうせ行ってもとなる」とか、あと「公約とか知らない」と責任を持って投票できない、しづらい」という声もここに書いてありました。あと公約もなかなか伝わっていないということで、いろいろ政治の言葉というか、政策の言葉ですけれども、中身が難しい、強靱化と言われても何のことか分からない、それ以上考えられないので、もっとかみ砕いて教えていただければ分かるのではないかとということで、そういった声もありました。

そして、どうすれば若者が投票に行くかということで、「授業でアメリカ大統領選挙にすごい若い人たちが投票に行っていると聞いているので、生活に関わると実感すれば行くんじゃないかな」とか、「自分の生活がよくなるのはどの候補なのか、それが分かたら行く」とか、そういったことが書いてありましたので、そういう高校生の声、新庄東高の生徒の声なんですけれども、すごく勉強になるなと思いました。

そういうことだったんですけれども、山形県

が何と全国で若者の投票率ナンバーワンということで、相当、山形県全体の選挙管理委員会の方々も力を入れているということで、模擬投票とかいろいろな出前講座をすごく頑張っているんだなと思いました。山形県の強みでもあると思うので、本当にそれはいいところを伸ばして行って、全国の先陣を切って、若者の投票率ナンバーワンの県として維持していただきたいと思いますが、何か今後の方策とかありましたら教えてください。

**武田清治選挙管理委員会委員長** 議長、武田清治。  
**高橋富美子議長** 選挙管理委員会委員長武田清治さん。

**武田清治選挙管理委員会委員長** 若者の投票率向上のための方策についてなんですが、確かに議員おっしゃいますとおり、特に20代、30代の投票率が低い状況にあります。これは新庄市も山形県も全国も同様の傾向です。そして年代が上がるに従って投票率が高くなり、60代から70代の前半にかけて投票率が7割を超えるといった状況になっております。

それで、20代、30代の投票率向上、これは一番の課題なんですが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、投票に行っても何も変わらないという声がやはり大きいんですが、大学の先生なんかは原因の一つとして若者は社会との接点が少ないとか、県外進学で選挙から離れる住民票の問題、それから選挙に触れる機会の提供が少ないと。例えば用語が分からないとかそういうこともあるんだろうと思います。また、ある先生は、結婚して子供が生まれると子ども・子育て制度に関心を持ち、子供が成長して学費が必要になれば経済情勢が気になる、年を取れば年金や福祉の問題に直面する、様々なライフイベントを経験する中で政治が自分の生活に密接に関わっていることに気がつく、学生や就職したばかりの若者は政治に何かを求めようという場面が少ないとおっしゃっております。

これでどうしようもないんだということではなくて、やはり対策というのを取っていかねばならないと思いますが、これといった対策というのは今のところ若者に特化したというのがなかなかないものですから、今まで選挙管理委員会としても、先ほどから申しあげましたとおり、高校への出前講座の実施、そして成人式の際の啓発冊子の配付、また選挙啓発ポスターの募集とか垂れ幕の設置など、また地域ラジオでの選挙啓発、また市報とか市のホームページでの広報、そして今はできないんですけれども、コロナが終息すれば街頭での啓発活動などを行って、こういった活動を地道にやっていくことによって若者にも、当然教育委員会に学校現場での教育という面からも御協力をいただいて地道にやっていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

## 散 会

**高橋富美子議長** 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日9日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

大変にお疲れさまでした。

午後1時54分 散会

## 令和4年6月定例会会議録（第3号）

令和4年6月9日 木曜日 午前10時00分開議  
 議長 高橋 富美子 副議長 奥 山 省 三

### 出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八  焯  長  一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	高橋富美子	議員
17番	佐藤卓也	議員	18番	小野周一	議員

### 欠席議員（1名）

8番 庄司里香 議員

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市 長	山尾順紀	副 市 長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教 育 長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀

監査委員	大場隆司	監査委員局長	津藤隆浩
選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	岸 聡
農業委員会 会長職務代理	笹 行也	農業委員会 事務局長	横山 浩

### 事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主任	笹原佳子
主 任	小松真子	主 事	秋葉佑太

### 議事日程（第3号）

令和4年6月9日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問  
 1 番 佐 藤 卓 也 議 員  
 2 番 山 科 正 仁 議 員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和4年6月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤卓也	1. 有機農業について 2. 「食」を通じて健康になれるまちづくりについて	市長 教育長
2	山科正仁	1. 公共施設等総合管理計画の進捗と手法 2. 行政代執行のあり方 3. 施設管理の現状と手法 4. 地域と学校のあり方	市長 教育長

## 開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。欠席通告者は庄司里香さんの1名です。

なお、農業委員会会長が欠席のため、会長職務代理笹 行也さんが出席しておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着をお脱ぎいただいて構いません。

### 日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は2名です。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

これより2日目の一般質問を行います。

### 佐藤卓也議員の質問

高橋富美子議長 最初に、佐藤卓也さん。

（17番佐藤卓也議員登壇）

17番（佐藤卓也議員） 皇紀2682年、令和4年6月定例会2日目、最初に一般質問させていただきます。市民・公明クラブ、佐藤卓也でございます。よろしくお願ひいたします。

最初の質問は、有機農業についてお伺ひいたします。

令和3年5月に、農林水産省がみどりの食料システム戦略をスタートさせました。この戦略は、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針としております。

現状として、農業者の減少や高齢化による生産基盤の脆弱化の問題の解決、また世界的にSDGsや環境への対応が重視されるようになったことを踏まえ、国際的には、2030年までに化学農薬の使用などを半減し、有機農業を25%に拡大するEUのFarm to Fork戦略や、2050年までに環境フットプリントを半減させつつ生産力を40%増加させるなどのアメリカの農業イノベーションアジェンダを打ち出しており、日本においても農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっております。

農林水産業の全体の生産力をやみくもに増やすだけではなく、持続可能性と矛盾することなく高めていくことを目標としており、10年ごとに達成すべき目標が設定されております。

温室効果ガスでは、2050年までに農林水産業の二酸化炭素の排出量ゼロの実現や、化学農薬では2040年までにネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくても済むような新規農薬を開発することや、2050年までに化学農薬使用量、リスク換算ではありますが、50%低減を目指すとしております。また、化学肥料については、2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の低減、園芸施設では2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指すとしております。

その中において、有機農業の目指す姿と取組方向は、2040年までに主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう次世代有機農業に関する技術を確認するとし、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積



に占める有機農業の取組面積の割合を25%、面積では100万ヘクタールに拡大することを目指しております。

それらを踏まえて質問いたしますが、新庄市において現在行われている有機農業の取組の現状をお聞きいたします。また、国が示したみどりの食料システム戦略を踏まえ、今後、有機農業の取組はどのように行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業産地づくり推進に令和4年度予算概算決定額として8億3,700万円が示されました。この対策のポイントは、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出するとしております。

そこで、市として、有機農業産地づくり推進事業に対しどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

また、有機農業推進総合対策事業では、有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業や技術の習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の展開による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農業等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援するとしておりますが、市はどのように有機農業新規参加者の支援や安定供給体制を構築していくのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目の質問としまして、食を通じて健康になれるまちづくりについてお伺いいたします。

私たちの食を取り巻く状況は多様化し、便利

な世の中になりました。その反面、食べ過ぎや偏った食事になり、食生活が乱れがちになります。栄養は不足しても過剰になっても体に負担がかかり、生活習慣病につながっていきます。現在の食事は、食事バランスガイドにおいて、主食、主菜、副菜、汁物を基本としておりますが、食品の中身までは見ておらず、五大栄養素の一つであるミネラルが十分に摂取できないと言われております。

栄養素は、食物の中に含まれる様々な物質のうち、生命活動を営むため、人間の体に必要な成分であり、たんぱく質、脂質、糖質、ビタミン、ミネラルに分類されます。

体をつくるたんぱく質は、筋肉、内臓、皮膚、血液など、体の主要な構成成分です。構成するアミノ酸は20種類あり、そのうち9種類は体内で合成することができないため、必須アミノ酸と呼ばれ、食事から補う必要があります。

力や熱になる脂質は、取り過ぎると肥満につながりますが、少量でも多くエネルギーを得ることができる効率のよいエネルギー源です。

糖質は、体を動かすエネルギー源となり、肝臓と筋肉にグリコーゲンとして蓄えられ、糖は脳の主要なエネルギーになります。

そして、ビタミンやミネラルは、体の調子を整えるとして、たんぱく質、脂質、糖質の分解や合成を助ける働きを持ち、健康維持、体調管理には欠かせない栄養素です。

ビタミンは、体内でほとんど合成ができず、不足すると欠乏症のおそれがある有機化合物の総称で、脂溶性と水溶性の2つに分けられ、脂溶性のビタミンA、D、E、Kは、油脂に溶けやすく、大量に摂取すると過剰症になる可能性があります。水溶性のビタミンB群やCは水に溶けやすいため、過剰症の心配はありません。

ミネラルは無機質ともいい、人の体を構成する元素から酸素、炭素、水素、窒素を除いたものの総称です。人の体に必要なミネラルは、カ

ルシウム、鉄、ナトリウムなど16種類あり、野菜、果物、海藻、乳製品に多く含まれます。ミネラルは、人間の臓器や細胞活動のサポートのほか、神経の働きを調整するなど重要な役割があり、生きていく上で欠かせません。

そこで、家庭の食生活でより健康になるため、市として現在どのような取組を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

厚生労働省から発表されている日本人の食事摂取基準、2015年版ですが、国民健康栄養調査の結果を比較すると、摂取量が不足しているミネラルが多いことが明らかになっております。カロリーだけではなく、ミネラルを中心としたバランスのよい食事を勧められてはいかがでしょうか。

子供たちの成長にはミネラルが欠かせず、子供たちの発達障害や学習障害などに食事の内容が関わっているとも言われております。基本的には家庭での食生活が大切になりますが、学校や保育所の給食などでどのぐらいミネラルを摂取しているのでしょうか、お伺いいたします。

今後、ミネラルを意識した給食の提供をしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。また、家庭科の授業等において、ミネラルが補給できるよう実習等をしてはいかがでしょうか。

最後になりますが、ミネラルが多く含まれる農産物の生産や、それらを調理したメニューを家庭や飲食業に展開し、健康になれるまちづくりを目指してはいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。以上になります。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、有機農業についての御質問ですが、本市における有機農業の取組につきましては、これまで環境保全型農業直接支払交付金

事業に取り組んでおりますが、栽培面積は水稻が11.1ヘクタール、ソバが56.6ヘクタール、野菜が3.7ヘクタール、合計で71.4ヘクタールとなっており、市の耕作面積の2%にとどまっている現状であります。

国では、昨年5月に、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、農林業におけるCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現、化学農薬・肥料の使用低減、有機農業の取組拡大などを目指しております。

この中で、2050年までに有機農業の取組面積を全体の25%を目標としており、市といたしましても、国の支援策を活用しながら、有機農業者の増加、栽培面積の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、国が進めている有機農業産地づくりにつきましても、持続可能な食料システムの構築を考えると、地域ぐるみで取り組み、学校給食での利用など、地域内外の方々を巻き込んだ有機農業の産地づくりを推進していく必要があると考えております。

今年度は、新庄市農業再生協議会が実施主体となり、昭和地区をモデル地区として、有機農産物の生産から消費、加工、流通まで、地域ぐるみで取組を行うこととしております。

また、有機農業新規参加者の支援や安定供給体制の構築につきましても、昭和地区を有機農業産地づくり推進事業のモデル地区として、今年度は構想、試行、実施計画の策定、2年目に実践と実施体制の構築、3年目からは自立して継続的な実施を行うこととしております。事業の中で、新たに有機農業を行う農業者の育成や安定供給体制の構築についても実践することとなっておりますので、今後、他地区で実践する際のモデル事例として参考にしていく考えであります。

次に、食を通じて健康になれるまちづくりについての御質問ですが、ミネラルは五大

栄養素の一つとして身体機能を調整する重要な栄養素であり、不足した場合だけでなく、過剰に摂取した場合にも身体に不調を起すことがあると言われております。

バランスのよい食生活は、健康づくりを推進していく上で重要なポイントであり、様々な機会を捉えて、食生活の改善について、周知、指導に努めております。

出前講座や健康教室などでは、過剰摂取に注意が必要なナトリウムや、摂取不足に注意が必要なカルシウムや鉄分など、正しい摂取量や食事についての知識の普及を図っております。特に、汗をかく夏にはミネラル不足により熱中症になりやすくなることを周知し、熱中症予防にも努めております。また、乳幼児期から正しい食習慣を身につけることが重要でありますので、健診や離乳食教室においても、カルシウムや鉄分などが多く含まれている食事の指導を行っているところです。

ミネラルを含めバランスのよい食生活を継続して実践することが心も体も健康に過ごすための基礎となりますので、今後も様々な機会を活用し、食生活の重要性について周知してまいります。

続きまして、給食でのミネラル摂取についての御質問ですが、学校給食につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

現在、市の公立保育所の2所における給食については、子育て推進課に配属している管理栄養士により、保育所ごとに設定した栄養素の量が確保できるよう献立を立て、給食の提供が行われております。

具体的な保育所における栄養素の量の目標については、厚生労働省による児童福祉施設における食事摂取基準や県による山形県保育所給食の手引などにに基づき、食事の提供及び栄養管理が行われております。

保育所の給食において目標量を設定しているミネラルは、食塩相当量に当たるナトリウム、カルシウム及び鉄の3つとなっており、毎日の給食の中でバランスよく摂取できるよう献立を作成しております。

なお、給食の食材については、納入業者に対して、季節感や地域性を考慮して可能な限り地元産の品物を納入していただくよう依頼しております。

児童の心身の発達には、エネルギー、たんぱく質はもちろんですが、カルシウムやナトリウムなどミネラルの摂取は欠かせません。しかしながら、ナトリウムの取り過ぎによる副作用もあるため、その摂取についてはバランスよく摂取できるよう給食を提供する必要があります。

今後とも、関係課と連携を図りながら、児童への食育指導や食育だより、保護者への栄養相談などを通じて、適切な食事の取り方、望ましい食習慣等について、児童や保護者に周知してまいります。

次に、ミネラルが多く含まれた食品の活用に関する御質問であります。本市においては、新庄市食生活改善推進協議会と連携し、健全な食生活を実践する食育活動に取り組み、バランスのよい食事、地産地消、郷土料理や食文化の継承など、食を通じた健康づくりに努めております。

一般に、有機農業で栽培された食材や、取れたての新鮮な野菜などにはより多くのミネラルやビタミンが含まれており、その栄養価は時間の経過とともに低下すると言われております。産地直送の地元の旬の食材は、鮮度もよく、ミネラルも豊富で栄養価が高いことから、本市では地産地消に取り組み、地元の旬の食材を使った、家庭でも実践しやすいレシピ集の作成や料理教室の開催、ポスターやチラシの市内スーパーや公民館など公共施設への掲示などを行い、市民への周知を図っております。

また、コロナ禍のため、2年ほど活動を控えておりますが、小学生の子供たちを対象に、夏休みバスツアーと称して市内の農家を訪問し、野菜の収穫体験や、新鮮な野菜を使用した調理実習、試食といった体験型の取組も行っており、今年度は新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら再開について検討しているところであります。

今後におきましても、地産地消の推進を含め、ミネラルの特徴や食事バランスとのつながりなどの知識の普及に努め、食生活改善の推進を通して健康になれるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**高橋富美子議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** おはようございます。

それでは、学校給食におけるミネラルの摂取状況についてお答えいたします。

市内全校の学校給食の献立は、栄養教諭と学校栄養士で構成する献立検討会において、栄養価や食材のバランス、地場産食材の旬の時期などを考慮して作成し、学校行事や食材の入手状況など各校の事情に合わせて実施しております。

学校給食における栄養量などについては、学校給食法に基づき、文部科学省が作成した学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとされています。

基準に設けられている栄養素のミネラルは、ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、鉄、亜鉛の5種類となっており、1年を通した摂取割合について基準と昨年度の実績を比較すると、おおむね8割の充足率となっており、適切に実施されたと捉えております。

また、ミネラルについては、授業の中では無機質という言葉で表され、小学校高学年の家庭科や中学校の技術家庭科の家庭分野において、無機質を含む食品中の栄養素やその働き、1日

の摂取目安量について学習をしております。また、不足した栄養素を意識的に献立に取り入れる指導も行っております。さらに、無機質を含む1日分に必要な栄養量を満たす献立の作成方法について学び、栄養バランスを考えた献立の調理実習も行っております。近年はコロナウイルス感染症の影響で調理実習が難しい状況にありますが、感染状況を見ながら可能な範囲で行えるようになるものと考えております。

今後とも、献立の工夫により、ミネラルを含む様々な栄養素をバランスよく摂取できる給食となるよう努め、児童生徒の食に対する意識を高めながら心身の成長を図ってまいります。

以上であります。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** ありがとうございます。

今回は、健康のことについて質問させていただきました。

私もだんだん体が大きくなってきて、重くなってきて、やはり健康には気を遣わなきゃいけないなということだったので、課長の皆さんたちもだんだん大きくなってくると大変だなと思ひまして、気をつけていただき、議員も気をつけていただきたいと思いますと思って今回質問させていただきました。

その中においてですけれども、今回は五大栄養素の一つ、ミネラルについてお伺いしたいと思います。

なぜミネラルかといいますと、ミネラルの働きを少し勉強させていただきました。ミネラルの中で重要なのが、中に入っている成分ですね、特に役割で重要なのが、代謝や消化といった生命活動に必要な酵素らしいです。それはミネラルを取ることで働くということで、非常に重要だということでした。また、それは体だけではなくて、心を安心させるセロトニンなどの神経伝達物質もこの酵素によってつくられるという

ことだったので、ミネラルは精神にも影響する栄養素ということを勉強させていただきました。

そのため、ミネラル不足は生命活動に直結する、特に成長期のお子様は主要ミネラルも微量ミネラルもバランスよく取る必要があると思っています。特に働きとしては、ミネラルを取れば酵素がうまく働く、そして神経伝達物質、ホルモン、筋肉などがしっかりつくれ、それが体の各組織にわたって動きが円滑になり、体の調子が整い、心も安定するらしいです。

そういった場合、先ほども言いましたが、あくまでも体づくりや食生活は家庭が重要であります。その中で、市としても、子供たちの成長を促す上では学校給食においてもミネラルを意識する食事が重要かと私は思っております。

その中において、先ほど教育長から学校給食の栄養の報告をいただきました。その中において、栄養士がバランスよく、ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、鉄、亜鉛を取っているということなんですけれども、この数値は実測値で量っているのでしょうか、あくまでも計算上の数値でしょうか、そこら辺を詳しくお願いいたします。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、給食におけるミネラルの実測値についてお答えしたいと思います。

現在、給食のミネラル実測値検査についてでございますが、同様の検査は行っておりませんでした。先ほど教育長の答弁にもございましたが、学校給食法に定められております学校給食実施基準に照らして献立を工夫しながら、ミネラルを含む栄養素の摂取を図っているところでございます。

今後も、摂取基準に達するように、献立検討の段階で取り組んでまいりたいと考えておりました。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** その中において、国の基準、県の基準をクリアしているということなんですけれども、新庄市は子育てに優しい市である、子育てが重点であるとなれば、年に1回でもいいので、実測値を量ってはいかがでしょうか。そうした場合、なぜかといいますと、先ほども言ったように、カロリーやエネルギーのことを言いますが、実際にその食品の中身になかなか踏み込んでないということが言われております。やはりどうしてもミネラル不足になるのが、結局、原材料ですね、原材料がなかなかミネラルが不足しているということになっております。

食品成分表、ちょっと古い資料になりますが、1982年に発行されたものと2020年のものでは、キャベツ、ナスなどは、鉄分なんですけれども、0.1グラム減っている。また、ニンジンやタマネギなどもグラム数が減っております。だとすれば、国で定めている数値、提示されているんじゃないかと、やはり実測値を量って、足りないものがあれば分かる、要はしっかりと数値で表したほうが、より子供たちに安心な食事、そしてミネラルが含まれているということを教えられると思うんですけれども、今後において、年に1回でもいいですから、ぜひ実測値を量って、知っていくことが重要だと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** 実測値検査につきましてでございますけれども、実際、検査となりますと、その時々給食メニューによりまして検査結果に違いが生じることも考えられます。そういったことも含めまして、年間のミネラルを含む栄養素の摂取量につきましては、献立段階におきまして学校給食実施基準に照らしながら総

合的に判断できるのではないかなと考えておるところでございました。

ただ、今、議員からお話ありました原材料等にも様々な変化が生じているという部分については、今後ともしっかりと見ていかなければならないなと考えているところでございます。

以上でございます。

**17番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番(佐藤卓也議員)** ぜひとも、これは数値化することによって分かりやすいでしょうから、ぜひともそこら辺は今後検討していただきたいと思います。

子供の数は年々減っており、全国でも減っております。新庄市も例外ではございませんので、子供を大事にするという意味ではそういったことを一步一步することが必要だと思います。先ほどの繰り返しになりますが、あくまでも食生活は家庭が重要でありますけれども、新庄市は市全体で子供を見守る、育てるという方針もありますので、そこら辺も加味していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中において、これから、家庭科の授業において今までもやっているということなんですけれども、ミネラルを中心にした実習をこれからはやっていくということによろしいでしょうか、お伺ひいたします。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** 中学校におけるミネラルの学習につきましてでございますが、家庭科の学習では栄養素、理科の授業では生物分野、保健体育の授業では食事と健康という单元の中で学習をしながら、これらの教科を横断的に学習することで理解を深めているというところでございます。

今お話にありました、特に家庭科の授業でござ

いますが、中学生に必要な栄養素を満たす食事について、それぞれの栄養素の働きや食事と体の関係など、バランスのよい食事の重要性を学んでおります。実際、調理実習でございますが、1食に必要な栄養を考えながら献立をつくり、体の健康を意識して栄養バランスのよい食事を取ることの重要性を調理実習の中で学んでおりました。

夏場、不足する塩分の補給ですとか、運動による貧血を防止する鉄分の補給など、発達段階において起こりがちな体調不良の対策を生徒自身が理解して、必要なミネラルを摂取しようとする力をつけていくことが大切だと考えております。以上でございます。

**17番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番(佐藤卓也議員)** 分かりました。

今回、私はミネラルにこだわっているの、質問させていただきます。

その中で、重要なミネラルがたくさん入っている食品として、天然だしというんですか、天然のものが必要だと言われております。その中でも、煮干しとか、あごだしとかを混ぜて、それをだんごにしたりとか、そういったものでもミネラルは取れるでしょうし、子供がちっちゃいうちから舌を鍛えていくと後々大人になってもその味に慣れるといたしますので、小さいうちからそういう教育も必要だと思いますので、ぜひともそういう天然のものを使っただし、それができなければ、ふりかけだったりとか、簡単なみそ汁もできますので、そういうことも調理実習で取り組めると思います。ぜひともそういうちっちゃいうちからミネラルをたくさん取ることによって心身の発達に努めていただきたいと思うんですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** ただいま御提案いただきました。実際の家庭科における調理実習につきましては、今、議員のお話にあったとおり、体に必要な栄養素を取るという意味では非常にありがたい御提案ではないかなと思っております。

各学校を回っていろいろ話をする機会がございますので、そういった中で、家庭科の調理実習で行われているところ、なかなか今のコロナ禍で行われてないのが現状でございましたが、やっと少しずつできるようになってまいりましたので、そういった提案なんかもこちらからさせていただきますながら、それぞれの家庭科の担当の教員と話をしてみたいと思います。

以上でございます。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** 分かりました。提案になりますけれども、そういったこともできるのかなと思わせていただきましたので、よろしく願いいたします。

そして、今、特に問題なのが、特に避けたいものがあるらしいんですね、食事の中で。リン酸塩とか、たんぱく加水分解物ですか、酵母エキス、着色料、また白砂糖も影響があるということです。それをあるものに置き換えれば少しでもミネラルが補給できるというものなんですけれども、白砂糖は甘酒だったりとか黒砂糖やメープルシロップだったりとか、精製された塩を使うことではなくて、海水塩や岩塩を使うことでミネラルの補給になると思うんですけれども、そういうのは市の健康づくりの中でどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

そして、たまたま先ほどトイレに行きましたら、6月は食育月間でしたっけ、それでトイレの前に皆さんがああいうふうになっている、食育に関して載っております。また、下段にミネラルのことも書いておりました。ぜひとも、もう少し詳しく、ミネラルのことは書いてあるので

すけれども、分かりやすい表現だったりもできると思うんですけれども、特に今月は食育月間ですので、そこら辺の強化もしていただきたいと思うんですけれども、オーガニックに置き換え、避けたいものについて、どのように市では行っているのかお伺いしたいと思います。

**山科雅寛健康課長** 議長、山科雅寛。

**高橋富美子議長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** オーガニックや、そういった天然のものを使った調味料など、そういったものを使った食生活についてということの取組についてという御質問であったかと思います。

市では、料理教室などを通して、天然の素材、かつおぶしや昆布などを使用しただしの取り方や、栄養価の高い地元の旬の食材を使用したメニューの紹介などに取り組んでおりまして、まずバランスの取れた食生活による健康維持について周知しております。

化学調味料等を使ったものよりは、オーガニックの食品など、そういった旬のものを使ったものが健康にいいのかなと感じております。また、全ての食品は、生産者が苦労して厳しい基準を満たして私たちの食卓に届いたものでございますので、全て安全安心に食べられるものだと認識しているところでございます。

ミネラルは体の調子を整える大事な栄養素でありますので、今後におきましても、オーガニック、またミネラルの豊富な食材を含めた、バランスの取れた食生活をどう啓発していけるかということを考えながら実施してみたいと思います。以上です。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** 分かりました。

その中で、上山市などはクアオルトで健康づくりをやったり、近年ですと生命保険会社から野菜摂取量が分かる測定器などが来たらしいんですね。そうすると、その測定器である程度ど

のぐらい野菜が摂取されたとかやっております。そういうふうに、ほかの市では健康に特化していますよね。

新庄市でも特化して健康づくりをすることも必要かと思えます。その中で、市では率先して歩いたり運動したりを一生懸命勧めていますけれども、なかなか進まなかったり。

また、上山市では坊平で健康経営支援プログラムをつくって、歩いたりそういう計画も、ちょっと飛び抜けたやり方をやっております。

新庄市も少し飛び抜けた健康づくりをして、健康になって嫌だという方は誰もいらしゃいませので、少しとがった、要は特化した、そういった健康づくりをもう少し進めてはいかがでしょうか。その中においてミネラルを新庄市として勧めていくという方法もあると思えます。そういうとんがった、要は特化した健康づくりを進めてはいかがでしょうか。どのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

**山科雅寛健康課長** 議長、山科雅寛。

**高橋富美子議長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 健康、食育等にとんがった政策を進めたらどうかという御提案、ありがとうございます。

新庄市におきまして、食育の取組としましては、第2次食育・地産地消計画、推進計画のスローガン「しっかり食べて健康づくり、地域の恵みをまちづくり」に基づきまして、食育を通じて健康を家庭から地域へつなげ、生涯にわたる心身の維持向上を図るということで事業を進めてございます。

議員おっしゃるとおり、健康であるのは市民皆さんの一番の幸せなのではないかと感じております。

市におきましては、食育は健康に通ずるものと、大変重要なものと捉えておりますので、主食、副菜、主菜、乳製品、果物など、バランスよく食べることを勧めてございまして、その中

でミネラルにつきましても、先ほどからお話しされているとおり、体の調子を整える大事な栄養素としてバランスよく取るということが重要でございます。

今後につきましても、食育を通じた健康づくりができますよう努めてまいりますので、よろしくお伺いいたします。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

ミネラルが豊富なものというのは、野菜、果物なんですけれども、一番大きいのは野菜のかなと思っております

その中において、新庄市も有機農業を推進していくということだったんですけれども、有機野菜が新庄全体で2%ということになっております。先ほど市長答弁で昭和地区をモデルとしておるといことなんですけれども、その中において2025年までのオーガニックビレッジ宣言を事業イメージでうたっております。これは市町村が主導でやる取組となっておりますが、新庄市もオーガニックビレッジ宣言をして、少しでも有機農業を広めていく必要があると思うんですけれども、そこら辺の考えはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 有機農業産地づくり推進に係る御質問であります。

現在、今年度から、新庄市の再生協議会を事務局としまして、事業主体として、昭和地区をモデルに有機の里づくりといたしますか、実施しているわけでございますが、そういった地域を増やしていきながら、宣言をする市町村を増やしていきたいというのが国の方針でございますので、そういった機運醸成を図りながらしていくのがいいだろうと考えてございます。ただ、



昭和地区だけを有機に特化して宣言をしても何ら効果が薄いのかなと思いますので、これらを契機として広めていくという中で宣言までつなげていければいいのかなと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) その中において、人材育成や安定供給体制の構築が必要だと思ひますけれども、そこら辺をしっかりとやっていただきたいと思ひます。そこら辺の考へと、これをやるには、個人だけではなく、農業団体ともタッグを組んでいかなきゃいけないと思ひますけれども、そこら辺はタッグを組むときに市としてしっかりと主導して取り組んでいただきたいと思ひますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 農林課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦農林課長 昭和地区で現在有機農業が行われているわけです。その中でお二方が有機JAS認証を受けておりました、有機農産物の指導認定資格も取ってございます。

こちらについては、農林課の職員にもその資格を研修でもって取らせながら、また生産者団体とも連携しながら進めていくというのが理想かなと考えてございますので、まずはその2名の方と農林課の職員の中でそういう資格者を育成しながら進めていくべきと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

17番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17番(佐藤卓也議員) 分かりました。

ぜひとも少しずつでもいいので広めていって、有機野菜、そして最終的にミネラルがたっぷり入った野菜を皆さんに食していただき、健康になっていただくのが一番の目的でございます。人生100年時代ですので、しかも健康寿命であ

っていただきたい。皆さんが健康であれば新庄市の発展につながると思ひますので、ぜひともミネラルをたくさん取るような食事、皆さんに気をつけていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

## 山科正仁議員の質問

高橋富美子議長 次に、山科正仁さん。

(10番山科正仁議員登壇)

10番(山科正仁議員) それでは、本定例会最後の一般質問をさせていただきます。市民・公明クラブ、山科正仁です。よろしくお願ひします。

昨日、小嶋議員よりありましたけれども、田植も終わりました、私も毎日、田植の終わった風景を見て、私が植えた田んぼを見て、曲がっているなと思ひて、自分の性格が現れているのかなと思ひて見えています。これからの米価を考へれば、どのような経費をかけていっていいのかなという思ひを抱きながら、新庄市の財政も考へていきたいと思ひております。

それでは、一般質問させていただきます。

発言事項は4つです。要旨としましては6つあります。一問一答にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目ですが、公共施設等総合管理計画の進捗と手法ということで、要旨の内容としましては、1番、事務事業評価と建物系施設管

理計画の整合性と今後の管理計画の進め方をどう考えているのか伺います。

これはちょっとかみ砕かないと分からないと思いますので、市として事業を進めるに当たっては、いろいろな施設を使いながら利活用して行っております。事務事業というのはやはり評価がありまして、事務事業評価に関して、現行とか、統合するとか、分割するとか、終了するとかその他、そういう判断を行うという評価のやり方があります。それに準じて施設もそれを存続させるのか、分割していくのか、いろいろな判断が問われるわけでありまして。

それについて、今後の評価、それを現状に基づいてどのようにやっていくのかということがまず（１）であります。

（２）は、公共施設管理計画について、提示されています総量縮減施策、これを推進すると。事前に市民参加型でいろいろな議論、それから評価をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

まず、この２点についてお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

公共施設等総合管理計画の進捗と手法についての御質問であります。本市が実施している事務事業評価については、その成果や課題を分析し、事業の改善につなげていくための手法として実施しております。

この中において、施設に係る評価については、建物の状況を把握することにより、計画的な修繕や長寿命化、統廃合などの検討につながるところであります。これにより施設の環境や老朽化の状況を把握し、施設自体が抱える課題を整理するとともに、対応策を当該管理計画に反映しております。

さらに、施設管理における包括管理を含む民間委託の導入や空調・照明設備の省エネ改修など、管理運営の効率化を目指してまいりたいと考えております。

総量縮減施策の推進につきましては、利用者や地域の方など幅広く市民に説明するとともに御意見をいただきながら、具体的な施設の統廃合や複合化に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

今、キーワードとして出ましたが、最適化して総量の縮減を図るということが今後の課題かと思われまして。

再質問する前に、事前の確認をしたいと思いますが、市のホームページに公開されております新庄市公共施設等総合管理計画の平成31年3月の一部改定、今回公開された前の資料になりますけれども、それと今回、令和4年3月の一部改定の8ページの数値の整合性がはっきりしなくて、それはどのように、なぜ数字が違っているのかということをお伺いしてから再質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 数値が適合しないという部分についてですけれども、具体的にどこの部分になりますか、8ページ、申し訳ございません。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** これにあまり時間を取りたくないんですけども、平成31年3月の一部改定がまずありますよね。今回の前の資料がありますよね。その8ページ、平成28年4月1日現在の施設数が71、総延べ床面積が1万6,390となっているのかな、この辺の数値が今

回の改定のやつと違っているもんですから、判断つけづらいというか。お分かりでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 今回の改定については、国の見直しがございまして、それに倣った形で国から指示出しがあります。実際に数値は当然動きがあるわけですが、この中間の見直しに合わせましてそれぞれ、当時、計画をつくった段階で把握した数値等については全て見直ししなさいということで、萩野小学校については令和元年度に解体等しておるとか、行政施設系に関しましても市庁舎の西庁舎の解体であったり東庁舎の建て替えであったりとか、そういった部分で数値に増減がございましたので、その分を今回国から指示された部分と併せまして見直しを行ったと、数値の見直しを行ったということになってございます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** 私が申し上げているのは、前の段階の資料の中では平成28年4月1日現在で市が保有している施設の数が、そこから年数がたとうが何しようが施設は増えないじゃないですか。そのときに71の施設があつて、今度改定になったやつが急に73になるというのは、また平成28年4月1日現在という日付も同じ中で変わりようがないんじゃないですかということをお聞きしているんですが。もっとも、その床面積自体も変わっています。

何が言いたいかというと、これはミスじゃないかという話だけではなくて、この数値がしっかりしていないと今後の縮減目標とか立てづらいという方向にいくんじゃないですかということなんです。いかがでしょうか。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** すみません、当時の計画の段階で、一番最初の計画の部分に誤りがあったということで、今回、その部分も見直しをかけたということになります。大変御迷惑をかけました。申し訳ございません。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** 先ほど来申し上げましたけれども、床面積の量を今後減らしていきたい、10年間で5%減らしていきたいといった場合のたたき台となる数量自体を変えるのに改定という手法で変えるのはおかしいんじゃないでしょうか。例えば、間違っていないものを変えるなら撤回で済むでしょうけれども、間違っていたものを変えるんだったら取消しをしてから、我々議員、それから市民に、もはや公表しているんですから、その辺はしっかり、何というか、謝罪ではなくて、こういうふうに変わりますよ、間違っていましたよということを公表してから変更しないと、「改定になりましたので資料だけ合わせました」だとちょっとまずいんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 議員おっしゃるとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** 今後も、しっかりしたデータがあると判断しやすいですし、我々も今回の改定内容を初めて拝見して、数字が違ふんじゃないかなと思った次第でありますので、よろしくをお願いします。

それでは、再質問を続けますが、先ほど申し上げました5%縮減、その目標について、市民参加型でいろいろな議論をしていく必要があると認識していらっしゃるようですが、実際問題として10年間というスパンが決まっておりますので、その減縮のメニューというのを作成する必要があるんじゃないかなという気もするんです。そういう減縮をこれからしていくのであれば、前もって説明しておかないと、市民の方はそれに対して投資をするという考えもあるわけですから、その辺がなくなってしまうのであれば、また別の施設ということを考えていくと思いますので、その辺のメニュー等の作成の早い段階での進め方ということをお伺いしたいと思います。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 実際に進める上で、それぞれ目標をこの計画にのせているところでございます。目標の1つとして施設総量の最適化、いわゆる量の見直し、さらには2番目として効率的な維持管理の推進ということで質の見直し、それからまちづくりとしての施設の有効活用ということで、3つの目標を掲げながらその縮減等を図っていくということでこの計画を進めているわけですが、先ほど冒頭の事務事業評価という部分がございますけれども、その中におきましても、毎年、事務事業評価、それから行政評価という形で、それぞれの施設も含めた形で事業をこれからどういうふうに展開していくのかという部分についても、毎年、評価を行っているところでございます。

その中で、施設、今後人口減少にあって、利用率がどうであるとか、これから施設に係る維持管理費がどれだけかかるのかといった部分について、行政評価の中でも議論しているところでございますので、ただ庁内だけの検討というわけにはいきませんので、当然、利用者があつ

て初めての施設でございますので、その辺については、先ほど市長答弁もありましたとおり、それぞれ今後市の方針があらかた出た部分については市民に対しても公表しながら、どういった活用、もしくは廃止等も含めて、それぞれ市民の御意見をいただきながら今後の施設の在り方というものを検討していきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** 確におっしゃるとおりでございます。長寿命化という手法もある、それと並行して経費を圧縮していくという考えは間違っていないと思いますので、ぜひ早め早めの対応というか、情報を我々にも流していただいて、市民にも流していただくということで、その周知、くれぐれも不足することのないように、何かちょっと危機管理の感が欠落することのないような方向でいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2番に入りますが、行政代執行の在り方ということで、今ちょっと問題になっておりますが、北本町のアーケードの老朽化、これを原因とする除去、これを行政代執行法に基づいて行うことが予定されております。この執行費用の請求手段、それから担保というのをどのように図っていくのかということをお伺いしたいと思います。

前回の全員協議会等によりまして、代執行によって終わった、部分的に補修した部分についてはいろいろな説明を受けておりますので答弁は不要ですけれども、今後の本体の除去、その代執行の工程とか費用の具体的な見積額、それから代執行後、請求手段、どうやって請求して、その債権保護のため、保全のためにどのような担保を予定しているのかということをお伺いしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** それでは、行政代執行の在り方について、御質問にお答えさせていただきます。

御存じのとおり、昨年12月29日に発生した北本町アーケードの天井材落下事故につきましては、道路占用者である法人に対して、道路法に基づく是正措置命令を発出しましたが、是正されなかったことから、市が代執行で事故防止をするということで、その代執行費用につきましては、占用者に対して納付明示をし、現在、費用の分納について、代理人の弁護士と協議を進めているところであります。

除却の代執行につきましても見積りについては、向こう側の提案からたしか7,000万円から8,000万円の間ぐらいになると、法人側の調査でいただいているところであります。その後の代執行の費用につきましても、多額の費用を要するわけでありませうけれども、これにつきましても、納入方法、占用者の意向を確認しながら、確実な納入を担保できるよう代理人との協議を進めてまいりたいと考えています。

既に第1回の協議を行っておりまして、代理人が今度は向こうの法人側あるいは町内会等関係者について、代理人が説明をするということをお聞きしているところであります。

しかし、アーケードの除去につきましては、市民と通行者の安全安心を最優先に考えながら、代理人を通して、昭和会及び町内会や商店街の意向も伺いながら協議を進めていくことが必要であると考えていますので、今はその協議に専念していきたくて考えております。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 今協議中ということで理解しましたが、事例としまして、駅前商店街にもアーケードがあって、南本町商店街にもアーケードがあったということで、そちらの商店街の除去のときの原資、それから市として補助金とかがあったのかという点をお伺いしたいと

思います。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 北本町商店街以外の南本町商店街、また駅前商店街ということでのアーケード除去の時点での財源ということで御質問をいただいたところであります。

南本町商店街のアーケードの除去の時点におきましては、商店街自体の管理に関する積立金、また商店街に関係する皆様からの資金の負担ということも併せて実施をされた上で、そのとき除却に活用できる補助金もあったということで、その費用も含めて除却を行ったということでお話は伺っているところです。

また、駅前商店街のアーケードの除却につきましては、私自身はその時点の状況まで把握できなかったということで、時期が相当昔だったということで、把握してないということで御了承いただければと思っております。

以上でございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 南本町の方々は、積立金、こういう不測の事態に備えた積立金を準備していたと。プラス負担金、プラス補助金という形だと受け取りました。

ここを代執行でやるということは、何といふかな、不履行を放置することが著しく公益に反すると……、聞こえづらいですか、不履行を放置することが著しく公益に反するという条件がついていまして、さっき市長もおっしゃいましたけれども、市民の安全のためにはどうしようもないという状態である場合にはやることができると代執行法に規定がありますけれども、ほかの商店街との不公平感というのが一番問題になってくると思うんです。

北本町に関しても、昔は新庄市の商店、商業の発展に寄与してござって、非常に貢献して

くれて、新庄市を盛り上げた地域でもありますし、そこを追い込むようなことは言いたくないんですけども、基本的にほかの商店街との公平感を図りながらですから、その商店街との協議というのが必要になってくると思うんです。代執行をする前に、事前に、駅前商店街、それから南本町商店街の方々と協議をしながらこの事業を進めるという形を取っていく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 大変申し訳ありません。

先ほどの答弁の中で、南本町商店街の解体に補助金の活用ということで答弁させていただいたところですが、補助金はなかったということで、自分たちの積立てと関係者の負担ということで、（発言あり）申し訳ありません。国からの補助金も活用しながらということで。

駅前につきましては、私は認識しておりませんでしたので、御了解いただきたいと思っております。

また、ただいまの御質問の中にもありました、ほかの商店街との話し合いも踏まえてということで、公平性を踏まえながら進めるということでは十分に必要な内容であるということで認識しておりますけれども、現在のところ、先ほど市長からの答弁にもありましたように、北本町商店街の代理人として選任された方、弁護士がいらっしゃいますので、法的な内容を踏まえて現在協議を行っているところであります。

また、代執行に係る費用に対する納付ということにつきましても、しっかりと協議を重ねる上で担保を確保しながら進めていければということで考えておりますので、御理解いただければと思っております。以上です。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** マスクが汗でぐちゃぐ

ちゃになったので外していいですか。

確かに協議が進んでおるということを伺っております。と同時に、ほかの商店街の理解も必要だということも重々承知かと思っておりますけれども、基本的に今回の代執行を見れば、代執行法にのっている徴収と今おっしゃいました、徴収することがそもそも困難な事例じゃないかなと思うんです。徴収するのを前提として代執行を行うんでしようけれども、実質的に困難であるがために弁護士がついていて、代理人になって、ちょっと面倒くさいのでやってくれという話になっていると思うので、それを考えれば、やはり不公平感がないように、それが第一だと思うんです、商店街の中のコミュニケーションを考えれば。それがないと「何で北本町だけなの」という話になりますので、そこは同時に協議する必要があるかと思うんですよ。そちらの協議は別だという考えは分かりますけれども、基本的に両方のことを考えないと、市としては、税金を投入するという意味もあって、我々議員だって代執行に対して反対するわけに多分ないと思うんです、人命がかかっているとすれば。その辺を考えて、最低限、北本町と南本町、それから駅前商店街の3つの協議というのをしっかり、内容も我々に伝えていただいて、やっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 様々な御提案、御心配をおかけしているわけでありまして、南本町商店街の解体のときには経済産業省からの補助金と自己資金だと当時の担当者からお伺いしております。その条件といたしまして、あそこを無散水にしてもらいたいということで、全額、市で無散水消雪をしているわけでありまして。

また、駅前の商店街等についても、あそこも無散水の条件があるんですけども、あれは県

で当時行ったといういきさつがございます。

ですから、除去するときにはそれぞれの対応がございまして、南本町は自己資金とそれから経済産業省の補助金によってしたと。条件としては無散水にしてもらいたいということで、市で全額、あそこを無散水にしたということを聞いています。

そういうことでいきますと、それぞれの商店街が抱えている問題はたくさんあるのかなと思いますので、真摯に今後とも協議してまいりたいと。また、大正町の商店街につきましても、あそこは無散水消雪になっているわけです。あれは全額、県でやったということで、さらには最上公園にも無散水をしてもらいたいという要望も出ているということで、雪によることが非常に多いというような、今回の災害事例においても雪害という分野に入るのかなと私は捉えています。

しかし、それぞれの商店街の諸事情はございますけれども、真摯に協議をしていながら、また経過についても議員の皆さんにしっかりとお伝えさせていただきたいと。協議が始まったばかりでありますので、今後、経過について、また御説明させていただきたいと思えます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 市長のダブル答弁ということで、あとこれ以上何も言えないかもしれませんが、市長から出ました無散水消雪、それが今度アーケードを撤去した後に始まるんじゃないかと、ダブルでまた財政に負担がかかるのではないかなという懸念もありますので、その辺、しっかりした管理をお願いしたいと思います。

それでは、3番の施設管理、現状と手法という点に入ります。

こちらは、要旨としましては、施設管理面の収支バランスの取り方の検証をどう図っていく

のか何うという簡単な内容となっておりますけれども、詳しく質問しますと、施設の運営面では、収支、入ってくるお金と経費でマイナスが非常に継続しているという点はしようがないと。これがプラスであれば民間でやるんでしようけれども、基本的に行政でやるということはマイナスでもやらなくてはいけない、サービスを維持するためにやらなくてはいけないという点であります。

しかしながら、これが財政の硬直化の一因になっているのは間違いないです。ずっと将来的に続けていけば、かなり硬直化が進むという点は否めないわけであります。ということは、施設管理の中で、先ほど言いました総量の縮減メニューの中に入っていくんじゃないかなと思います。それが今度大きく収支面のバランスが崩れていかないような方法として、どのような検証と改善の必要性があるかという点をお伺いしたいと思います。

続きまして、(2)ですが、施設管理の外部化手法というのがあります。これは、当市では指定管理者制度、その運営がありますが、その透明化を図って、住民サービスのさらなる向上につなげる必要性をどのように考えているのかという点をお伺いしたいと思います。

こちらでも詳しく質問申し上げれば、各指定管理者、まず委託形態、それから委託条件というものがありまして、どのような感じで管理してください、こういう条件でいかがですかと、入札して、じゃお任せしますという形になっていると思います。その辺が市民にもよく分かるような明確化、運営している財務状況、その辺もどのように把握して、こういう状態ですよということを透明化を図って皆さんに周知するような形、またその得た情報、そこから得た情報というのをさらに住民へのサービスにつなげる、そういう施策をどのように取っていくのかという点をお伺いしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 施設管理の収支バランスの取り方の検証をどう図っていくかということでございます。

施設管理の現状と手法についてであります。議員御指摘のように、施設運営における収支面の大きなマイナスの継続は財政硬直化の一因となっておりますが、一方で市民福祉の充実といった公共施設が果たす役割もありますので、なかなか収支バランスだけでは表し切れない部分もあるのが公共施設だと考えております。

現行の利用料金体系は、公共施設の役割と利用者重視の観点から一般的に低く設定されておりますが、受益者負担の考えはあるものの、利用料を負担する利用者と利用しない方、双方の理解が得られるよう適切な利用料金体系を考えてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、市民ニーズの変化に対応した公共サービスに努めるとともに、公共施設の持続可能な管理運営が図れるよう、より一層努力してまいりたいと思います。

議員の皆さんの御理解をいただきまして、小中学生の体育施設等の無料化ということを進めた結果といたしまして、スキー場において、それまでの過去の収益が逆に上がってきています。お子さんを連れて大人の皆さんがリフトを使う、子供たちに新しくスキーを教えるということで、かなりの方が市内以外からも来られまして、収益バランスが以前より相当上がってきているという報告を受けております。ですから、公共施設の在り方、本当に難しいなと思っております。議員の心配なさることも当然であります、硬直化ということとは。

一方で、人口減少の中で利用度が相当下がってきて、閉鎖しなければいけないんじゃないかと、市民説明会をしているような状況もあると聞いております。この辺の施設利用の在り方と

いうのは、どちらがいいのかは非常に難しいところでありましてけれども、皆さんに御理解いただいて、小中学生を無料にしたことによって逆に利用者が、今年は正直言ってスキー場に並ばなくちゃいけないという現象があったのは初めてだということもお聞きしておりますので、今後、その推移をまた見守っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、施設管理の外部化手法で指定管理者制度の運営についての御質問ですが、本市では平成17年から指定管理者制度を導入し、現在、社会教育施設16、児童館2、火葬場1の合計19施設において実施しております。その運用につきましては、市で作成している指定管理者制度運用指針を基本とし、統一的な考えの下、行っているところです。

指定管理者の選定に当たりましては、新庄市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、原則、公募での募集とし、市報や市ホームページで仕様書も含めた募集要項を周知するなど、公募に当たり、透明性を確保しながら進めております。

また、選定に当たっては、指定管理者候補選定委員会を開催し、申請者から施設管理、緊急時の対応、地域との関わりなどの聞き取りを行い、各委員が公平な利用の確保及びサービスの向上など、運営に関する評価項目により審査し、協議の上、候補者を選定しております。この選定結果につきましてはホームページに公表し、選定段階の公平性、透明性の確保を図っているところでもあります。

施設の運営に当たっては、毎年、指定管理者と所管課及び総務課による連絡会議の実施や、外部委員による市民評価などにより、指定管理者の声を聞き、課題を共有するとともに、毎年度終了後に、各施設の管理業務の内容、利用状況、経理の状況などの事業報告書を提出してもらうことで、指定管理者による管理の実態の把



握に努めているところであります。

今後も、このような取組を通しまして指定管理者制度の改善を図りながら、利用しやすい施設運営と市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

収支バランスということ考えた場合、誰でも喜ぶのは、市民が喜ぶのは無料、無料が一番喜ぶのは分かります。安価、無料、とてもうれしいという市民の感情は当然でありまして、税金も安ければもっといい、水道料金も安けりゃいいと。ただし、それに追いつくだけの財政力があるかという点が今後の問題なのかと思いません。その辺はよく理解しております。

ただ、これから10年間で5%の延べ床面積を減らしていくと先ほど回答をいただきましたけれども、それを考えた場合に、早め早めに、収支面のバランスが取れないところは、民間ではもしそうなれば切っていくということでしょうけれども、行政側とすれば、それを切らないで、くっつけて統合してそれをまた使うという手法もありますので、いろいろな点で検討していただきたいと思えます。

施設管理に関する指定管理者制度、こちらで非常に考えているのは、いろいろな意味で市民アンケートを取ったりそれからモニタリングしたりという手法で、指定管理者の内容というのを市民に公表しているところが結構あるわけでありまして、それによって何を求めているかという、市民サービスがいかにその施設を使うことによって向上するかという点が一番狙いなわけですし、それを得るために、指定管理者の実情というのをあらわにして、予算が少ないのであればもっとつけなきゃ駄目でしょう、それをやっつてすごく向上するのであれば、つけたほうがいいんじゃないですかという判断基準を確

保したいと思うわけなんです。その点を考えて、指定管理者側からの要望の中で、こういうことをやっつてくださればサービスがもっと向上できますよという建設的な意見とかはないものでしょうか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 指定管理者制度についての評価と、それから市民サービスの向上へどのようにつなげるかといった御質問かと思うんですけども、まず評価につきましては、当市においては、指定管理者自身が行っていく評価、それから所管課が行う評価、それから行政改革市民委員、外部の方が行う市民評価といった3つの評価の仕方を行っているところです。

まず、自己評価につきましては、実際に利用されている方からのアンケートなどを基に、そういったところを今後の改善に向けてどのようにしていくかといったことを基に検討することとして行っているものです。

そして、所管課における評価ですけれども、毎年度、書類、それから現地において、所管課が実際に事業について、実施状況、それからどのような市民サービスにつながっているかということ聞き取りながら現状把握をしているということがございます。また、それは年に1回ということになっておりますが、場合によっては毎月行っているところもございます。そういったところで、例えば事業の実施、それから具体的な歳出等の適正な管理、そういったところも見ているところです。

最後に、行政改革市民委員からの評価でございますけれども、5年間の指定期間の中で、19の施設がございますので、順番に現地視察等を行いながら、疑問点、それから意見等を伺いながら市民サービスにつなげているといったことがございます。

なお、行政改革市民委員からの評価につつま

しては、ホームページに公表しているといったような状況になっております。以上です。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** いろいろな評価という点で、評価を得た上で、ただ、評価した上で改善されているかという結果が必要だと思うんです。同じように毎年毎年更新、更新というか、入札を繰り返して行って、同じようなサービス内容でずっと継続しているのということ、非常に評価自体が形骸化しているという点も否めないのかなという感じがします。

もっと思い切って、指定管理者側からの提案というのを思い切り受け止めて、それを言うとか個別になっちゃいますので、あまりあれですけども、いろいろな各部署の指定管理の方々意見をとり入れる必要があるのかなと思うんです。いろいろな意味でそういう改革をしないか、いつまでも施設が昔のまんまの、古いまま、古い体制のままとなりますので、その辺、新しくアイデアとかも指定管理者に求めるような形でやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

時間がだんだん押してきましたので、次に行きます。

それでは、最後になりますが、地域と学校の在り方という点です。

施設統合により広域の地域が集約された学校で地域住民との協働の在り方をどう図っていくのかということ、伺いたいという内容ですけども、これもちょっとかみ砕いて言いますと、統合という言葉がありますので義務教育学校かなど、その段階で判断していただいて結構なんですけれども、統合して最初から児童生徒というのは、合併というか、統合した効果が非常に大きく影響されたなと感じました。大人よりもずっと早くコミュニケーションをつくりまして、なじんでいきますので、非常に順応力が高い

だなと感じます。

反して大人たち、PTA、親御さんたちの関係はまだまだいいんですけども、地域住民の方々とのコミュニケーションというのが、なかなか学校との交流ができない、それから協働の在り方というのが疎遠になってきているんじゃないかなという点は否めないわけなんです。

今後、どのような方向性を持っているのか伺いたいと思います。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**高橋富美子議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** 地域と学校の協働の在り方についての御質問にお答えしたいと思います。

複数の小学校と中学校の統合により新設された義務教育学校におきましては、地域住民の方と関わる機会は統合以前とは変化しており、統合以前の学区を越えた地域と児童生徒の新たな交流も生まれてきているのも事実であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により地域の方々との交流は一定期間制限されましたが、感染予防などの安全対策がある程度確立した中で交流の機会は戻りつつあります。

今後は、ウイズコロナの新たな生活様式に合わせた地域の方々との協働について、御意見をいただきながら充実させてまいりたいと考えております。

また、今年4月には市内全ての小中・義務教育学校において学校運営協議会が設置されたことにより、地域と共にある学校づくりを進めるコミュニティスクールとして、地域と学校との協働の取組を一層推進してまいりたいと考えております。

さらに、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、地域学校協働活動推進員について、今年度は5名委嘱し、各学校における地域学校協働のコーディネートなどをサポートしており、また地域学校協働活動の拠点となる地域学校協働本部について、中学校

区ごとに協働本部を設置する方向性で検討しており、より地域実情に合わせた協働活動を推進してまいりたいと考えております。以上です。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

今、教育長がおっしゃったのは、公的な支援組織というか、公的なものだと思います。運営協議会が各校全てに配置されるというのは非常にいいことだと思います。

ただ、私的な支援組織、つまり公的ではなくて、例えばPTA組織とか、母親委員会とか、教育後援会、あとはボランティアでいえば見守り隊とか、あとは読み聞かせとか、そういう私的な支援組織があるかと思えますけれども、その点の把握、各学校がどのような支援を受けて、金額に換算できるのであれば金額に換算していただく、労働力であればそれに換算していただく、どのような支援を受けているのかということ、分かればですけども、学校で得た支援の額、例えばどこそこ学校は過去3年間にこのぐらいの支援を受けましたということが分かればお伺いしたいと思います。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、委員会で把握しております各学校におけるそういった外部の支援団体でございますが、例えば議員からお話がありました教育後援会、教育振興会、学校を応援する会、同窓会など様々、それぞれの学校におきまして任意の外部団体からの支援を受けているということでございました。

その支援の内容につきましては、例えば先ほど来の話にもありましたとおり、地域の資源を活用したふるさと学習への講師支援、人的な部分も含めた支援でございましたり、または日々

の登下校の見守りでございましたり、または学校に対する意見やアドバイスも含めていろいろいただいております。また、お話にありました金銭的な支援もいただいているということは聞いておるところでございました。

組織については、外部の任意団体ということで、全て地域の方々、PTAを含む地域の方々が組織する団体ということでございましたので、具体的な金銭的な額につきましては委員会としては把握をしていないところでございました。

以上でございます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**高橋富美子議長** 教育長高野 博さん。

**高野 博教育長** 今、いろいろな団体、いろいろ説明ありましたし、金銭的なことについては今の答弁のとおりだと思うんですけども、先ほどお話のあった地域協働活動の中にある子ども見守り隊とか、読み聞かせとか、そういう協働の活動がいろいろあると思うんですが、そのことについては、各学校で地域協働活動を行っている全ての活動を洗い直して、それを年間スケジュールの中に落とし込んでくださいということで、どういうものを各学校で協力いただきながら教育活動をやっているかということをはかるようにしているところです。そうすると、いろいろな活動をいろいろな団体から御支援いただいているということを学校でも把握しながら、そして先ほど言った地域協働活動推進員は、この学校ではこの団体がこのような活動を支援していただいているんだということが分かるということで、そういうことを既に学校運営協議会の場で示して、このような活動を地域協働活動として行っているんだということを知っていただいて、御理解をいただいて、さらに充実するためにどんなことができるかということを考えていただいているということも、学校によっては行っているところであります。これから学校運営協議会をやる学校もあるようですが、その

ような形で、ぜひ一緒にやっている活動をお互いに共有化していったほしいと思います。

それから、いろいろ学校のために本当に様々な方々から御支援いただいていることについて、本当に改めて教育委員会としてもお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** ありがとうございます。

確かに、学校それぞれにおいていろいろな支援組織がありまして、私が把握しているのは萩野学園ですけれども、基本的に、1つ、先ほど課長にお伺いした、支援額はわかりますか、どんな支援を受けていますかという点だったんですが、支援におんぶにだっこじゃないですけれども、例えばの話、冷暖房の機器が欲しい、不足している、隅々まで冷えないのよ、隅々まで暖まらないのよといった事例に関して、ストーブを買えばいい、扇風機を買えばいいという話なんですけれども、基本的に市で購入すべきものをなぜ支援団体に求めてしまうのかという点が問題としてありまして、別にそれを支弁する、支払うのは別に問題ないんですけれども、一回、教育委員会にお伺いを立てて、こういうものが欲しいんですけれども買えませんかと、予算ありませんかと。「ない」と必ず返ってくるらしいんですけれども。「ない」と言われるとどうしようもないからというので、じゃお願いしますと来て買うわけなんです。

その辺、学校との情報の交換というのをやっておかないと、寒いのは当然分かるわけですから、施設的に、せっかく建てた学校でもどうしても行き渡らないところはありますので、その辺はちゃんと学校から情報を仕入れておいて、こういう予算がかかるね、ここにこうしなきゃ駄目だなというのを事前に確保しておくという努力も教育委員会として必要ではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 議長、平向真也。

**高橋富美子議長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 学校施設関係の整備についての御質問かと思えます。

当然、エアコンの整備等も現在計画的に進めておりますけれども、予算化する上で、学校の聞き取りの時期と実際の予算化の時期がかみ合わないとかそういったこともございますので、予算要求の時期に「必要だ」という情報がなかったものについて急遽対応するという場合もございしますが、その場合には簡易的なもので対応するということが事例としてはございます。

なお、学校とそういったやり取りを綿密に行いながら、お互い漏れがないように進めてまいりたいと考えております。以上です。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** 別に学校を悪く言っているわけじゃないですからね。学校の先生に「山科がこういうことを言っていたよ」ということを言わないで……、ここで言ったら同じですけれども。

基本的に、教育長がさっきおっしゃった年間スケジュールをつくるにしても、学校側の負担を大きくしてしまうと先生方の負担というのがすごく大変なんです、今、働き方改革もありますけれども。先生にあまりあれやって、これやってというのは一番大変なところがありますので、ある程度窓口というのを、どうしても父兄の窓口は先生なわけですから、それを教育委員会に直接言ってくださいというのも筋としておかしいかなと気がしますが、いろいろな意味で学校との協力、さっき平向次長がおっしゃったように、学校と綿密に連絡を取って、こういうのが欲しいとはなから分かっているのであれば、あまり手を煩わせないような形で予算の措

置ができるような体制というのを、理想ですけども、立てていったほうがいいかと思えます。

これで質問を終わりますが、私も毎朝、見ていますけれども、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

**高橋富美子議長** 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

## 散 会

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日6月10日から6月16日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を6月10日から6月16日まで休会し、6月17日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願ひします。

本日は以上で散会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午前11時45分 散会

## 令和4年6月定例会会議録（第4号）

令和4年6月17日 金曜日 午前10時00分開議  
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 長	津藤隆浩

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	岸 聡
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	横山 浩

### 事務局出席者職氏名

局 長	武田信也	総務主査	笹原佳子
主任	小松真子	主 事	秋葉佑太

### 議事日程（第4号）

令和4年6月17日 金曜日 午前10時00分開議

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 1 議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第33号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願

（質疑、討論、採決）

- 日程第 5 議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第30号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議員派遣について

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

## 開 議

**高橋富美子議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着をお脱ぎいただいて構いません。

### 産業厚生常任委員長報告

**高橋富美子議長** 日程第1議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第4請願第1号沖繩戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

（佐藤文一産業厚生常任委員長登壇）

**佐藤文一産業厚生常任委員長** それでは、私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件です。

審査のため、6月13日午前10時より、議員協議会室において委員7名出席の下、審査を行いました。

議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について及び議案第33号新庄市手数料条例の一部を改正する条例については、市民課職員

の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について、審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第32号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について、審査に入り、委員からは、マイナンバーカード普及の啓発活動をどのように考えているのかという質疑があり、市民課からは、直近では参議院議員選挙の期日前投票所の出口付近でPRの計画を立てている、また職場単位や町内会などにも文書を配付させていただき、人数が集まれば職員が出向いて申請して差し上げる出張申請も今後進めていきたいとの説明がありました。

その他に質疑はなく、採決の結果、議案第33号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、成人福祉課及び税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、減免を受けられた方の状況と今後の見込みはどうかという質疑がありました。税務課からは、令和3年度の介護保険料の減免件数は8件、減免額としては53万2,800円である。令和4年度は、約10件、70万円程度の減額を見込んでいるとの説明がありました。

ほかに減免制度の周知方法について質疑がありましたが、採決の結果、議案第34号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号沖繩戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを



求める意見書の提出についての請願については、請願提出者と成人福祉課の職員の出席を求め、請願提出者から趣旨説明を伺い、請願提出者への質疑を行った後、審査に入りました。

審査に入り、委員より、国では遺骨の残っている可能性のある部分を計画性を持って調査していくということでのよろしいかという質疑があり、成人福祉課からは、国では平成28年度から令和6年度までの9年間を集中実施期間として定めており、この期間は集中的に遺骨収集事業を実施するという通知が来ているといった説明がありました。

ほかの委員からは、この請願について、遺族会の方々に対するお話はなされたのか、また遺族会としてこのような活動がなされているのかといった質疑があり、請願提出者からは、遺族者の名簿を調べ、分かる範囲で趣旨を説明しようとしたが、話ができたのは1人だけであり、それは遺族会ということではなく、遺族の方と話したということである、また遺族会としての取組については話にはなっていないといった説明がありました。

また、委員より、本来ならば、慰霊している団体、遺族会に請願を出すということを通してもらえればよかったのではないかと思うといった意見が出されました。

また、ほかの委員からは、自分の遺族関係者がそうであれば、戦争するところの基地になる土に使われて、骨が返ってくる努力もないままになってしまうのはやはりつらいと思う、このような請願を出していただいたことが大変に勉強になり、よい請願を提出していただいたなど敬意を表したい、そういう意味でも賛成であるといった意見が出されました。

また、ほかの委員からは、国でも令和6年度をめどに調査していくということで、判断材料とするには国の動きをつかむことも必要かと思うので、継続審査という形もしかるべきかと思

うといった意見が出されました。

その他、議員間で討議がされましたが、継続審査とすべきといった意見があり、継続審査とすることに関して採決した結果、請願第1号については賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

よろしく願いいたします。

**高橋富美子議長** ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号新庄市印鑑条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号新庄市手数料条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号新庄市手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願については、産業厚生常任委員長より継続審査の申出がござりますので、継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

## 日程第5議案第29号令和4年度 新庄市一般会計補正予算(第2号)

**高橋富美子議長** 日程第5議案第29号令和4年度

新庄市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 佐藤文一さん。

**9 番（佐藤文一議員）** 私からは1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

10ページ、2款総務費1項6目財産管理費の財産管理事業費について質問をいたします。

公有財産購入費については、4月26日の全員協議会にて説明を聞き、様々な議論がなされ、内容的には理解いたしました。が、総事業費で4,838万1,000円、手数料、また旧看護師養成所建設用地産業廃棄物調査業務委託料について詳細な説明をお願いしたいと思います。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 4,838万1,000円の事業費の内訳をそれぞれ詳細にということでございます。

初めに、手数料の478万円については、まず不動産鑑定ということで28万円、残りの450万円については、その下に記載しておりますけれども、建設用地の産業廃棄物調査業務委託料50万円、当時、埋設物がそこにあることを確認してございますので、その撤去費用ということで、その処分費用になりますけれども、処分費用の手数料ということで450万円、そして28万円が不動産鑑定料、調査費用として業務委託料で50万円、4,310万1,000円については一般会計からの買戻しの額となっております。

以上でございます。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 佐藤文一さん。

**9 番（佐藤文一議員）** ただいまの説明ですと埋設物があったという話でしたけれども、その時期はいつ頃だったのか。時期によっては前の

地権者に対して説明が必要だったと思われるんですけども、話はそのときされていたのか、いたのであれば内容をお願いしたいと思います。

また、このたび補正予算が上がるに当たり、その調査、処理に関して前地権者との話し合いはあったのか、あったとすればその内容をお願いしたいと思います。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 埋設物の確認でございますけれども、当時、地質調査ということでボーリング調査を行っております。その際、4か所を調査した中で、1か所について、その付近に埋設物があることを確認しまして、試掘等もその段階で知ったわけですけども、当時、平成30年8月3日でございますけれども、調査したのが、その中で発見しまして、発見してすぐに地権者にまずは電話を入れてございます。

その処分については、その後、事業が展開する中で土地に触るわけですので、その際に処分という形で考えておるので、後々その費用の部分についても負担していただきたいということでお話をしながら、契約書の中でも瑕疵担保責任ということで条項がございまして、契約書の中にも当然入れ込んでおります。

また、その用地についてのこれまでの経過、なおかつ今後の進め方も含めて、今年度に入りまして5月末に、前地権者の御自宅を訪問しまして、こういった形で進めようとしている、また契約書にうたっている瑕疵担保責任の部分の費用負担ということで了解を得ているところでございます。

また、費用負担の部分については、歳入の予算になりますけれども、8ページの21款4項雑入のその他の雑入ということで一番下段に562万7,000円を計上させていただいておりますけれども、62万7,000円については建物共済、雪害の部分で62万7,000円、残りの500万円につい

ては先ほど歳出で御説明しました450万円と50万円を合わせた500万円をここに計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 佐藤文一さん。

**9 番（佐藤文一議員）** 分かりました。ただいまの答弁からすると、前地権者が補うということで、予算化もされているということですので、分かりました。

最後の質問になりますけれども、今後、どのような流れでこの事業が進んでいくのか説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 全協の中でも少し触れさせていただいたと思いますけれども、いま一度、御説明申し上げたいと思います。

これが御可決いただいたとすれば、今後、買戻しの部分でまずは手続を踏むこととなります。また、産廃の調査を発注しまして、大体、処分も含めると7月末を目安に、なるべく早めに行ければと考えております。

あと不動産鑑定、実際に公募して売買という手続を取ることになりますけれども、不動産鑑定についても、この後、大体目安として2週間か3週間ぐらいで不動産鑑定が出るかなと思いますので、その後、公共用地取得等審査会がありますので、その価格が妥当であるかといった部分をきちんと審査することになってございます。それが終わりますと公告による入札ということで入札公告を行いまして、早ければ7月、中・下旬ぐらいにしまして、その後、入札という形になるかと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 3点、お聞きさせていただきます。

1点目が、予算書10ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の新庄市住民税非課税世帯臨時特別給付金支援事業について、もう一つが12ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、あともう一つなんですけれども、予算書13ページ、7款商工費1項商工費2目商工振興費の商店街販売促進緊急支援事業費補助金交付事業についてお聞きします。

最初は住民税非課税世帯の臨時特別給付金のことなんですけれども、現在のコロナ禍における対策、緊急対策のものだと思うんですけれども、令和3年度でも実施している本事業ということなんですけれども、令和3年度に支給対象になった方は支給されないということで、今年度新たに非課税世帯の世帯主に対して支給されるということなんですけれども、令和3年度のときに辞退された方とかそういった方がおられるのかお聞きしたいです。

2番目の商店街販売促進緊急支援事業費補助金についてだったんですけれども、これは4つの事業者が対象になるということ、事業者というか、グループというか、対象になるということだったんですけれども、どのような方法で考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

3つ目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費ということなんですけど、いろいろ地域を回っておりますと、2回目、3回目接種で副反応が結構厳しいということで、「4回目はもういいわ」という方がすごく多いんですけれども、どのように考えているのかお聞きしたいです。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊

藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 住民税非課税世帯に対する給付金の御質問ですけれども、こちらは国の政策として実施されているものでして、令和3年度から引き続きの事業となっております。

今年度に関しては、令和3年度及び令和4年度の住民税非課税世帯が対象ということになっておりますが、一度この給付金を受けた方は対象にならないということになりますので、今回の対象が拡大になった部分は令和4年度の非課税世帯ということになります。

先ほど、辞退された方がいるのかという御質問でしたけれども、正確な数は今手元にございませませんが、確認書というものを送付しております、そちらに辞退される方はチェックをしていただくという項目がございまして、辞退するというのを申し出た方は実際おりました。今回は、もし令和3年度の確認書の時点で辞退ということをお申し出の方に対しては、給付金は支給されてないですけれども、その方が辞退されたということで、対象にはならないということになっております。以上です。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 商店街販売促進緊急支援事業費補助金についてでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして消費の落ち込みが懸念されております商店街が、個人消費を促すために取り組む販売促進に係る費用に対して補助金を交付しようとするものでございます。

具体的に言いますと、想定しておりますのは市内4商店街でございます。対象経費でございますが、促進販売に係るチラシ作成、クーポン券、ホームページ等々、のぼり、看板作成費等々の広告宣伝費用というふうに想定してございます。

想定事業でございますが、7月中旬実施予定でございます4商店街共同の100円商店街をまた予定してございますようですので、そちらにお使いいただければと考えてございます。

以上でございます。

**山科雅寛健康課長** 議長、山科雅寛。

**高橋富美子議長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** では、ワクチンの4回目接種についてどう考えているかという御質問にお答えさせていただきます。

4回目接種につきましては、対象としまして60歳以上の方、また18歳から59歳で基礎疾患を有する方、18歳から59歳で医師が重症化リスクが高いと認める方、こちらが対象となっております。

ワクチン接種の効果につきましては、時間の経過とともに効果が低下してくると言われてございます。ワクチンを接種することによって重症化を予防する効果が見られるということがございまして、一定の方に関してはやはりワクチン接種というのは有効なのかなと考えてございます。

ワクチン接種はあくまでも強制ではございませんので、感染リスクとワクチン接種の効果を十分理解した上で個人個人が判断していただくこととなりますので、そういった情報を的確に周知してまいりたいと思います。

**7番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7番(山科春美議員)** ありがとうございます。

住民税非課税世帯のところで、確認書というのが渡されて、そこに辞退したい方は辞退すると書くということで、そういった方も令和3年度はおられたということをお聞きしました。

実は、私の知っている方なんですけれども、旦那さんを亡くされて、子供もみんな大学を出て、独り暮らしなんですけれども、パートをしているんですが、市県民税が93万円以下という

ことで、すごい元気な方で、働くんだったら幾らでも働けるみたいな感じなんですけれども、そういった方も非課税世帯に当てはまってしまいうんですけれども、なるべく、何というか、そうですね、そういう方にはぜひ仕事を頑張ってもらって、そういったところも把握していただきながら、また本当に困っている方に対してはそういったのも大事だと思いますし、そこら辺のところもぜひ把握していただけたらなと思います。

商店街のところは、7月中旬に行われる100円商店街に対してということが分かりました。さらに活性化してもらいたいなと思います。

コロナウイルスのところですが、重症化を予防するというので、強制ではないということなので、個人個人が判断していくということなので、そういったことも周知、いろいろチラシを渡されていると思うんですが、ぜひよろしくお願ひします。さらに周知をどうされますか。

**山科雅寛健康課長** 議長、山科雅寛。

**高橋富美子議長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** ワクチン接種の周知ということでございますが、これまでも周知をいろいろ考えながらしてきたところでございます。

今回、6月10日に4回目のワクチン接種について全戸配付という形で市民にお知らせさせていただいております。また、ホームページ、LINE等での周知も小まめにさせていただいておりますので、今後につきましてもそういった情報手段を使いながら周知してまいりたいと思います。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**4番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4番(八鍬長一議員)** 13ページの財産管理費4,838万1,000円についてお尋ねします。10ページでしたね、失礼しました。10ページの財産管理費についてお尋ねします。

先ほど佐藤議員からも質問あったんですが、その他の財源の500万円は前地権者から頂いたということなんですが、さっきその内訳があったんですけれども、埋設物が確定してないのに金額だけ確定したという根拠について説明をお願いしたい。

それから、歳入では雑入という扱いにしているんですが、契約上、そういう扱いでいいのかどうか説明をお願いします。

それから、この土地は平成30年2月にたしか契約したはずですが、契約してから既に3年以上がたっていますので、瑕疵担保条項を適用するということが適法なのかどうか、そのところを確認します。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** まず、歳出でいう特定財源の500万円ということでございますけれども、実際にまだもらっておりません。500万円は、あくまでも掘って実際にかかった費用が例えば400万円を済んだということであれば、その400万円をその方に経費をお願いするというので、今回は予算の計上でございますので、まだ掘っていませんので、幾らの量があるか調査業務をして、その後、実際に掘って、その量によって処分費用、手数料が発生しますので、それをもって納めていただくということになりますので、これはもらったものではまだないです。

それから、雑入については、予算の科目の中で財産管理事業の歳入の部分に特にそういった科目がございませんので、先ほども御説明申し上げましたけれども、建物共済の部分であったりそういった部分についてはその他の雑入ということで歳入を入れ込んでおります。

契約の中で瑕疵担保責任の話でございますけれども、これについては実際に最高裁の事例もございまして、確認があった日から10年を経過すれば時効になるという扱いが示されて

おりまして、実際には、うちで発見したときにすぐお話を申し上げまして、この契約の中でうたわせていただきたいと、その後またお願いするというので、10年間何もなければその部分については最高裁の事例でも時効だという話がありますけれども、この中ではそういった話で御理解もいただきながら、前地権者にも再度、この間5月末に実際に面談してお話を、経過を説明しながら御了諾いただいたということでございます。以上でございます。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4 番（八鍬長一議員）** あくまで予算であって、実際にやってみなければ分からないということですが、そういう意向でお話しして、よく前地権者が「分かりました」と言ったね。何ぼになるか分かんねなべ。

そういう金額、例えば500万円の範囲内で、予算ですから推定したんでしょうけれども、それをはるかに超えたときにはどういう措置をするんでしょうか。

それから、3回しかさんねがらまとめて言うけれども、土地開発基金で購入したんですよね。ということは土地開発基金で売り戻すということも可能だったはずですが、それがなぜできなかったんでしょうか。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** まず初めに、処分費の件でございますけれども、500万円をこのたび計上させていただきますけれども、当時、矢板であったりとか鉄筋、管とかそれぞれ確認はし

ておるわけでございますが、その1か所だけ一応まずボーリング調査のときに分かったということで、今現在分かっている部分についての見積りをまずは取らせていただいたと。その部分ではおよそ260万円かそのぐらいだったと思いますけれども、見積書を取った段階ではですね。ただ、それ以外の部分でどれだけ波及するかについては、その地権者にその当時そこが何であったかという部分も確認していただいて、病棟だったということで、地権者のお話、聞き取りの中でいいますと、浄化槽がその位置だったという話もございまして、本来であれば浄化槽はそのときに撤去すべきものだと思うんですけども、その残骸が残ったんじゃないかというお話もお聞きしてございますので、その周辺も掘って確認を取りますけれども、およそこの部分ではそれぐらいの500万円で収まるだろうということで確認をしておるところでございます。少し予算割れしないように計上させていただいたということでございます。

あと、土地開発基金で買ったわけでございます。さらに、今回買戻しということでございます。土地開発基金の中で、先行取得という目的を持って基金の設置をしておるわけでございます。ただ、今回、公募をかけて売却することであれば、市の所管する普通財産ということで一旦買戻しをして、一般会計で普通財産の扱いをして、それを公募にかけて売却という進め方をするという中でございますので、御了解いただければと。

基金で売るということは、基金の財産を基金で売るということになりますので、基金の資産でしかかなり得ませんので、それは一旦一般会計に戻して、その中で公募をかけて処理するというのが普通かと思っております。以上でございます。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4 番（八鍬長一議員）** 財政課長が予算計上の

説明のときに常任委員会で言ったのかな、「財政管理上の原則に立って」という言葉を何回も使っていましたけれども、そうすると原則に立って買戻しをするということは、基金で買ったということが正しくなかったということの裏返しにはならないんじゃないでしょうか。ですから、私が言うのは、土地開発基金の中で売り戻すということが可能だと思うんですが、それがなぜできなかったんでしょうか。

といいますと、この問題から発生してくるのは、当然、今は土地の値段が下がっていますから、差損が生じます。その差損を議決するということは、議会もそうですけれども、市民に負担を求めるといふことにほかならないんじゃないでしょうか。そういう点で、この予算の提案については、私はかなり疑問なやり方でやっているなど思っている次第です。3回目だから、あれだな、お答えいただきたいと思います。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** まず、基金で買った経緯の中では、当時、平成30年9月議会で予算を計上させていただいたと思います。用地の購入費と債務負担行為と起債、3本セットで9月に補正を上程させていただいたと。その後、事業を進める中で設計業務という部分がありまして、設計業務を1年延期するというところで、年度を超えて延期するという話になってしまいまして、実際に有利な起債を借りるには、年度をまたがってする場合、該当ならないということがあって、当時、特別委員会も設置されており、なおかつ全員協議会の中で土地開発基金で先行取得

をお願いしたいということで、3月議会にその3本を全て全額減額という形でお願いしまして、その後、土地開発基金で先行取得させていただき、買戻しをする際に、その買戻しと業務委託の部分がセットであれば有利な起債を借りられますよということがあって、そういった話をこの議場で御説明しながらお願いしまして、可決していただいたという経緯がございます。実際には土地開発基金の購入の経緯についてはそういう経緯がございます。

また、これから公募をかけて売却の入札という形を通るわけですけれども、必ずしも、今は路線単価が下がっているのが分かっておりますので、予定価格については、5%ぐらい減った中で現状の評価額で、路線価で売るというのが当然だろうということがございます。それは土地の評価に関わる部分でございますので、その差損というような話、ある意味そういった部分もあるでしょうけれども、そこは路線価ということでございますので、当然、土地の値段は動くということもございます。

また、今の状態で今後ずっとそのまま土地開発基金で持っておるのかという部分は、損益のことを考えれば、今の状況ですと塩漬けのままにしているのかという問題もございまして、そこは御了承いただきたいと思います。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**3 番（新田道尋議員）** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3 番（新田道尋議員）** 今の同じ財産管理費について、私から質問いたします。

話をお伺いしますと、あまり長く3年も過ぎているので、掘り返したくはないんですけども、これはやむを得ないので。ということは、非常にこの土地に関しては市民の相当の方々も関心を持って見守っているような現在の状況です。どうすんだべやということですね。

それで、今なぜこの補正に出してきて、この



処分をしようとしているのか、どうも私には理解できない。まだ入金もされていないのに収入に入れて、これで支出がまた生まれるのが分かっていてこれを出してくると。相手方が見えないんですよね。そういう手法を今なぜ取らなきゃならなかったか、どうも私には理解できないんですね。

それで、当初、ボーリングをやって調査しているわけですね、そういうものが、廃棄物があるかどうかというのは。その時点では我々に、あるという報告はなかったはずです。聞いていません。私の記憶がないんだかどうか分かりませんが、私の記憶には、頭には残ってない。

その中で、なぜそう急いで取得しなきゃならなかったか、どうも今でも理解できないんですね。埋設物があると分かった、3月8日に発見されたというんだらば、それをちゃんと処理して、それから売買契約に持っていくのが普通のやり方じゃないですか。口頭で、契約書を見たわけじゃないんですが、瑕疵担保責任ということがうたってあるかどうかは見えないんですけれども、そういう曖昧なことで、口頭でやったというから、これは許すことができない。口頭の契約なんてあり得ないですよ、載っていればいいですけれども。そして、今も「概算でこのぐらいでできるだろう」と、そういうものを我々議会に出してきたんだよ、これ。認めろなんていうのはおかしくないですか。これは納得できませんよ、こういうことは。なぜ、当初分かったのにちゃんとした処理をしないで契約したのか、そこをお答えください。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、まず初めに私から、なぜ今の時期、買戻しの計上かという部分につきましては、過日、委員協議会、そして全員協議会も開催させていただいた中でいろいろ御意見をいただきましたけれども、その際に、

6月補正予算に計上させていただいて買い戻した上、一般競争入札によって広く公募をした形で売却の手続をさせていただきたいということで御説明したとおりでございますので、それが今回の予算の提案につながっているということで、まずは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 産業廃棄物の関係でございますけれども、実際に平成30年8月3日に確認をしまして、先ほどと答弁は同じですけれども、8月6日には地権者に電話でその旨をお知らせしてございます。

また、これから契約を結ぶ中で、10月7日にその部分で交渉をしております。その中で、契約において瑕疵担保責任として、建設工事の過程で出た部分の処分費について負担をいただくということで契約書を、明けて平成31年2月25日に契約を結ばせていただいたということでございます。

議会に報告がなかったという部分については、その辺、詳しく分かりませんが、ただ、その段階で掘り返してきちんとした更地にしたかどうかという話も含めて、今そういった話だと思いますけれども、その時点では建設を控えている中で土地に触ることになりますので、整地することになります。その段階でその部分を掘り返して産廃の処分をするという行為をすれば、二重にかかる負担がその時点で減るわけでございますので、そういった中で処理することが、費用負担も含めて市の負担を考えれば、2回掘り返すよりは1回で済むということになりますので、そういった経緯で当時はそのままの状態にしておったという状況でございます。

**3番(新田道尋議員)** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3番(新田道尋議員)** 財政課長の今の答弁、

ちょっと理解できないですね、2回かかる。

大体、契約前に分かったんだから、そういうものを、廃棄物を処理した後で売買契約するというのが建前では。分からなかったらまた別ですよ。後でそれが出てきたら地権者が必ず払うというのは決まっていますからいいんですけども、分かりながらやらなかったというのはどういうことかと私は聞いているんです。分かってないんですか。今になって3年以上もたってから処理するなんて。

大体、地価、ここに出ているけれども、普通財産も分かるけれども、引き出した金は元のおり返らないですよ、大体。路線価は3年たってかなり下がっている、新庄市の路線価。間違いなく当時の価格よりも下回るということが予想できるんですよ。じゃその差額、どうするんですか。これ、市民は納得しないですよ、こういうのが出てくるんだから。どういうふうに考えているんですか。誰が責任を負うんですか。負わなきゃならない。税金を使っているんですよ、これ。そこのところどういうふうに検討しているんですか。お答えください。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**高橋富美子議長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** 今回の土地の関係でございますけれども、当然、契約を結んで売買しているところでもあります。

その中で、埋設物、何が出てくるか分からない、どの程度出てくるか分からないところもありますけれども、一般的には瑕疵担保責任で売買後の土地の状況を保障するというのもある意味一般的かなと理解しております。

その中で、前所有者も、埋設物等で不測の事態が起きたら、ある程度あるということはお互い確認しておりますけれども、その部分についてもお互い金銭のやり取りで解決するということは、契約上も相手方も了承した中での契約であったと。それを履行したのがこのたびである

ということで御理解いただければと思います。

**3 番（新田道尋議員）** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3 番（新田道尋議員）** おかしい答弁するので、どうも納得いかないんですけども、2回経費をかけるよりも1回でやったほうがいと財政課長は言いましたんですが、本来ならば、私は同じことを言いますが、ちゃんと処理して、埋設物がないという手順で売却するというのが原則だと思うんですよ、土地売買に関しては。往々にして後から出てくるというのもありますけれども、全部、元の地権者がそれを賠償しているわけです。払っているというのがよく聞かれます。

それで、なぜ、さっきも答弁にならないので、私はまた同じことを聞くようなんですが、ちゃんとした状態で契約がなぜできなかったか、そこがどうも分からない。今でも分からない。そんなに急ぐ必要があったのかどうか。だとすれば、もっと前に、こんな話合いにならなくても、できていていいわけです、そんなに忙しいんだら。

その後はほったらかして、3年以上も、そしてまだ使用目的も決まらないう。最終的には使いようがないから公売にかけると。これで市民の皆さんのOKが通るんですかね、分かりましたと。ましてや売買すれば当初の価格よりもかなりの差が出る。これもOKすると思いますか。私は納得しないと思うんですよ。大方の市民が「何だや」という話になると思うんですよ。

ですから、順を追ってちゃんとした形でスタートしないからこういうことになってくるんですよ。やり方が逆ですよ。目的が先で、中身は抜きで、計画もほとんどなし、そんな状態でこの事業を始めたからこういうことになったんじゃないですか。私はそう思う。違いますか。

もろもろの問題が出て、最終的にそういう話になったときの対応というのは考えているんで

すか。市民説明会も一回もしないで。今だって言っているんですよ。「何でやめたんだ」と、「理由は何だ」という声が今でも聞こえてくるんですよ。情けない話だ、3年以上もたってからこんなことを話すのは。恐らく答えは出ないと思いますから、これでやめます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番(石川正志議員)** それでは、気を取り直して、私から、おおむね2点お伺いいたします。

初めの項目ですが、補正予算書13ページ、7款1項5目、市内事業者売上減少対策事業費委託料1億2,600万円何がし、この件に関しては6月定例会前に議会のコロナ対策連絡協議会というところであらあらの説明は受けております。財源としては国と県がほとんど出しているということですが、この事業に関しては、私も市内の事業者の方々がいち早く元気になってほしいという期待感の下で質問いたします。

初めに、この事業の中身には全市民にお配りする部分とプレミアというところの2つ取扱いがございまして、このたびの予算審議で可決されれば、おおむね市民の方々に届くのが8月からだという説明を受けましたけれども、大体その辺、委託料ですから、どこが委託業務を請け負うのか。それから、発券から市民の方々がどのように使って、また事業者がどのようにお金にするのか、一連の流れを説明してください。

次ですが、補正予算書15ページになります。

10款5項3目公民館費で、空調設備の事業があります。エアコンが入るのかなと推察しますが、事業の中身の確認と、それから財源を拝見いたしますと全額ほぼ国・県のお金になっている。この説明をまず求めたいと思います。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** それでは、地域経済活性

化商品券事業につきまして御説明いたします。

先ほど議員から御質問ありましたとおり、こちらの事業は2つの商品券事業で構成されております。

1つ目が活性化商品券の配付でございます。こちらは1人当たり3,000円の商品券を世帯員数に応じて全世帯に配付する予定としてございます。基準日といたしましては、6月1日の住民登録のある方を対象にしたいと考えてございます。対象店舗につきましては、業種を問わず広く募集する予定でございます。昨年4月から行いました「COWCOW商品券」と同様なスタイルで考えてございます。

もう一つがプレミアム付商品券の販売でございます。こちらは市内の飲食店関連事業所等々の業種に絞りまして、1セット1万2,000円の商品券を1万円で販売したいと考えてございます。販売数につきましては3,000セットを御用意させていただき予定としてございます。プレミアム付商品券につきましては、市民の皆様と、加えまして郡内在住の方も御購入いただけるというふうに制度の設計をさせていただいたところでございます。

こちらの委託料でございますが、今までプレミアム付商品券、それから商品券の配付事業等々をやってきてございますが、全て新庄商工会議所で請け負っていただきましたので、今回も事務手続については実績のある商工会議所をお願いしたいと考えてございます。

あとスケジュールの点でございますが、まず商品券の配付でございますが、配付時期は8月1日というふうに準備を進めてまいりたいと考えてございます。それから、プレミアム付商品券につきましては、もう少し準備期間がございますので、8月中旬ぐらいをめどとして考えてございます。

使用期間ですが、どちらも9月1日から年末いっぱいまで使用できるという設定で準備を進

めたいと考えてございます。

なお、事業所の換金につきましては、来年以降になるという形になってございます。

以上でございます。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**高橋富美子議長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 八向地区公民館の工事請負費の中でエアコン設置工事でございますけれども、こちらにつきましては、昨年度末をもって廃止されました本合海児童センターを新たな利活用ということで八向地区公民館に向けて改修工事を進めている中で、その施設の中で空調設備ということで冷暖房のエアコンを設置するものでございます。

財源につきましては、地方創生臨時交付金におきまして、令和2年度の段階で菟野地区公民館においても空調の設備を更新したところがございますけれども、同じメニューが今年度も活用できるということが分かりましたので、このたび6月補正でこの予算を計上させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 先ほど石川議員からスケジュールの点で御質問あった件でございますが、すみません、ちょっと訂正させていただきたい点がございます。

換金ですが、9月1日から使用開始を考えてございますので、その都度、換金を実施してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番(石川正志議員)** 安心しました。来年度まで待っていると多分立替え、誰が立て替えるのかなと思って非常に心配しておりました。

その辺、実績のある商工会議所に委託すると

ということで、前回の経験値もあるでしょうが、やはりスムーズな流れがぜひ必要ですね。8月初めに全市民に、それからプレミアム付商品券は8月中旬ぐらいということで、今年からお祭りの通常開催という中で、このたびの一般質問等でもありましたが、経済効果を26億円程度と見込んでいるうち、今非常に冷え込んでいる部分の消費喚起にぜひ結びつけて有効な活用をしていただければと思っております。

前回のプレミアム付商品券、このたびは今の説明でいくと3,000本でしたっけ、最初に設定しております。ところが、期間を通しますと、最初は我々みたいな方はちょっと遠慮するんです。例えば、せっかくつけた予算ですが、残ってしまう場合、あとはまだまだ余力がありますよといったときには予定数よりも多く注文される方もおられるのではないかと想像できますけれども、全市民の方はほぼ確定しているのでそれはいいんですが、プレミアム付商品券の場合、予定数よりも多くなりそうだった場合の対応策は検討されているのかどうか、まずお伺いいたします。

それから、財源のことで、私は、渡辺課長が必死に汗をかいて国や県にお問合せしたところ、市有施設の例えば教育施設に関してはこんな補助制度がありましたと見つけてきたのかなと思った。そんなところで財源をお伺いしたところでございます。

では、最初にお尋ねいたします。

**高橋富美子議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** それでは、プレミアム付商品券の御質問についてお答えいたします。

先ほど石川議員から御質問ありました3,000セットについてでございますが、おととしの令和元年度のプレミアム付商品券の際は、総計で2万9,000……、すみません、3万……。令和2年度のプレミアム付商品券なのですが、そこらは3万9,000セットを御用意させていただいたはずでございます。当初、あまり売行きが芳しくなく、再販ということで、最終的には完売いたしました。そのことも含めましてセット数をちょっと絞り込んだという形になってございます。ただ、使っていただくのが目的でございますので、まず3,000セット、皆様に御購入いただけるように広報、周知していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

経済対策につきましては、今回の商品券事業で全て終了するとは考えてございません。財源につきましては、おととい閉会しました国会での国の補正、それから県でもこのたびの6月補正等々で経済対策を用意してございますので、そこら辺も一緒に踏まえまして、今後の経済動向を見据えた上で、必要であれば新たな対策も考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番（石川正志議員）** 3回目に質問しようというところまで踏み込んでいただきまして、ありがとうございます。

要するに追加発行もあり得ると捉えました。やはり経済力に応じた購買力というものがございまして、例えばできるだけ公平になるような、さっきの質問とは矛盾しますけれども、市民の方々が公平にお買い求めできるような態勢をひとつお願いいたします。

それから、今、課長から、次はどうするんだ

というところまで言及がありました。このたびの補正予算のちょっと大きいところを拝見いたしますと、先ほどの社会教育費にいたしましても、国の財源であります地方創生臨時交付金、今の繰り返しになりますが、次の経済対策もそれを使ってやるんだというお考えを承りましたが、今現在、地方創生臨時交付金の枠で、今年度、国の追加というところもあるかもしれませんが、現在どれぐらい余力があるのか、残高はどれぐらいおありなのか。

あとは、今、商工観光課から経済対策というお話が出ましたけれども、ほかにもいろいろな使い道、市民生活に多様に反映できる交付金のかなと考えたときに、今後どのような利活用がなされるのか、答弁できる範囲で結構ですので、よろしく願いいたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私から、地方創生臨時交付金の今現在の残高と申しますか、そういった部分についてお答え申し上げたいと思います。

このたびの補正予算につきまして9,810万3,000円、今回補正予算としておりますけれども、この部分につきましては石川議員から御質問があった地域経済活性化商品券事業費と八向地区公民館のエアコン設置工事費にその分を充当しているというものになっております。

この6月補正を含めまして、当初予算からの累計といたしましては、今現在の補正後の予算累計が2億3,254万1,000円ということで、今年度の国での本市の枠は繰越分を含めまして3億6,799万3,000円でございますので、残額といたしまして、細かい数字になりますけれども、1億3,545万2,000円となっております。

4月に閣議決定されました内容につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰の緊急対策支援ということで、この1億3,500万円

強の部分につきましても今後そういった部分ということで、子育て支援でありますとか農業者支援でありますとか、あとは運輸業等の事業者支援等々で、今、担当課レベルで制度設計しておりますので、近いうちに予算という形でお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 11ページの3の2の1で、保育士、それから幼稚園教諭等の処遇改善ということですが、内容はどういうことになっているか。1人9,000円とも聞いていますが、それが行き渡るようになるのか。

また、2つ目は、民間立保育所等施設整備費補助金、交付の相手と内容はどのようなものか、お願いします。

それから、13ページの7の1の5で商品券ということがありましたが、全市民に3,000円の商品券ということでございましたが、所得税非課税に限定し、その限定したところに手厚くするという考えはなかったのか。といいますのは、それ以上の私たちのような所得税を払えるような方々にまで商品券を渡すということではなく、本当に困っている低所得の方々に手厚くしたほうがよかったのではないかなと思うんですが、そういう検討はなかったのか、今後そういう検討はないか。

それから、プレミアム付商品券の件ですが、1世帯当たりの数を限定すべきではないかと考えるんですが、というのは、先ほどほかの議員から公平になる態勢ということが述べられておりますが、全くそのとおりでありまして、一部の余裕のある方がたくさん購入ということが前にあったような話もありましたので、そういうことではなく、世帯の数を限定するなどして、プレミアム付商品券についてはなるべく公平に

買えるようにすべきじゃないかなと思うんですが、その点どうなのか、お願いします。

それから、15ページの8の6の2で松町地区流雪溝整備がマイナスになっていますが、今後どうなるのか、お願いします。

最後に、14ページの8の2の3で道路新設改良費がマイナス8,100万円余りになっています。市道関連の工事請負費が全てマイナスになっておりますが、これは今後どうなるのか。国・県の在り方が問題だったのかどうか、それについてお願いします。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 2点ほど御質問いただいていると思います。

1点目ですが、3款2項1目の子ども・子育て支援新制度事業費1,805万6,000円の内訳になりますけれども、こちらは新型コロナ関係で、少子化対策の最前で働く保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を図るために、令和4年2月から9月までの収入を3%程度、月額にして9,000円ほど引き上げるための措置を実施するということが、対象となっているところが公立4か所、民間の放課後児童クラブ5か所、そして市内の保育所、幼稚園等15か所分ということで設定させていただいているところでございます。

その具体的な中で、先ほど9,000円という基準の金額がございましたけれども、こちらの内訳について御説明させていただきますが、公立放課後児童支援員、また民間立の放課後児童支援員につきましては、一律1万1,000円を基準としております。こちらの対象となる人数、そして4月から9月分までの金額を計算させていただきまして、公立の児童支援員につきましては145万2,000円を計上し、民間立におきましては132万円を計上させていただいたところでご

ございます。

また、保育、幼稚園等に関わる全ての職員ということで、保育士、幼稚園教諭、非常勤職員、運転士、調理師、事務職員等が該当しております。経営に携わる法人の役職員は除くということが前提となっております。9,000円を基準としておりますけれども、保育士につきましては1人9,000円ではなく、それぞれの施設の定員区分により、児童の年齢により単価が決まっておりますので、年齢ごと、月平均の利用者人数に応じて算定させていただきまして、施設に給付させていただくこととなっております。

実際の職員側の賃金アップにつきましては、施設経営者の判断となるところでございます。例えばということですが、ある施設におきましては1人頭1万1,565円という単価になる場合もございます。そういった内容での処遇改善ということでの内訳となっております。

また、2点目でございますが、民間立の整備につきまして御説明させていただきます。

民間立保育所施設整備補助金交付事業であります。こちらは令和4年度当初予算で計上させていただいたところでございます。民間の施設におきましても整備の一部を補助するという制度を立ち上げさせていただきまして、民間立の保育所、認定こども園、小規模保育事業所を対象としたものでございます。

今年度につきましては、社会福祉法人の1団体が小規模保育事業所を新設するという内容のものでございます。

当初予算の段階では補助対象事業費を見ていたんですけども、このたびの増額変更理由としましては、建築メーカーの設計施工方法に一部変更が生じたためということで、対象事業費に対しまして国の補助率2分の1、また市の事業費補助率が4分の1ということで計算させていただきまして、その差額分としまして、歳入において、また歳出においての予算を計上させ

ていただいたところでございます。以上です。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 商品券事業の部分につきまして、住民税非課税世帯等々に手厚くできないかという御質問でございますが、今回の補正予算につきまして、成人福祉課、子育て推進課において、低所得者世帯、子育て世帯等を対象といたしました給付金事業が実施される予定でございます。

加えまして、商品券事業につきましては、なるべく早めに皆様にお配りしたいということもございまして、一律に計算をさせていただいたところでした。

プレミアム付商品券の販売数でございますが、すみません、先ほど説明不足でして、先着順で1人当たり2セットの販売を今現在想定してございます。以上でございます。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 土木費の道路新設改良費、また雪総合対策費に関します流雪溝整備費の減額についての御質問をいただいたところです。

今回の減額の内容につきましては、国への要望金額に対しての内示額の割合がなかなか厳しい状況で、内示がいただけなかった部分についての事業費の減額ということでさせていただいたところです。

毎年度、市の事業計画に沿った形で国への要望をしてきたところでございますが、今年度に対しましても全体的な内示率からしますと30数%ということで、なかなか厳しい状況が続いているところでございます。

次年度以降も、併せて要望につきましてはしっかりと要望しながら、事業の計画に沿って進めていきたいと考えているところでございますが、内示率に合わせた形でも確実な事業の推進に向けて取り組んでいきたいと思っております。

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 全市民への商品券なんです、なるべく早くという気持ちは大変ありがたいものがあると思ひますが、しかし考えてみますと、私たち議員や市長も含めて所得税を払えるような世帯の方は、商品券を頂かなくても、割かし高額所得者と言われる私たちなどは、はっきり言って、もらわなくても、市民のために使えることはなるべく市民に使いたいと全員が考えていると思ひ、それ以上に、今までの国のいろいろなコロナ対策を見ると住民税非課税ということが線になっているようです。

しかし、住民税非課税の上には、均等割課税を僅か払う方、さらにもう少し払って、所得税は非課税だけれども住民税を払っているという方々がおられると思ひます。そういう意味では、所得税非課税とされた、住民税非課税と言われるちょっと上の方々もやはり物価高の中で大変困難な生活になっている方がたくさんおられるわけですので、そこに手厚く商品券などで支援するということがあってもいいのではないかと思ひますが、今後も含めてそういう考えはなかったか、どうですか。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 住民税非課税世帯に手厚くという御質問でございます。

所得税非課税の方、住民税非課税の方、いらっしやいますが、そちらにつきましては、商品券の配付は先ほど申し上げましたとおり今回はスピードを重視したということでございます。

今後、様々な経済対策、国でも県でも様々な対策を立てていくと思ひますが、それに呼応した形で我々もその財源を活用した形で考えてございますが、なお3月補正で……。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

高橋富美子議長 商工観光課長小関紀夫さん。

小関紀夫商工観光課長 こちらといたしまして、先ほどの商品券の配付につきましては、あくまでも今回もスピード感を持った形で実施したいと考えてございました。以上でございます。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいまは商品券についてのお尋ねだったんですけれども、私からも事業について御説明したいと思ひます。

今回、住民税非課税世帯に対して、4月、5月に世帯当たり1万円の支給を実施しております。2,700世帯ほどに1万円ずつ支給したということになっております。

こちらは、議員おっしゃるように住民税非課税だけではなくて、所得税非課税まで対象を拡大してはどうかということを御提案いただきましたので、今後、経済の状況も燃油高騰ですとか食料品の値上げなども続いておりますので、今後、そういった状況も考えながら検討を続けてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) 10ページ、2款1項6目財産管理費、先ほど来から質疑がありましたが、確認をさせていただきます。



先ほど来、課長答弁でおっしゃっていましたが、まず最高裁で瑕疵担保請求が10年間で消滅、消滅時効が10年間であるとおっしゃってありました。しかし、先ほど来からの答弁をお聞きしますと、これは瑕疵担保責任が成立しないんじゃないでしょうか、そもそも、いかがでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 瑕疵担保責任の部分で、実際に契約書の中に条項を盛り込んで契約書を交わしておるということでございますので、それにならないという話はよく分かりません。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 整理させていただきますと、実際に平成31年2月25日に売買契約が締結されております。その第9条に瑕疵担保責任の条項がございます。しかし、これまでの答弁を顧みますと、土地を購入する前に、この土地の状況がどうであるのか。平成30年の6月補正において予算が計上されまして、その予算を執行して土地の測量等を行っているのが平成30年8月3日です。この8月3日の段階で、埋設物がある、地中埋設物があるということを市は確認しております。そこで、所有者と話をしまして、当時の売主と話をしたと説明しております。

そうしますと、ここで分かっているにもかかわらず、議会の中での予算計上を振り返ると、平成30年の9月補正で土地代金が計上されて、それは可決されたけれども、行政の手際の関係でそれを一旦落としました。引き下げました。減額しました。

そういったことはまず置いて、8月6日で既に市は地中埋設物があるということを知っていたんです。知っていた中で、平成30年の6月下旬か7月上旬か、鑑定士に土地鑑定の依頼をしています。その成果物が9月20日に出ている

ます。その9月20日の成果物を見ると、土中に埋設物があるということは一切書いてないんです。なぜ報告しなかったんでしょうか。もし報告していれば、鑑定の金額すら平成31年2月25日に締結した単価ではなかったはずですよ。どういう方法でこれを解決していくのか。土中に埋設物がどのくらいあるのか事前に調べて、そこから減額をする、もしくは契約書の中でどのような手続をしていくのか、そういったことが事前にできたはずですよ。

そうしますと、先ほどから、瑕疵担保、瑕疵担保とおっしゃっていますけれども、市は、瑕疵担保とならない、土中に埋設物があるということ既に契約する前に知っていたんです。知っていながら瑕疵担保条項のある契約を締結するというのは、法令を遵守していく行政として、その契約の条項から手続まで、私は適法ではないと考えますが、いかがでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 契約の行為はあくまでも1対1の契約でございます。相手方にその発見のことをお話しして、埋設物がある、それを今後契約を取り交わす段階でどうしましょうかという話も含めて相談させていただいて契約を取り交わしたと。その中において、まずは事前に掘り返して更地にして契約しますか、それとも契約の中で瑕疵担保条項を掲げて、最終的に処分費用は私が持ちますという相対をもって契約書を取り交わしてございますので、契約の中身については1対1相対できちんとさせていただいておりますので、何ら問題ないと考えます。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** では、契約書の中にそういった特約条項がございますか、もしくは覚書、締結していらっしゃるでしょうか、もしくは瑕疵担保責任を留保することができる手続をされ

ていらっしゃいますか。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** ちょっと待ってください。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 契約書の中身の御説明をいたします。

第9条において瑕疵担保責任ということで、第9条「乙は、本件土地に隠れた瑕疵があり、かつそのために契約をした目的を達することができないときは契約の解除をすることができる」と、第2項で「前項の場合において契約の解除をすることができないときは、乙は損害賠償の請求をすることができる」ということで、ここで取り交わしをして、納得いただいて契約書に判をいただいたということでございます。

以上でございます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ここで、議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第2号)について、修正動議が提出されておりますので、事務局より写しを配付させます。

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は2人以上の発議者がおりますので、動議は成立します。よって、修正動議を直ちに議題といたします。

修正動議の説明を求めます。

**4 番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4 番(八鍬長一議員)** 八鍬長一でございます。

議案第29号に対する修正動議について、提案説明を申し上げます。

令和4年度新庄市一般会計補正予算(第2号)に対する修正動議。

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

提案理由。歳出2款総務費1項総務管理費6目財産管理費、財産管理事業費4,838万1,000円を減額し、同額を歳出14款予備費1項予備費1目予備費に措置するものであります。

修正動議に係る補正予算案は、平成31年2月に土地開発基金で先行取得した看護師養成所建設予定地とその後取得した水路等であります。

しかし、令和元年10月に市長が看護師養成所建設を中止表明したことにより、行政目的のない普通財産として管理されてきました。

一つ、議決を要しない土地開発基金で購入したものを買戻し処分のため議決を求めるのは、議決権の濫用でないかと思えます。

二つ、看護師養成所建設に当たっては市民説明会を開催したが、中止については市報で伝えただけで、中止とその責任について市民説明が極めて不十分である。

以上の理由から、旧看護師養成所建設用地に係る財産管理事業費を削るものであります。

よって、別紙のとおり修正案を提出するものであります。

令和4年6月17日、新庄市議会議長高橋富美子殿。提出者、新庄市議会議員八鍬長一、新田道尋でございます。

続いて、具体的な内容について少し説明します。

令和4年度新庄市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案。

令和4年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正します。

第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中については、記載のとおりであります。さらに、参考資料として、修正案に関する説明書は予備費に持っていく内容となっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**高橋富美子議長** ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

それでは、ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 佐藤文一さん。

**9 番（佐藤文一議員）** それでは、質問させていただきます。

まず、理由①に「議決を要しない土地開発基金で購入したもの」とありますが、これは人それぞれ捉え方が違うと思いますので、土地開発基金で購入するに至った経緯、内容を提出者はどう捉えているのかお伺いをいたします。

また、理由②について「中止について市民説明が不十分」というものですが、中止表明から2年8か月過ぎている現在、どのような説明が必要であると考えているのかお伺いいたします。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4 番（八鍬長一議員）** 前年に一旦予算計上しながらも諸般の事情によって取り下げたという

ことで、その時期の状況からすると、私は議員ではありませんでしたから分かりませんが、事実を、ずっと経過を追っていくと随分建設に向けて慌ただしい動きがあったように私は思っております。

いずれにしましても、新庄市にとっては大事業でありますので、丁寧な説明としかるべききちんとした議会の手続を経てしておれば、私はこういう事態にはならなかったらと思うています。

土地開発基金という制度はありますけれども、土地開発基金というのは高度成長期によく使われた手法でありまして、今、全国的に見ると土地開発基金制度がなくてもいいのではないかとということで、必要であればその都度議決をして重要なことを決定していけばいいという考えに世の中は動いているのかなと思います。

そういう点では、違法ではないけれども、土地開発基金で買ったのであれば、その基金の中で買い戻すとか、例えばもっと極端なことを言えば解約とか、そういうことも考えられたのではないかなと思っております。

看護師養成所建設の問題については、今さらその是非について議論するつもりはありませんけれども、市長の中止という判断については諸般の事情からいって私はそれなりに評価しております。しかし、それほど重要な意思決定でありますから、それなりに市民に対して、経過と新庄の今後の将来について私は決断したんだということで、その説明を市民は求めていたんじゃないでしょうか。

先ほど新田議員も言っていましたけれども、私も市内を回っていますと「あの件についてはどげなったな。市報で1回見たけれども、ほんで終わりだなが」ということ、そういう声を多く聞いております。以上です。

**9 番（佐藤文一議員）** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 分かりました。

私もその当時議員ではなかったのですが、その場にはいないんですけれども、議事録の情報でしか私見を申し上げられないんですけれども、先ほど財政課長も言いましたとおり、これに関して、平成30年9月議会、一般会計補正予算に公有財産購入費として4,380万円というものが計上されて、同時に建設事業の債務負担行為もあつたわけなんですけれども、新庄市議会で賛成多数で可決されていると。その後、12月の全協、また2月の全員協議会で、開校の延期による地権者との交渉で有効期限等の問題等があつて、土地開発基金による先行取得を、当時の総合政策課長からみたいなんですけれども、先行取得を行い、3月補正にて減額、改めて有利な起債を活用するために、再度、新年度の予算とさせていただきたいという話で議論もされておりました。そして、平成31年3月議会にてその言葉どおり一般会計補正予算に公有財産購入費のたぐいましめ申し上げた4,380万円、同時に建設事業の債務負担行為の減額、廃止が提案されまして、この補正に関しては全員異議なく承認しておりました。

この流れを踏まえると「議決を要しない土地開発基金で購入したもの」という表現がちょっとおかしいなと考えているんですけれども、そこら辺をもう一度お聞かせいただければと思います。

次に、②なんですけれども、こちらは中止についてだけになっているんですね。ほかの案件とか今後の売却の話とか交ぜてだと何となく話は分かるんですけれども、中止だけの話は、本当に市民全員、全市民に目を向けたときに、本当に必要だと思っているのか、私的にはそうは感じられないので、そこら辺、確認の意味でもう一度お願いいたします。

また、4月の全員協議会にて八鍬議員の発言の中に「塩漬けの土地は持たないほうがいいという考えがある」と、また「市が持ち続けてい

れば当然固定資産税は入ってこない。長く持たないほうがいい」という発言がありました。私が個人的に捉える内容では早く手放すほうが賢明というように捉えたんですが、このたびの修正動議に関しては市民説明が不十分との理由で先延ばしを提案しているように思います。これについて、どちらが優先と思っているのか御説明いただければと思います。

もう一つ、忘れていました。別表のことなんですけれども、先ほど私が質問した内容を踏まえると、歳入、その他の雑入を減額しなければならないのかなと思うんですが、これはどこにも出てないんですが、どう捉えればいいのか教えていただければと思います。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 覚えているほうからお答えしていきます。

歳入については、普通は、普通はといいますか、歳入をなくして、それで歳出もなくすということの手法もありますが、それをしてしまうと予算総額も変更しなければならないということで、今回は新年度が始まってすぐの提案ということもありましたので、やり方としては予備費に持っていくという方法にしたわけでありまして。それはいろいろなテクニックがありますので、これじゃなければ駄目だという財政運営の方法はないはずであります。

それから、中止についてなんですけれども、結局、佐藤議員は中止については評価しているんでしょうか。それによって返事をしたいと思います。

それから、塩漬けの土地については、それは原則持たないほうがいいです。しかし、今回、問題にしているのは、契約した手続についてかなり大きな問題があるということでありまして、原則論と実際の補正予算というのはまた違うわけですから、そこのところは一緒にならないと

理解していただきたいと思います。(「休憩」の声あり)

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午後1時08分 休憩

午後1時09分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

八鍬議員に申し上げます。質疑に対しての答弁をしっかりとお願いしたいと思います。

**4 番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4 番(八鍬長一議員)** 理解できました。

中止ということだけがあって、それに付随したことが書かれていないということですから、中止したのは私ども議会ではありません。中止を判断したのは市長です。執行者としての市長が判断したわけですから、市長がそういう判断をしたことに至った経緯については、手法については、何月の市報ですか、ここにありますが、機会あるごとに市長として中止に至った経過と市長が訴えたことが、実際にはやめるわけですから、その思いを市民に率直に伝える丁寧さが必要だと思います。そのとき必要だと思いますし、現在もそういう丁寧な行政運営が必要ではないでしょうか。それは、難しい今日の時代、どこの市町村のトップもそういうことが求められていると私は思います。

**9 番(佐藤文一議員)** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 佐藤文一さん。

**9 番(佐藤文一議員)** 分かりました。最後の中止に関してだけというものに対しては、質問の内容が違ったのかなと思うんですけども、最後の質問になります。

今後、この用地をどう活用していけば一番市民のためになると思ってこの修正を出されたのかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

**4 番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4 番(八鍬長一議員)** この土地は新庄市にあるわけですから、どうあろうと新庄市に存在する土地であればいいわけです。

今日、問題にしているのは手続と契約、先ほども発言ありましたけれども、瑕疵担保の関係、要するに契約する以前から埋設物が存在するということが分かっておりながら契約をして、そして瑕疵担保の特約条項も何もない中で前地権者にそういう費用を認めていいのだろうかという手続上の問題とか、そういう点でいろいろ言っているわけであります。

そういう手続に問題がある中で、そこを整理し切れなくて処分が先行して果たしていいんだろうかということと、今まで3年以上も放置したわけですから、今しなければならぬ差し当たっての必要性についても十分な説明がありませんし、例えば公開して買ってもらえる場合があるんじゃないかといううわさなんかも聞きますけれども、その辺もちょっと分かりませんし、明日明日処分しなければということでもないと思っています。場合によっては将来の世代がその用途を判断していくということも可能性としては、長い新庄市の将来としては考えられるのかなと思っています。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**17 番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17 番(佐藤卓也議員)** 今、八鍬議員からるる説明がございましたけれども、その中、手続上の問題、今しなければならぬ理由がないということが提案理由だったんですけども、それが今回の理由には載ってありません。今回の理由は、あくまでも議決権の濫用、そして看護師養成所の建設に当たっては市民説明が不十分であるがためにこの修正動議を出したということだったんですけども、なぜそれが今回載ってなかったのでしょうか。そこが載ってなければ

修正動議の意義が、提案理由がないと思うんですけれども、なぜ載ってなかったのか、その理由をお聞かせください。

また、今回のことに対して、なぜ、修正動議を出すために、養成所建設の市民説明が不十分であるのかという理由が私には分からなかったもので、そこら辺の理由、詳しく説明をお願いいたします。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 提案書を読み上げたとおりの内容でございます。

17 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17 番（佐藤卓也議員） 回答をもらえないので私も答えにくいのですが、今年の4月26日、全員協議会で説明ありましたとおり、令和元年10月にはこの建設事業が終了しまして、跡地については令和2年1月31日から検討をやっているということでした。それが今回、令和4年度の6月に分かったということだったので、時期的にはいつやっても、八鍬議員のおっしゃるとおり、やらなければならない理由というのが、いつやってもそういう理由になるのかなと思うんですけれども、もしよろしければ、なぜそういう理由なのか、先ほど私が質問した内容にはお答えしていただけなかったもので、もし分かれば、その辺がなぜそうなったのか理由を聞かせていただきたいと思います。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 方針として、市の、市長の方針として出してきたのが令和4年6月議会の今回が初めてです、方針として出してきたのは、その以前の段階では議論の中でのアイデアしかありませんでした、例えば商店街で活用できるようなこととか、中部保育所にできないとか、それから専門職大学の寮として活用で

きないとか。それは一つのアイデアであって、市の方針として出てきたのは今回の処分するということが初めてであります。

私どもは、その処分する方法が本当に正しいのかどうかということで審議した上で今回の修正案を出したものであります。

17 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

高橋富美子議長 佐藤卓也さん。

17 番（佐藤卓也議員） ちょっと分からない、何とも答えようがないんですけれども。

令和2年のときには、11月ですか、市民、商店街の方々とお話しし、また令和2年12月には南本町の方々とも懇談をしているということだったので、市民の意見をしっかり聞いているような感じがします。

そして、これを早く取得しなければ、皆さんが議会でもさんざん言っているように、土地が塩漬けになってしまって有効活用ができないということもありますので、ここら辺はいつやるのかという判断は必要だと思います。だとすれば、この時期に当たって処分なり買戻しをするのが必要だと、方法だと思うんですけれども、そこら辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 佐藤議員は、あそこの土地の活用について先を踏んで物事を言っているんですけれども、その議論は実際商店街でも進んだんでしょうか。進んでなかったはずであります。そういう状況の中で、どう活用するかという質問には私は答えられないです。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより修正動議に対する討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討

論ありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん、賛成ですか、反対ですか。

2 番（叶内恵子議員） 賛成です。

高橋富美子議長 修正動議に賛成討論として、叶内恵子さん。

（2 番叶内恵子議員登壇）

2 番（叶内恵子議員） 議席番号 2 番、叶内恵子でございます。

私は、議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について、賛成の立場から討論いたします。

原案の歳出に計上されております2款1項6目財産管理事業費4,831万円は、平成31年2月25日、売買契約締結による土地、所在、新庄市本町7番1外2筆、地積1,164.43平方メートル、取得価格4,250万円、令和元年6月、売買契約締結による土地、所在、新庄市本町6番2、地積33.02平方メートル、取得価格60万1,000円、計4,310万1,000円の旧沓沢内科医院の跡地を土地開発基金から一般会計で買い取るための費用であります。

この執行科目について、市の手続の在り方が適切とは認めることができないために、修正案に賛成するものであります。

第1. 節区分11役務費4,780万円、この内訳は不動産鑑定手数料と産業廃棄物調査業務手数料です。このうち廃棄物調査業務手数料について、なぜこの段階でこの費用が必要なのかという疑問があります。この土地に撤去を行わなければならないほどの地中埋設物が存在することを市はいつどのような方法で知ったのかということを確認しなければなりません。

この土地については、平成31年2月25日の契約締結の半年前、平成30年7月もしくは8月に、売主の承諾の下、市は地質調査を行っています。この地質調査によって地中埋設物を既に発見し

ていたのならば、地中埋設物の撤去と原状回復費用の適切な見積りを行うことができたはずであり、この土地の売買価格の基準となった平成30年9月20日に市に報告された不動産鑑定評価書にも地中埋設物による減額要因を反映することを可能とし、減額した適正な鑑定評価額によって売買締結が可能であったと考えます。または、地中埋設物の存在が分かった段階で、売主と協議の下、適切に調査を行い、埋設物の撤去費用と原状回復費用などの必要経費を見積もり、売買契約から減額し契約締結を行うことが可能であったはずであります。もしくは、あくまで不動産鑑定評価額で売買契約を締結するにしても、地中埋設物の撤去費用と原状回復費用を実費で請求する旨を契約書特約に記載することができたはずです。

しかし、平成30年当時の看護師養成機関調査設置特別委員会などの資料を見直しても、平成30年7月下旬から実施したとされる地質調査の報告は提出されていません。

第2. 2款1項6目、財源内訳によると特定財源のその他として500万円が計上されています。これはどこから用立てた費用であるかという、売主が拠出するという説明です。それでは、何を根拠にして売主は拠出するのかということが問題になります。

拠出の根拠は、平成31年2月25日に締結した土地売買契約書となりますが、契約を締結した土地に地中埋設物が発見された場合の取決めは、契約書第9条瑕疵担保責任になると説明しておりますが、この条例によれば「土地に隠れた瑕疵があるが、契約を解除できないときは、買主である市は損害賠償の請求をすることができる」とあります。しかし、地中埋設物があるということを知ったのはいつでしょうか。地質調査を行った平成30年7月下旬か8月上旬に知ったのであれば、瑕疵担保請求の排斥期間は消滅しているため、今さら市が裁判によって損害賠

償を請求したとしても、売主の瑕疵担保責任は認められないと考えます。もし仮に瑕疵担保による損害賠償請求権を保存しているのであるとすれば、いつ、どのような方法で行ったのかを市は明確な説明をするべきです。

第3. 市は、平成31年10月7日において看護師養成所開設準備事業の中止を発表しています。事業の終了に伴い、土地開発基金で公用のために先行取得した土地が不要となったことを理由に、土地開発基金の運用の一形態として当該土地の元の所有者に売り戻すことも可能ですが、売戻しを検討し、交渉したのでしょうか。

平成31年2月25日締結の売買契約書には、新庄市看護師養成所建設事業のために必要な土地について売買を締結すると明記されています。しかし、売戻しについて、売主と協議を行ったか否かについては、去る5月25日、全員協議会に配付された資料からは読み取ることができません。土地開発基金の運用の一形態として当該基金により売り戻す処理を行うことができたならば、歳出予算に計上している役務費委託料という市民にとって損益となる予算は必要としなかったはずですが。

第4. 平成31年2月に取得した3筆は取得3年3か月を経過しており、令和元年6月に取得した1筆は取得から3年も経過しています。土地開発基金から買い戻すための予算として計上している公有財産購入費は、3年前に取得した額を計上していますが、本来ならば簿価で計上しなければならないと考えます。この土地の開発基金の簿価は、先行取得価格・足す・運用利子・足す・事務費のはずです。一般会計が買い取る場合の価格として、取得価格に取得時から売渡しをするときまでの利子相当額を加えた額に修正し、先行取得した土地の損益状況を明確にし、市民に説明する責任を果たすべきだと考えます。

第5. 当該土地を取得してから3年が経過し

ており、総務文教委員協議会及び全員協議会で財政課長が説明したように、市内の土地の価格は、価値は下落しています。そのため、公募により売却するに当たっては、下落した現在の価格が最低入札価格となることは必然です。基金から一般会計で買い戻すということは、差損が出れば市民の負担となり、市が事業を断念したツケを市民が払うこととなります。

第6. 市が通常土地買収を行う場合は、予算案を作成し、議会の議決を経て執行します。しかし、この土地開発基金の場合は、議決を経ないで先に土地を買収し、正式に事業化するとき初めて予算を議決し、その予算によって基金から土地を買い戻す手続を行います。このため、市民にはもとより、議会にも見えにくい形で基金が利用され、議会の議決を経ないで高額な土地が買収されることとなります。そして、事業が正式に着手される段階でこのことが明らかになります。

このように、土地開発基金による土地売買は非常に不透明です。この非常に不透明な土地開発基金の現金が令和3年末時点で4,092万150円になっており、今回この予算を可決した場合、約7,000万円ほどの現金高となります。約7,000万円になるであろう土地開発基金現金高に注意を払う必要があると考えます。また、土地開発基金の不透明な管理、運用は避けるべきです。本来、土地開発基金で土地を取得する際には、公用のために先行取得した土地が不要となり、一般会計で買い取るというようなことがないよう計画的な土地取得を行うべきです。

看護師養成所開設準備事業に学ぶならば、土地開発基金制度による土地の先行取得をストップし、用地先行取得事業特別会計を設置し、用地取得の議決要件にするという透明化を図り、財政規律の確保を目指していただきたいと願っております。

第7. この土地は看護師養成所開設を目的と



して取得したものでありますが、同時に当該事業によって中心市街地と商店街を活性化することも目的としていました。しかし、建設ありきで事業を進めるためには、中心市街地に関係する市民に事業を納得させる必要がありました。そのために、市街地活性化を事業計画に盛り込んで、経済波及効果を表現する必要があったのだと私は当時を振り返って認識しております。

平成30年12月、突如として地方創生拠点整備交付金、地方創生推進交付金事業計画案が提案されたのには驚きましたが、中心市街地活性化、経済波及効果というのは建前であったため、事業内容の構築が甘く、事業が国に採択されることはないだろうと私は考えていましたが、案の定、採択はされませんでした。

中心市街地活性化は新庄市の大命題です。看護師養成所開設準備事業の当時、本当に真剣に中心市街地の活性化に取り組もうとしていたのでしょうか。去る5月25日の全員協議会の資料の活用等に係る検討の経過と結果からは、事業を中止したとしても、まちのにぎわいの創出のために当該土地を活用しようとする真剣に取り組んだ形跡が私からは見られません。

中心市街地に学校を建てたら町がにぎわうという幻想を提案された市街地住民の中には、現在も市役所にだまされたという思いがあると。このような市民感情を真摯に受け止めていただきたいと願います。また、事業中止から3年が経過した現在においても、事業中止について納得のいく市民への説明がなされていないと考えている市民が多くいます。

市は、市報のたった1ページで事業中止を広報したことを反省していただき、市民が納得いく説明を今からでも丁寧に行っていただきたいと願います。

以上で賛成討論を終わります。

**高橋富美子議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより修正動議について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第2号)に対する修正案について、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**高橋富美子議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 投票の結果は、賛成4票、反対12票、賛成少数であります。よって、修正案は否決されました。

これより原案について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第29号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**高橋富美子議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 投票の結果は、賛成12票、反対

4票、賛成多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

### 日程第6議案第30号令和4年度 新庄市介護保険事業特別会計補正 予算（第1号）

**高橋富美子議長** 日程第6議案第30号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

### 日程第7議員派遣について

**高橋富美子議長** 日程第7議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

## 閉 会

**高橋富美子議長** ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 6月定例会の長期にわたる定例議会に当たりまして、慎重審議、誠にありがとうございました。

2月から始まったロシアのウクライナ侵攻以来、日に日にその激しさが増しているということで、経済制裁と対極にある穀物の輸出ができないという状況の中で、輸出、輸入が非常に厳しいと。そこに円安ということで、輸入製品がかなり上がりつつあるということで、国民の生活が、かなり、徐々に、さらに厳しくなってくるのではないかなと思っています。

一方で、コロナが少しずつ落ち着きを見せ、新庄まつりも実行委員会の中で通常開催をするという運びになったこと、大変私もうれしく思っております。また、各連盟の皆さんも、この状況ですので、様々な対応をしながら進めるということでありますが、運営が厳しいというこ

とも承知しておりますし、議会からもそのことについて御質問がありましたので、内部でしっかり皆さんと協議しながら、関係団体の皆さんがすっきりとお祭りができるような形で我々も協議をしてみたいと思っております。

この議会中、朝晩、大変寒くて、その間に梅雨に入ったということで、4月、5月の夏らしいような天気から一気に寒くなり、お店に行くとストーブを持ち出してきたなんていう話も。ここは農業地帯でありますので、農作物、今であればサクランボ、去年は非常に不作であったわけですが、幾らか今年は取れているというお話は聞きますが、そうしたよい話を続けながらこの地域が元気になればなと思います。

また、今回補正予算の中で市民への商品券1人3,000円とそれからプレミアム付商品券などを提案しましたが、国でもさらなる形での支援が来るだろうということがありますので、職員一同、いろいろな知恵を使いながらそれを有効的に活性化につなげてまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましても、その都度、担当課で結構でありますので、支援策に対するアドバイスなどをいただければ大変ありがたいなと思っております。

いよいよ夏、新庄まつり本番に向けて開始になるかと思いますが、市民の皆さんの安全と安心をきちっと担保しながら、訪れる災害にも対応しながら頑張ってまいりたいと思っております。

皆さんの御意見を真摯に受け止め、今後の市政運営に努めてまいりたいと思っております。

6月議会、誠にありがとうございました。

**高橋富美子議長** 以上をもちまして、令和4年6月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午後1時41分 閉会

新庄市議会議長 高橋 富美子

会議録署名議員 八 鍬 長 一

〃 〃 小 嶋 富 弥